# 障がい者のための保健医療福祉

# サービスガイド

令和7年度版









































000

このガイドブックは市のホームページに掲載しております

佐世保市障がい福祉課

# ご利用の前に

この「障がい者のための保健医療福祉サービスガイド」に掲載している内容は、今後法律等の変更により、変更が生じる場合があります。

詳しくは市役所の障がい福祉課にお尋ねください。 (☎0956-24-1111)

1	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	身体障害者手帳の交付等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	療育手帳の交付等について	3
	精神障害者保健福祉手帳の交付等について	4
2	障害者総合支援法·児童福祉法 ······	5
	(1)障害者総合支援法・児童福祉法	6
	(2)自立支援給付	8
	①障がい福祉サービス	8
	· 介護給付 ····································	8
	·訓練等給付 ······	11
	・相談支援サービス	12
	・障がい児通所支援サービス(児童福祉法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	②障がい福祉サービスを利用したときにかかる費用	14
	③自立支援医療 ······	18
	④補装具	19
	(3)地域生活支援事業	20
	(4)障がい児通所・入所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	障がい別サービス一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4	サービスの内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	①手当	
	特別障害者手当	30
	特別児童扶養手当	30
	障害児福祉手当	31
	②年金等	
	障害基礎年金	32
	障害厚生年金	32
	特別障害給付金	33
	心身障害者扶養共済制度	33

# ③医療費の助成

福祉医療	34
自立支援医療(更生医療)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
自立支援医療(精神通院)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
難病医療	36
④後期高齢者医療制度への移行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
⑤補装具	
補装具費(購入・借受・修理)の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
軽度:中等度難聴児補聴器購入費助成	42
⑥住宅	
公営住宅の優遇措置	43
⑦地域生活支援事業	
日中一時支援 ·····	44
訪問入浴サービス	44
移動支援	45
地域活動支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
日常生活用具の給付	
自立生活支援用具 ·····	46
介護:訓練支援用具	48
情報:意思疎通支援用具	50
在宅療養等支援用具	52
排泄管理支援用具:住宅改修 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
⑧その他の在宅支援	
訪問看護	56
車いす貸与	57
人工呼吸器の非常用電源装置購入費の給付	57
訪問型レスパイト	58
在宅重症心身障害児等短期入所	58
⑨専門相談	
訪問指導	59
難病医療相談 ······	59

# ⑩精神保健

	精神科医師による相談	60
	障がい者虐待相談	60
	保健所デイケア	61
	アルコール・ギャンブル等依存症者及び家族の相談	61
	精神科デイケア	62
① <b>☆</b>	<b>を通費の割引・助成</b>	
	旅客鉄道割引 (JR) ····································	63
	福祉特別乗車証(福祉パス) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	福祉回数券等	64
	電車	65
	バス	65
	タクシー	66
	福祉タクシー	66
	航空	67
	船舶	68
	黒島旅客船利用運賃一部助成	68
	就労系サービス利用者通所費助成(JR)	69
	有料道路 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70
12 É	<b>動車</b>	
	自動車改造費の助成	71
	自動車運転免許取得費助成	71
	駐車禁止の除外措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	長崎県おもいやり駐車場制度	73
①3秒	<b>台の減免等</b>	
	軽自動車税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	自動車税等の減免	75
	所得税の障害者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	住民税の障害者控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	相続税の障害者控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

# ⑭料金等の割引

	NHK放送受信料の免除(日本放送協会放送受信規約)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	携帯電話基本使用料等の割引	79
	電話番号の無料案内(ふれあい案内)	79
	各種郵便物の取扱い	80
	青い鳥郵便はがきの無料配布	80
15資	<b>登金の貸付</b>	
	生活福祉資金貸付制度	81
16 意	類思疎通支援・情報 	
	ろうあ相談員の設置	82
	手話通訳者の設置	82
	手話通訳者の派遣(地域生活支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
	要約筆記者の派遣(地域生活支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
	盲ろう者向け通訳者及び移動介助員の派遣(地域生活支援事業)	84
	聴覚障がい者用SOSカードの配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	遠隔手話通訳サービス(地域生活支援事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	声の広報の発行	86
	公文書の点字化	86
①選	<b>《学</b>	
	点字投票 ·····	87
	郵便等による不在者投票	87
	郵便等による不在者投票(代理記載)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
18京	大 <u>学</u>	
	職業相談・職業紹介・職場定着指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	職場適応訓練	89
	職業訓練	90
	事業主への助成	90
195	ノンボルマーク	
	身体障がい者標識(車表示用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	聴覚障がい者標識(車表示用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	聴覚障がい者標識(本人掲示用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	ヘルプマーク(本人掲示用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92

# 20相談窓口

	相談支援事業(地域生活支援事業)	93
	障がい者に関するマーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
5	その他 ・・・・・・	96
	(1) 主な関係機関	97
	(2) 障がい者・難病患者関係団体等	98
	(3) 障害者相談員名簿	98
	(4)させぼ地域基幹相談支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	(5)身体障がい者程度等級表	100
	(6)精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準	102
	(7) 障害者総合支援法対象疾病一覧(376疾病一覧)	104

1 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

# 身体障害者手帳の交付等について

身体障害者手帳は、視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由又は内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓)などに一定程度の永続する障がいのある方に対して、身体障害者福祉法の規定に基づき、その障がいの程度に応じて  $1\sim6$  級までの等級により交付されるものです。(等級表については $100\sim101$ をご覧ください。)

☆手続きはすべて障がい福祉課(中央保健福祉センター すこやかプラザ 1F)で受け付けます。

●手続きは代理の方でも行うことができます。

●手続さは代理の方でも行うこ 申請内容	申請に必要なもの	備考
身体障害者手帳を申請するとき	<ul><li>○ 身体障害者手帳交付申請書</li><li>○ 身体障害者診断書・意見書等</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 申請書、診断書・意見書等の様式 は障がい福祉課にあります。 ○ 診断書・意見書は指定医師による 記入が必要です。指定医師につい ては障がい福祉課にお尋ねくださ
新たに別の障がいが加わった、又 は現在の障がいの程度が重くなっ たとき	<ul><li>○ 身体障害者手帳交付申請書</li><li>○ 身体障害者診断書・意見書等</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ 身体障害者手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	い。 ○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写 真が1枚必要です。(原則として 申請時から1年以内に撮った未使 用のもの)
再認定を要するとき 身体障害者手帳に再認定期間 が入っている方。障がい福祉 課から再認定期間の3か月前 に対象者へ通知します。	<ul><li>○ 身体障害者手帳交付申請書</li><li>○ 身体障害者診断書・意見書等</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ 身体障害者手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 代理の場合は代理の方の身分を証明するものが必要です。
手帳を破損又は紛失したとき(再交付)	○ 身体障害者手帳再交付申請書 ○ 写真(備考欄をご覧ください。) ○ 身体障害者手帳(破損の場合) ○ マイナンバーがわかるもの ※代理の場合は代理の方の身分を証明するものが必要です。	○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。(原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの) ○ 紙型での手帳再交付は即日可。 カード型での手帳再交付は2週間後となります。
市外から佐世保市内に住所が変わったとき	○ 身体障害者手帳変更届 ○ 身体障害者手帳 ○ マイナンバーがわかるもの ※他の手続きによっては印鑑が必要 な場合もあります。	<ul><li>○ 手帳の内容や等級によっては健康 保険証等が必要になることがあり ますので障がい福祉課にお尋ねく ださい。</li><li>○ 先に転入手続きを済ませてから、 佐世保市障がい福祉課で手続きを してください。(住民票は不要で す。)</li></ul>
市内で住所又は氏名等が変わったとき	○ 身体障害者手帳変更届 ○ 身体障害者手帳 ○ マイナンバーがわかるもの	<ul><li>○ 市役所本庁舎(戸籍住民窓口課) で住所又は氏名変更の手続きを行われた場合は、戸籍住民窓口課で手帳の変更を行います。</li><li>○ 支所で変更手続きを行われた場合は、障がい福祉課で手帳の変更を行います。</li></ul>
障害等級に該当しなくなったとき や亡くなられたとき	<ul><li>○ 身体障害者手帳返還届</li><li>○ 身体障害者手帳</li></ul>	○ 住民票や死亡診断書は不要です。 ○ 亡くなられた場合、手当を受給されていた方は別の手続きが必要ですのでお尋ねください。 ○ 福祉医療費受給者証をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課へ、福祉パスをお持ちの方は西肥バスの指定窓口へ返還してください。
佐世保市外に転出したとき	○ 詳しくは転出先の市町村でお尋ねく ださい。	<ul><li>○ 福祉医療費受給者証をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課へ、福祉パスをお持ちの方は西肥バスの指定窓口へ返還してください。</li><li>○ 施設入所による転出の場合、届出が不要の場合があります。</li></ul>

# 療育手帳の交付等について

療育手帳は、知的障がい児者に対して一貫した指導、相談、各種のサービスを受けやすくするために、

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センターの判定に基づき県知事が交付します。 知的障がいの程度判定は、知的能力や介護度及び重複障害の程度等を総合的に判断して、A1、A2、B1、 B2の4段階に分けられています。

☆手続きはすべて障がい福祉課(中央保健福祉センター すこやかプラザ 1F)で受け付けます。

●手続きは代理の方でも行うことができます。

申請内容	申請に必要なもの	備考
療育手帳を申請するとき	<ul><li>○ 療育手帳交付申請書</li><li>○ 療育手帳交付・再判定申請時調査票</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 申請書は障がい福祉課にあります。 ○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が 1枚必要です。(原則として申請時か ら1年以内に撮った未使用のもの)
障がいの程度が変化したと き、又は次の判定時期が来 たとき	<ul><li>○ 療育手帳再判定申請書</li><li>○ 療育手帳交付·再判定申請時調査票</li><li>○ 療育手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 再判定時期の3か月前から申請ができます。(更新の案内はありません)
手帳を破損または紛失したとき(再交付)	○ 療育手帳再交付申請書 ○ 写真(備考欄をご覧ください。) ○ 療育手帳(汚損の場合のみ) ○ マイナンバーがわかるもの ※代理の場合は代理の方の身分を証明するものが必要です。	○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が 1枚必要です。(原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの)
県外から佐世保市内に住所 が変わったとき	<ul><li>○ 療育手帳交付申請書</li><li>○ 療育手帳交付・再判定申請時調査票</li><li>○ 申出書</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ 印鑑</li><li>○ 療育手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が 1枚必要です。(原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの) ○ 先に転入手続きを済ませてから、佐世 保市障がい福祉課で手続きをしてください。(住民票は不要です。)
県内から佐世保市内に住所 が変わったとき	<ul><li>○ 療育手帳記載事項変更届</li><li>○ 療育手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li><li>※他の手続きによっては印鑑が必要な場合もあります。</li></ul>	○ 手帳の内容や等級によっては健康保険 証などが必要になることがありますの で障がい福祉課にお尋ねください。 ○ 先に転入手続きを済ませてから、佐世 保市障がい福祉課で手続きをしてくだ さい。(住民票は不要です。)
市内で住所または氏名等が変わったとき	<ul><li>○ 療育手帳記載事項変更届</li><li>○ 療育手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 先に転居手続きを済ませてから、佐世 保市障がい福祉課で手続きをしてくだ さい。(住民票は不要です。)
障がい程度に該当しなく なったときや、亡くなられ たとき	<ul><li>○ 療育手帳返還届</li><li>○ 療育手帳</li></ul>	<ul><li>○ 福祉医療費受給者証をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課へ、福祉パスをお持ちの方は西肥バスの指定窓口へ返還してください。</li><li>○ 亡くなられた場合、手当を受給されていた方は別の手続きが必要ですのでお尋ねください。</li></ul>
県外に転出するとき	○ 療育手帳返還届 ○ 療育手帳 ○ マイナンバーがわかるもの ※転出先で手帳の交付を受けた後で 返還してください。	○ 福祉医療費受給者証をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課へ、福祉パスをお持ちの方は西肥バスの指定窓口へ返還してください。 ○ 転出先の市町村で改めて手続きが必要です。
県内の市外に転出するとき	○ 詳しくは転出先の市町村でお尋ねく ださい。	○ 福祉医療費受給者証をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課へ、福祉パスをお持ちの方は西肥バスの指定窓口へ返還してください。

# 精神障害者保健福祉手帳の交付等について

精神障害者保健福祉手帳とは、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活に制限を受ける方に対し、県知事が交付します。

手帳を持つことにより、各種の支援が受けやすくなることを目的としており、障がいの程度により1~3級に分けられています。(等級表については、P102~P103をご覧ください。)

☆手続きはすべて障がい福祉課(中央保健福祉センター すこやかプラザ 1F)で受け付けます。

●手続きは代理の方でも行うことができます。

手続きに必要な申請書等の書類は、障がい福祉課や医療機関にあります。

申請内容	り 音類は、 障がい 福祉課で 医療機関 にあり 申請に必要なもの	備考
手帳を申請するとき	<ul><li>○ 障害者手帳申請書</li><li>○ 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)</li><li>又は障害年金証書・</li><li>年金振込通知書(ハガキ)、同意書</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	<ul><li>○ 自立支援医療(精神通院)を同時に申請することができます(P35)。詳しくはお尋ねください。</li><li>○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。(原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの)</li></ul>
手帳の有効期限を更新するとき	<ul><li>○ 障害者手帳申請書</li><li>○ 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)</li><li>又は障害年金証書・</li><li>年金振込通知書(ハガキ)、同意書</li><li>○ 障害者手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	<ul><li>○ 手帳の有効期限は2年です。更新には 再認定が必要です。(更新の案内はありません)有効期限の3カ月前から手 続きができます。</li><li>○ 受理後、交付まで約2~3か月かかります。</li></ul>
手帳を破損又は紛失したとき(再発行)	<ul><li>○ 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が 1枚必要です。(原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの) ○ 受理後、再交付まで約3週間かかります。
県外から佐世保市内に住所が 変わったとき	<ul><li>○ 障害者手帳申請書</li><li>○ 障害者手帳</li><li>○ 写真(備考欄をご覧ください。)</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	
県内から佐世保市内に住所が 変わったとき	<ul><li>○ 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li><li>○ 障害者手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 先に転入手続きを済ませてから、佐世 保市障がい福祉課で手続きをしてくだ さい。(住民票は不要です。)
市内で住所又は氏名が変わったとき	<ul><li>○ 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li><li>○ 障害者手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 先に転居手続きを済ませてから、佐世 保市障がい福祉課で手続きをしてくだ さい。(住民票は不要です。)
障害等級に該当しなくなった ときや亡くなられたとき	<ul><li>○ 障害者手帳返還届</li><li>○ 障害者手帳</li><li>○ マイナンバーがわかるもの</li></ul>	○ 福祉医療費受給者証をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課へ、福祉パスをお持ちの方は西肥バスの指定窓口へ返還してください。
県外又は市外に転出するとき	○ 詳しくは転出先の市町村でお尋ねくだ さい。	○ 福祉医療費受給者証をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課へ、福祉パスをお持ちの方は西肥バスの指定窓口へ返還してください。

2 障害者総合支援法・児童福祉法

# (1) 障害者総合支援法・児童福祉法

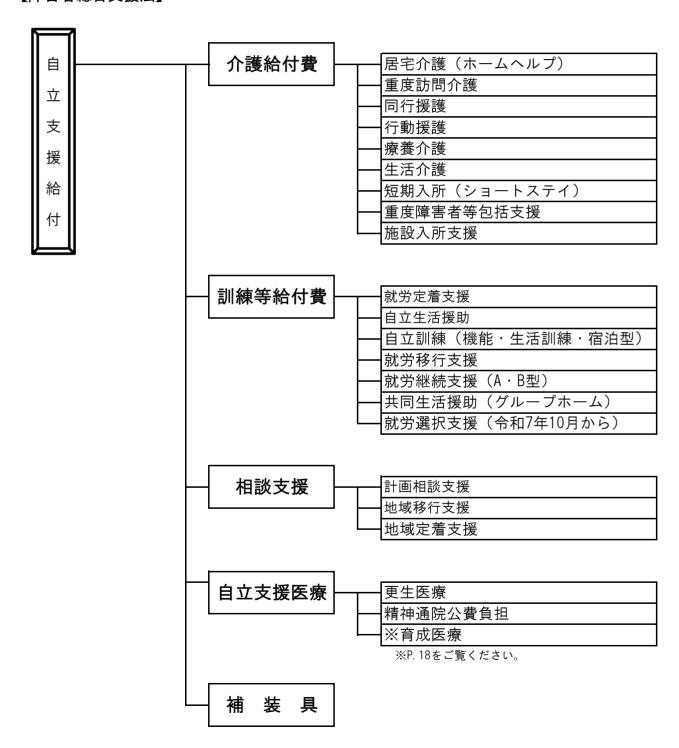
●障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。

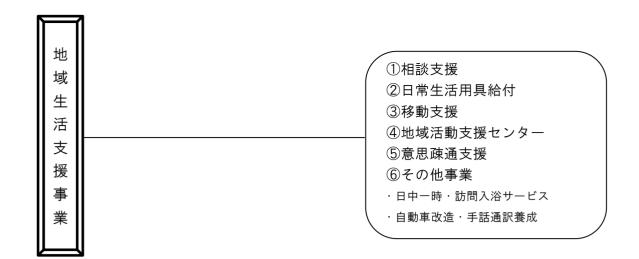
自立支援給付は全国一律のサービスで、介護給付や訓練等給付からなる障がい福祉サービスと自立支援医療、補装具があります。

地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて行うサービスで、相談支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センターなどがあります。

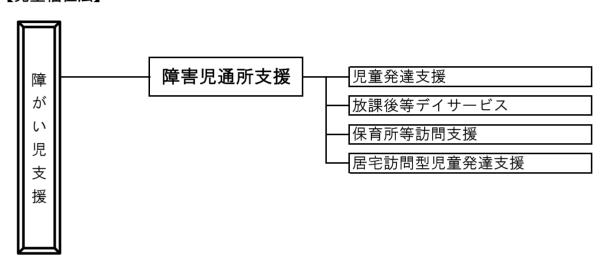
また、児童福祉法による障がい児を対象としたサービスは、障害児通所支援があり、その中に児童発達支援や放課後等デイサービス等があります。

#### 【障害者総合支援法】





#### 【児童福祉法】



- ※対象児:以下のいずれかに該当する18歳までの児童
- ①障害者手帳を取得している児童
- ②特別児童扶養手当の対象児童
- ③自立支援医療(精神通院)を利用中の児童
- ④児童福祉法における指定難病の児童
- ⑤特別支援学校・学級に在籍している児童
- ⑥通級指導教室に通級している児童(まどか教室、ゆたか教室、すこやか教室のみ)
- ⑦医師の意見書等がある児童

# (2) 自立支援給付

# ①障がい福祉サービス

### ●介護給付

介護保険の対象者については、利用したいサービスと同様のものが介護保険にあれば、介護保 険サービスが優先となります。

障害支援区分欄の記号 ○:利用可 △:条件つき利用可 ×:利用不可

※条件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。

小木	件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。   対象となる障害支援区分									
居	_	非該当	区分 1		. <u>はる障害又</u> 区分3	区分4	区分5	区分 6		
居宅	区	7F BX 🗇	区刀「	区分之	四月日	区刀工	四月日	区力し		
介護	分	×	0	0	0	0	0	$\circ$		
(ホームヘルプ)	サービス内容	居宅における入浴、排せつ、食事の介護及び家事援助(調理、洗濯、掃除等)のサービスを提供します。								
		<b>⊒</b> L=± \//	<u> </u>		:なる障害支			<u> </u>		
	区	非該当	区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分 6		
	分	×	×	×	×	Δ	Δ	Δ		
重度訪問へ	サービス内容	ス 世行する障がい名であって、常に介護を必要とする方に対して、ホームベルノや外 日内 出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。								
介護	作									
					:なる障害支	援区分				
	区	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分 6		
	分	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		
同行援護	<b>ラ│ ビ │視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等へ、外出時に同行し、移</b>									
	条 件			、調査によっ <sup>・</sup> こついては、						

障害支援区分欄の記号 〇:利用可 △:条件つき利用可 ×:利用不可

※条 <sup>′</sup>	条件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。									
					なる障害支					
	区	非該当	区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
	分	×	×	×	Δ	Δ	Δ	Δ		
行動援護	サービス内容	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方が対象となります。 行動の際における危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。								
	条 件	支援区分認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上であること。								
					なる障害支					
1	区	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
	分	×	×	×	×	×	Δ	Δ		
療養介護	サービ 医療を必要とする障がい者で、かつ常時介護を必要とする方が対象となります。 主に昼間、病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学 的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。 容									
	条 件	であって、」 〇障害支援[ る方	以下いずれか 区分6に該当	いの条件を満	たす方 開に伴う人コ	_呼吸器によ	を必要とする	そ行ってい		
							筋萎縮症患者 別途条件があ			
					なる障害支					
	区	非該当	区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分 6		
	分	×	×	Δ	0	0	0	0		
生活介護	サービス内容	主に昼間、降	障害者支援施	が対象とな 記設などで行 ごのサービス	われる入浴、		事の介護や、	創作活動		
	条 件			3分2以上の )方(施設入			害支援区分3 4以上)	3以上)		

### ●介護給付

介護保険の対象者については、利用したいサービスと同様のものが介護保険にあれば、介護保 険サービスが優先となります。

障害支援区分欄の記号 ○:利用可 △:条件つき利用可 ×:利用不可

※条件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。

八木	条件つき利用可につきましては、障がい福祉課にお尋ねください。 対象となる障害支援区分									
短	<u> </u>	非該当	区分 1	区分 2	区分3	<u> 区分4</u>	区分5	区分 6		
期入	区 分	X	0	0	0	0	0	0		
所(ショートステイ)	サービス内容	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。 ※短期入所を利用している重症心身障がい児者で、医療スコアが原則10点以上の方は、「在宅重症心身障害児者短期入所支援事業」をご利用いただけます。								
		Ì		対象と	:なる障害支	援区分				
	区	非該当	区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分 6		
重	分	×	×	×	×	×	×	Δ		
障害者等包括支援	重度 障害者 サービ 常時介護を必要とする方で、介護の必要な支援が著しく高い方を対象とし、 芸をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。 内容									
		W = 1			: なる障害支		=			
	区	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分 6		
	分	×	×	×	Δ	0	0	0		
施設入所支援	サード 施設入所者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービス を提供します。 内容 容							)サービス		
	条 件				上は障害支援 支援を受ける					

# ●訓練等給付

介護保険の対象者については、利用したいサービスと同様のものが介護保険にあれば、介護保険サービスが優先となります。

		「優先となります。 対象となる障害支援区分
	区	非該当 区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6
	分	〔障害支援区分の認定を受けていない方も利用できます。〕
	就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用して一般就労した方に対し、就労に伴う生活上の課題を解決するために、一定の期間にわたり、事業所や家族との連絡調整等を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方に、一定 の期間にわたり、定期的な巡回訪問や関係機関との連絡調整等を行います。
<del> </del>	(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能 や生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
— ビス種類・内	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、定められた期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。 (※65歳以上の方は対象要件があります)
容	就労継続支援(A型·B型)	一般企業での就労が困難な方に働く場の提供や、知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。 A型・・・雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な方 (65歳以上の方は対象要件があります) B型・・・就労経験がある方で一般企業の雇用に結びつかない方や、就労移行支援を 利用した結果、B型利用が適当と判断された方
	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む方を対象に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談 その他の日常生活上の援助を提供します。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月から)

### ●相談支援サービス

困りごとの相談や、サービスを利用する際のサービス等利用計画作成の支援を受けることができます。

長崎県および佐世保市の指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が相談に応じます。

※相談支援専門員とは、相談支援事業所で働く方で、障がいのある方の支援や計画作成について研修を受けた人です。

計画	多	障がい福祉サービスを利用する方で次のような方 ○サービスの利用が初めてでよくわからないなど、サービス事業所を選ぶことが難しい 方
画相談	П	○サービスの利用や日常生活について、継続して相談したい方 
改支援(障がい		相談支援専門員が困っていることや利用したいサービス、生活の希望や目標などについ て話し合い、サービス等利用計画を立てるお手伝いをします。
い児・者)	2000	相談支援専門員に計画の作成を依頼してください。サービスをどのように利用するかを記載したサービス等利用計画案を障がい福祉課へ提出します。 ※障がい福祉サービスを利用する全ての方が、サービス等利用計画案を作成する必要があります。
地	対象者	障害者支援施設入所又は精神科病院に入院(概ね1年以上)している方で、地域生活へ の移行を希望される方
域移行支援	一内ビ家	相談支援専門員などが、地域での生活や活動の希望などをお聞きしながら相談に応じます。具体的には、住む場所等を一緒に探したり、施設や病院から一緒に外出するなどの支援をします。
	利期用間	6カ月以内(地域へ移行できると見込まれる場合は延長もあります。)
地域	対象者	地域生活を続けるために、特に相談や支援の必要な、次のような方  〇地域で一人暮らしをしていて、緊急時の支援が受けられない方  〇家族と一緒に暮らしていても家族に障がいや病気があり支援を受けられない方  〇病院や施設を出て地域での生活を始めた方や、実家から自立し一人暮らしを始めた方  ※グループホーム・宿泊型自立訓練施設に入居している方は対象になりません。
地域定着支援		相談支援専門員などが常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等必要な支援を行います。
	利 期 用 間	1年以内(必要に応じて延長もあります。)

# ●障がい児通所支援サービス(児童福祉法)

児童	対象者	療育が必要な未就学の障がい児
児童発達支援	サービス内容	日常生活における基本的な動作や、知識・技能を教えたり、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デ	対象者	療育が必要な就学中の障がい児
デイサービス		放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児で生活能力向上のために必要な訓 練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	対象者	保育所等に通う障がい児、又は今後、保育所等に通う予定の障がい児
保育所等訪問支援	サー ビス内容	保育所等における集団生活への適応のため、専門的な支援を行います。
居宅訪	対象者	重度の障がいのため、外出が著しく困難な障がい児
居宅訪問型児童発達支援		障がい児の居宅を訪問して、児童発達支援(日常生活における基本的な動作や知識・技能を教える等)を提供します。

※対象児の詳細についてはPフをご確認ください。

#### ②障がい福祉サービスを利用したときにかかる費用

原則として、サービスにかかった費用の1割と施設での食費や光熱水費などの実費を負担することになります。所得に応じて負担上限月額が設定され、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※利用者負担の認定を受けるには、障がい福祉課に申請書の提出が必要です。

#### ●利用者負担の軽減

利用者	ホームヘルプ	通所サービス	グループホーム	施設入所	療養介護 サービス
定	利用者負担の	負担上限月額認定	(所得段階別)※	1	
定率負担	高額障害福祉力	ナービス等給付費(	し 世帯での所得段階別 	別負担上限)※	医療型個別 湯免※3
実		食費の軽減	家賃の一部	補足給付費 ※6	
実費負担		※4	助成※5	(食費・光熱水費 の負担を軽減)	

#### ※1世帯収入による利用者負担額

#### 【利用するサービス別の利用者負担上限月額】

区分	世帯の収入状況	ホーム/通所サ		グループ ホーム	療養介護 施設入所 (20歳以上)	療養介護 施設入所 (18・19歳)	療養介護サ (医療	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
低所得	市町村民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	所得額 80万9千円以下	15,000円
区別行	世帯	VΠ	VI	VΠ	VΠ	VΠ	所得額 80万9千円超	24, 600円
一般1	障がい者: 市町村民税課税世帯 で所得割16万円未満	9, 300円	4,600円			9, 300円 (所得割		
74.1	障がい児: 市町村民税課税世帯 で所得割28万円未満	5, 500, 1	,, 5551 1	37, 200円	37, 200円	28万円 未満)	40, 200	円
一般2	その他の世帯	37, 200円	37, 200円			37, 200円		

- 障がい福祉サービスの負担上限月額は、世帯の市町村民税状況により設定され、ひと月 に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- 世帯の範囲は、利用者の年齢によって異なります。
  - ・18歳以上の場合(障がい者)・・・本人と配偶者のみ
  - ・18歳未満の場合(障がい児)・・・住民基本台帳での世帯全員
  - ・18・19歳の施設入所支援利用者・・・保護者の属する住民基本台帳での世帯

- ※2 同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用しても、利用者負担上限月額は同じです。 同じ世帯(18歳以上の場合は本人と配偶者、18歳未満の場合は住民基本台帳での世帯)の中で障がい福祉サービスを利用している方が複数いる場合や、一緒に介護保険の サービスを利用した場合で、利用者負担の合計が上限月額を超えたときは申請により、超 えた額が払い戻されます。 利用者負担上限月額が「0円」の方は、高額障害福祉サービス等給付費は支給されませ ん。また、一般1の方で利用者負担上限月額が「9,300円」の方の高額障害福祉サー
- ※3 療養介護サービスを利用する場合、市町村民税が非課税の方は医療型個別減免があります。 療養介護サービスを利用する方は、年齢及び収入に応じて障がい福祉サービス費、医療費 及び食事療養費の負担上限月額の設定があります。

ビス等給付費算定の際の基準額は、「37.200円」になります。

- ※4 通所サービスを利用される場合、食費の軽減措置があります。 生活保護、低所得及び一般1の区分の方は、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は施設ごとに額が設定されています。
- ※5 グループホームを利用される場合、家賃の一部を助成します。 生活保護及び低所得者の区分の方は、月額1万円を上限として家賃の一部の助成があります。家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額の助成があります。
- ※6 入所施設を利用される場合、食費・光熱水費の軽減措置があります。 20歳以上で生活保護及び低所得の区分の方は、年齢及び収入に応じて、食費・光熱水費 の軽減措置として、補足給付(特定障害者特別給付費)の支給があります。
  - 18、19歳の方(全区分)は食費・光熱水費の軽減措置として、補足給付(特定障害者特別給付費)の支給があります。

#### ■利用者負担上限月額の認定等を受ける際に必要となる書類

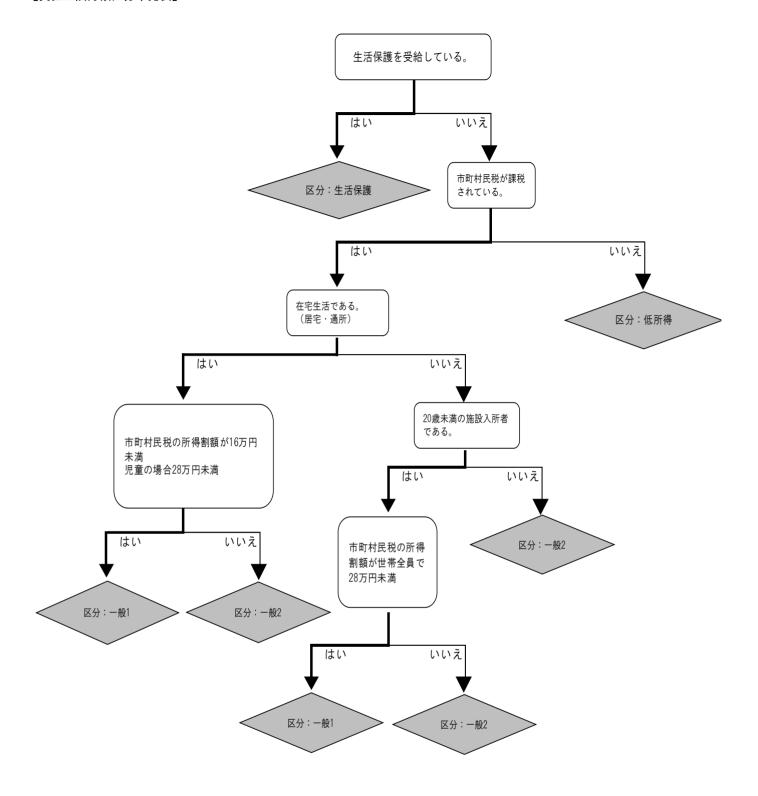
世帯の収入状況		ヽルプ・ ービス 障がい児	グループ ホーム ※ 7	施設入所 (20歳以上)	施設入所 (18·19歳)	療養介護 サービス ※8
①利用者負担額認定等申請書(様式1号)	0	0	0	0	0	0
②世帯状況・収入申告書(様式27号)				○※9	O** 9	○※9
③工賃等証明書(施設が発行する証明書等)				0	0	0
④本人の年金額がわかる書類の写し				0		0
⑤本人の健康保険証の写し						0

- ※7 グループホームの家賃の助成を受ける際は、共同生活住居契約家賃額証明書が必要になります。
- ※8 療養介護サービスは、限度額適用・標準負担額認定証をお持ちの方はその写しが必要になります。
- ※9 証明する書類も添付してください。

#### ■新高額障害福祉サービス等給付費

平成30年4月以降の介護保険サービスご利用分について、特定の条件を満たした方は、申請により介護保険サービスの自己負担分が払い戻されます。詳しくは障がい福祉課へお尋ねください。

#### 【負担上限月額区分早見表】



※所得割額は、利用者本人及び配偶者の所得の状況。児童の場合は、保護者の属する世帯全員の所得の状況で認定されます。

- 例1) 一般1 (9,300円) に該当する方が 1カ月に100,000円分の障がい福祉サービスを受けた場合、負担上限月額が9,300円、障が い福祉サービスの1割は10,000円となりますので、この利用者は9,300円を利用事業者に支 払うことになります。
- 例2) 一般1 (9,300円) に該当する方が 1カ月に50,000円分の障がい福祉サービスを受けた場合、負担上限月額が9,300円、障がい 福祉サービスの1割は5,000円となりますので、この利用者は5,000円を利用事業者に支払 うことになります。

### 障がい福祉サービスを受けるまでの流れ

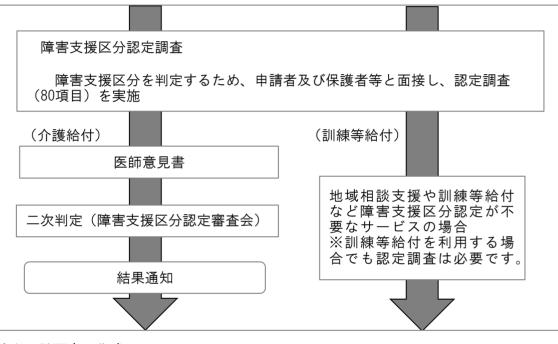
◆障がい福祉サービスを受けるためには、サービスの種類や支給量が定められた「受給者証」の交付手続きが 必要です。

#### ①相 談

受けたいサービスや生活での困りごとがある場合は、相談支援事業所や指定特定相談支援事業者に相談してください。障がい福祉サービスの利用が必要とされる場合は、市に申請をします。

#### ②申 請

市は申請内容を確認し、区分認定調査員が本人の心身の状況や生活環境などについて聞き取り調査をする障害支援区分認定調査を行ないます。



#### ③サービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業者と契約を結び、サービス等利用計画案の作成を依頼します。相談支援専門員がアセスメントの状況を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めた「サービス等利用計画案」を市に提出します。

#### 4)決定・交付

サービス等利用計画案や申請内容等を参考に、サービスの種類や支給量、モニタリング期間等が決定され、受給者証が交付されます。

#### ⑤事業者と契約

利用するサービス事業者と契約を結びます。

#### ⑥サービスの利用開始

契約に基づき、サービスの利用を開始します。事業所では、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画に基づきサービスが提供されます。

#### ⑦モニタリング

相談支援専門員が、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するためのモニタリングを行い、必要に応じて、申請の変更を行ないます。

# ③自立支援医療

自立支援医療とは、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」にかかる自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

#### 「更生医療」

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が対象です。 身体の障がいを軽減して日常生活を容易にするための医療です。

「育成医療」※詳しくはすこやか子どもセンターにお尋ねください。

18歳未満の児童で、特定の疾患を持つ方が対象です。 身体の障がいを軽減して、生活能力を得るための医療です。

#### 「精神通院医療」

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に必要な方が対象です。 精神障がい及びその精神障がいによって生じた病態に対して、入院しないで行われる医療です。

#### ●利用者負担の仕組み

医療費の定率1割が利用者の負担となります。 ただし、所得に応じて、ある一定金額の「月額負担上限」が設定されています。

#### < 白己負扣額一覧表 >

>日し見担領 男	24/					
		一定所得以下		中間	所得層	一定所得以上
所得区分	生活保護世帯	市町村民税	非課税世帯	市町村民税(	(所得割) 世帯	市町村民税
	生活保護	本人収入 80万9千円以下	本人収入 80万9千円超	3万3千円未満	3万3千円~ 23万5千円未満	(所得割) 23万5千円以上
				1割	負担	
				育成医療の経	過措置(※2)	対象外 (3割負担)
自己負担上限額	0円	2, 500円	5,000円	5,000円	10,000円	(34,30,22)
				高額治療継続	者「重度かつ継続」	に該当(※1)
				5,000円	10,000円	20,000円 ( <b>※2</b> )

- ※1 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、次の基準で定められています。
  - ①疾病、症状等から対象となる方

「更生医療・育成医療」・・・腎臓機能、肝臓機能、小腸機能、又は免疫機能・心臓機能障害の方

「精神通院医療」

- ... 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能 障害若しくは薬物関連障害(依存症等)の方、又は集中・継続 的な医療を要するとして精神医療に一定以上の経験を有する医 師が判断した方
- ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる場合です。過去1年間に、医療保険上の自己負担限度額を超えて既に3回以上高額療養費を受給した方が対象となります。
- **※2** 令和9年3月31日までの経過的特例です(育成医療の経過的特例については、すこやか子どもセンターへお尋ねください。)。

#### ●入院時の食費(標準負担額)は自己負担となります。

一定の所得がある場合でも、医療上の必要から継続的に相当額の医療費負担がある場合に、食費等負担を軽減する仕組みがあります。

※詳しくはご加入の医療保険機関にお尋ねください。

※サービスの詳しい内容はP35をご覧ください。

# 4補装具

事前の申請により、補装具の購入・借受・修理が必要と認められるときは、購入・借受又は修理 費用について補装具費の支給が受けられます。利用者負担額は原則として補装具の購入等にかかる 費用の1割ですが、世帯の収入により減額される場合があります。

区分	月額負担上限額
生活保護(生活保護世帯)	0円
低所得(市町村民税非課税世帯)	0円
一 般(市町村民税課税世帯)	37,200円

- ※ 月額負担上限額は、補装具費の支給を希望する障がい者ご本人の属する世帯の収入に応じて設定されます。一月の利用者負担額合計が月額負担上限額を超えることはありません。
- ※ 補装具については、本人又は配偶者の市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は、制度 の対象外となります。

(令和6年4月1日より障害児(18歳未満)の補装具に対する所得制限は撤廃されました。)

※サービスの詳しい内容はP41をご覧ください。

# (3) 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施する事業です。

### 【事業の内容】

- 相談支援事業 (サービスの詳しい内容はP93、事業所はP98をご覧ください。) 一般的な相談支援や障がい福祉サービス利用援助等の必要な支援を行います。
- 日中一時支援事業 (サービスの詳しい内容はP44をご覧ください。) 家族が介護できない場合に、一時保護を目的として日中の見守り等の支援を行います。
- 訪問入浴サービス (サービスの詳しい内容はP44をご覧ください。) ご家庭において入浴が困難な方に対して、入浴サービスを行います。
- 移動支援事業 (サービスの詳しい内容はP45をご覧ください。) 外出時の円滑な移動を支援します。
- 地域活動支援センター (サービスの詳しい内容はP45をご覧ください。) 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。
- 日常生活用具の給付事業 (サービスの詳しい内容はP46~P55をご覧ください。) 日常生活の利便を図るための用具を給付します。
- 意思疎通支援 (サービスの詳しい内容はP82~P86をご覧ください。) 手話通訳者等を派遣する事業などを行います。
- 社会参加支援事業

障がい者の二一ズに応じたスポーツ・芸術文化活動等の事業を実施することにより、障がい者の社会参加の促進を図ります。

また、点字・声の広報等発行事業、ろうあ相談員設置事業を実施することにより、障がい者が地域で安定した日常生活を送るために必要な情報提供や相談支援を行います。

さらに、自動車運転免許取得助成事業や自動車改造費助成事業を実施することで、障がい者の就労等社会活動や社会復帰を促進します。

### 【地域生活支援事業の利用者負担について】

地域生活支援事業の中で、「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付事業」「訪問入浴事業」については、費用の額の1割に相当する額が利用者の負担となります。

ただし、負担が重くなりすぎないように世帯の中で税額が最も高い方の収入(市町村民税課税額等)に応じて当該月の利用者負担上限額が設定されています。

世帯の区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税均等割課税及び市町村民税所 得割額が33,000円未満の世帯	5,000円
市町村民税所得割額が 33,000円以上235,000円未満の世帯	10,000円
上記以外の世帯	20,000円

- ※ 世帯の範囲は利用者の年齢によって異なります。
  - ○18歳以上(障がい者)・・・本人と配偶者のみ
  - ○18歳未満(障がい児)···保護者の属する世帯全員
- ※ 利用者負担上限月額 0 円となる世帯は、世帯員全員が非課税または生活保護受給中でなければなりません。

# (4) 障がい児通所・入所支援

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型 児童発達支援)、障害児入所支援を行っています。

障がい児の保護者は、通所施設の利用は市に、入所施設の利用は県に支給申請を行い、支 給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、満18歳に達した場合は、原則障がい者施策による対応となりますので、別途手続が必要です。

※ 詳しくは、佐世保市障がい福祉課もしくは佐世保こども・女性・障害者支援センター (☎0956-24-5080) にお尋ねください。

# 3 障がい別サービス一覧表

# 【サービス一覧表の見方】

・・・障害支援区分の認定が必要となります。

\_\_\_\_ 障害支援区分により利用できるサービスが異なりますので、詳しくは障がい福祉課までお尋ねください。

- ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。
- ・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。
- ※ か●がついている欄は、条件によりそのサービスが利用できることを表しています。 詳しい条件などは下段に書いてあるページをご覧ください。

・・・障害支援区分の認定が必要となります。 障害支援区分により利用できるサービスが異なります。障がい福祉課までお尋ねください。

双は●がついている欄は、条件によりそのサービスが利用できることを表しています。 詳しい条件などは下段に書いてあるページをご覧ください。

				手当	₹IT′d		年金	金等		医	療費	<i>っ</i> 。 の助.		後期	補装具	· ·。 軽 度	公				介	護給	付			
障がいの種別	ナー \ス \\	Ĭ	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	福祉医療	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(精神通院)	難病医療	河高齢者医療制度への移行	具費(購入・借受・修理)の支給	及· 中等度難聴児補聴器	公営住宅の優遇措置	居宅介護(ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所(ショートステイ)	重度障害者等包括支援	施設入所支援
		1								•	•			•	•		•	•		•		•	•	•		•
		2									•			•			•	•				•	•	•		•
	視覚	3									•			lacktriangle			•	•				•	•	•		•
	見	4									•			•	•		•	•				•	•	•		•
		5									•				•			•				•	•	•		•
		6							***********		•				•			•				•	•	•		•
	聴覚	2									•			•	•			•				•	•	•		•
		3									•			•				•				•	•	•		•
身	平衡	4									•			•				•				•	•	•		•
身体障	機	5																•				•	•	•		•
障 が	能	6									•							•				•	•	•		•
しい	音声言	3												•			•	•				•	•	•		•
者手帳	く語	4									•			lacksquare			•	•				•	•	•		•
帳		1									•							•	•			•	•	•	•	•
	肢	2												•			•	•	•			•	•	•	•	•
	体不	3																•				•	•	•		•
	自	4																•				•	•	•		•
	由	5																•				•	•	•		•
		6									•							•				•	•	•		•
	等内心臓:	1									•			•			•	•				•	•	•		•
	内 ´´. 部 '`	2									•			•	•		•	•				•	•	•		•
	部障害																	•				•	•	•		•
	I)IIIX										•						•	•				•	•	•		•
療	A									•				•			•	•	•		•		•	•	•	•
療育手帳		2								•				•			•	•	•		•		•	•	•	•
帳		1															•	•	•		•		•	•	•	•
strate.		2												_				•	0		•		•	•	•	•
精神		1								•				•			•	9	•		•			•	0	•
精神手帳		2																						•		•
_		3																			•			•	•	•
美	維病等	寺					++																			
	問合せ先		障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	佐世保年金事務所 医療保険課	金事務所 共済組合·佐世保年		障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	健康増進課長崎県国保・	給付係 医療保険課	障がい福祉課	障がい福祉課	管理センター 等市営住宅	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課
	頁		30	30	31	32	32	33	33	34	35	35	36	40	41	42	43	8	8	8	9	9	9	10	10	10

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

	//-	ナー	訓練等給付       就					就	就	共同、	地域生活支援事業 地域活動 移動 支援 地域活動 活動 法 援動						障がい	訪問	で 車 い	の在 人 エ	宅支訪問	援重症	専門訪問	相談難病	精神	障が	神保保健	•
現立   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	がいの種	\		就労定着支援	生活援助	練(機能訓練・生活訓	7移行支援	A 型 · B	選択支援	ループホー	生活用具の給	-一時支援	入浴サービ	支援	活動支援セン	相談支援事業	所支	看	す貸	呼吸器非常用電源購	型レスパイ	心身障害児等短期入	指	難病医療相談	科医師による相	い者虐待相	所デイ	
現			1		•	•	•	•	•	•	•																	
2				•	•	•	•	•	•	•	•																	
Part		視覚					•	•																				•
Part		70																										
身体障がいれる手帳         1         0 <td< td=""><td></td><th></th><td></td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>				•	•	•	•	•																				
身体障がいれる手帳         1         0 <td< td=""><td></td><th>聴</th><td></td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td>•</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>		聴		•	•	•	•	•	•	•	•																	
存体障がい者手帳		覚・		•	•	•	•	•	•	•	•																	
株	白.	平	_		•	•	•	•																				
## 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	体	機		•	•	•	•	•	•	•	•																	
大き   1	障 が			•	•	•	•	•	•														-		-			
手帳	()	し声で言																										
技体	1年	く語						-																				
株式	帳	時		•	•	•	•	•						•						•								
自由         4         9		体		•	•	•	•	•	•	•	•									•								
Part		自	4	•	•	•	•	•	•	•	•									•								
Ref   1		由	5	•		•		•	•	•	•									•								
Phill   2   0   0   0   0   0   0   0   0   0			6	•	•	•	•	•	•	•	•									•								
Right   A 1		等版	1		•	•	•	•	•	•	•									•								
Fill   4																												
療育手帳 A 1		<b>—</b> , o			•	•	•	•												•								•
B 2	.+		_	•	•	•	•	•	•	•	•			•														
B 2	<i></i> 育	Α	2	•	•	•	•	•			•			•														
B 2	手帳			•	•	•	•	•						•														
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			_	•	•	•	•	•	•	•				•														
	精神																											
	手帳																											
では																				•								
「				D-t-	g-L	n-t-	-	-	g-L	g-L	g-L-	g-L-	-	n-t-	g-L-	n-t-	暲	訪		n-i-	n-t-	-	-	-	g-d-		g-d-	
せ		問		が	が	が	が	が	が	が	が	が	が	が	が	が	が	<sub>医</sub> 問	障がい	が	が	が	が	が	が	が	が	
		させ		福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	崎福 県祉	二事	福	福	福	福	福	福	福	福	福	
		先		祉課	祉 課	₩ 課	↓ 祉 課	↓ 祉 課	祉課	祉課		祉 課	祉課	祉課	祉課	祉課	課	等者	│ 祉 │ 課	₩ 課	₩ 課	祉課	祖 課	祖 課	₩課	祖 課	祉課	

■ · · · · 障害支援区分の認定が必要となります。 障害支援区分により利用できるサービスが異なります。障がい福祉課までご相談くだい。

双は●がついている欄は、条件によりそのサービスが利用できることを表しています。 詳しい条件などは下段に書いてあるページをご覧ください。

						交	通費の	の割引	・助	成					自動	動車			税	の減り	色等			料金	等の	割引		<b>4</b> L
障がいの種別	ナー ス \ \ \ \	Ľ L	JR	福祉特別乗車証(福祉パス)・福祉回	電車	バス	タクシー	福祉タクシー	航空	船舶	黒島旅客船利用運賃一部	利用者通所費助成 佐世保市就労系サービュ	料道	自動車改造費の助成	自動車運転免許取得費品	駐車禁止の除外措置	長崎県おもいやり駐車場	軽自動車税の減免	自動車税等の減免	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	NHK放送受信料の免除	携帯電話基本使用料等の	電話番号の無料案内	各種郵便物の取扱いにつ	青い鳥郵便はがきの無料	生活福祉資金貸付制度
,,,,	\	\		数 券 等							助成	ス			助 成		制度						除	割引		いて	配布	
		1	•	•		•			•	•			•				•	•	•		•		•	•				•
		2				•				•								•			•			•			•	•
	視覚	3	•	•	•	•	•		•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			
	无	5					•																					
		6																										
	聴	2	Ť	•		•													•				Ť	•			•	F
	覚 ·	3		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•		•				•
	平	4	•		•	•	•			•	•	•	•		•					•	•		•	•				
身体	衡機	5	•			•			•	•	•									•	•		•	•				•
障が	能	6			•	•														•				•				•
()	そしゃ	3	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•	•				
者手帳	や言く語				•	•	•		•	•		•	•		•					•	•			•				
帳	R.L.	1																										
	肢体	3					•																					
	不自	4		•		•				•		•			•		•		•		•			•				
	由	5			•	•	•		•	•		•	•				•		•	•	•	•		•				0
		6	•		•	•	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•				•
	等点	1					•		•	•					•	•	•	•		•	•			•				•
	等内部	2	•			•	•		•				•		•	•		•		•		•	•				•	•
	部障害	3	•	•	•	•	•			•		•			•	•	•	•	•	•	•		•	•				•
	I)JISX				•	•	•		•	•		•			•		•			•	•	•		•				
療	Α	. 1								•		•	•															
療育手帳	В									•		•																
帳		2		•	•	•	•			•		•								•	•			•				
精		1	•	•	•	•	•		•	•		•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•
神手		2	•	•	•	•	•		•	•	•	•								•	•	•	•	•	•			•
帳		3	•		•	•			•	•	•									•	•	•	•	•				•
美	隹病等	等								•						•	•							•				
	問合せ先		JR各社	障がい福祉課	鉄道会社	バス会社	タクシー 会社	障がい福祉課	航空会社	船舶会社	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	警察署	障がい福祉課	資産税課	県税事務所	税務署	市民税課	税務署	障がい福祉課	各携帯電話会社	N T T	各郵便局	各郵便局	社会福祉協議会
	頁		63	64	65	65	66	66	67	68	68	69	70	71	71	72	73	74	75	76	76	77	78	79	79	80	80	81

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

			意思疎通支援・情報									選挙	:		就労				シンボルマーク				
障がいの種別	ナー	Ή L	ろうあ相談員の設置	手話通訳者の設置	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	盲ろう者向け通訳者等の派遣	聴覚障がい者用S0Sカードの配布	遠隔手話通訳サービス	声の広報の発行	公文書の点字化	点字投票	郵便等による不在者投票	郵便等による不在者投票(代理記載)	職業相談・職業紹介・職場定着指導	職場適応訓練	職業訓練	事業主への助成	身体障がい者標識(車表示用)	聴覚障がい者標識(車表示用)	聴覚障がい者標識(本人掲示用)	ヘルプマーク(本人掲示用)	相談支援事業
身体障がい者手帳	視覚	1									•												
		2																					
		3																					
		4								•	•												
		5								•	•												
		6									•												
	聴覚	2						•															
	· 平	3																					
	衡	5																					
	機能	6																					
	そ音	3																					
	しゃ言い言					•			•														
	\ nn	1											•	•									
	肢体不自由	2											•										
		3																					
		4																					
		5																					
		6																					
	等内部障害心臓・じん臓	1																					
		2											•										
		3																					
	川以 十																						
療育手帳	A 1																						
	A 2 B 1																						
	B 2																						
精	1																						
神																							
神手帳		3																					
-	難病等																						
問合せ先			障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	視覚障害者協会障がい福祉課	障がい福祉課	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	公共職業安定所	公共職業安定所	公共職業安定所	公共職業安定所	警察署 警察署	警察署	障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課
	頁		82	82	83	83	84	84	85	86	86	87	87	88	89	89	90	90	91	91	92	92	93

# 4 サービスの内容

# ≪①手 当≫

● ···必ず手帳が必要なサービスです。

□ ···必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

<b>★</b> サ	ービスσ	)内容等	が変更し	こなる場	合があ	ります。				必ず手巾 必ずし					です。
					手帳					手帳	,,,,,,		精神手帕		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	区 分														
	ガ				l	I	l			I		Ī			
					〔手帳	を持って	ていなし	方でも	対象にな	なる事が	ありまっ	す。〕			
				以上の重		ハ者で、	日常生	活におい	ヽて常時	、特別の	の介護を	必要と	する方に	支給し	ます。
4+	サー			ハが重複 章がいが		日堂生	活にお	ける介語	葉が 上記	と同程に	奪以上σ	方			
特	ビ	○長期	にわたり	り絶対安	静を必要	要とする	病状が						方		
別	ス			部障がし			方)								
nede.	内			度の精神 ••月額2́			(R7	4 1 現	在)						
障	容			••毎年5	5月(2	~4月	分)、8	月(5	~7月5	分)、1	1月(	8 ~ 1 C	月分).		
害				2	2月(1	$1 \sim 1$	月分)に	分けて	、本人の	の預貯金	口座に	振り込み	ます。		
<del>-1</del>															
者			制限され												
手	条			している 近に継続		ヶ日以上	- 入院 1.	ているブ	<del>-</del>						
	件			養義務者											
当		※原爆	被爆者	家族介護	手当受約	給者には	差額支	給							
				v == +	-+ \ -	O = 4		11 15 24 II	m. I. O.		- / ->	0			
	申請手続必要な+			手当認定 手帳、療						月以内(			听得状况	温	
	中請手続必要な			F版、原 頁貯金通		スは精刊 )印鑑		体 健 個 1 座振込 1		.1 <del>4</del> 7 C (	, の <i>物</i> ⊏	1)			
	続も	〇年金	受給者(	の方は年	金振込道	通知書等	年金額								
	きの			−がわか が必要な			意書	<b>坐</b> Ⅰ / /-	+ セヨカ	ノださ	`				
		<b>※その</b>	他音類/	か必安 は	物ロかの	めりより	0) 6,	許しくに	よの守る	. \ /= 0	, , o				
	問し	ハ合わせ	先	障がい											
		1 47	0.47		手帳	Γ //I	C 47	۸ 1		手帳	D0		精神手帳		難病等
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	— 分					1									
					〔手帳	を持って	ていなし	方でも	対象にな	なる事が	ありまっ	<b>す。</b> 〕			
		左史の	2 0 歩=	┃ 未満で、					_						
4.+-	サ			· · 1級											
特			10 01			,									
別	ビュ			2級	月額3	7, 8	30円	(R7.4	1.1現7	生)					
	ス 内	2 支	給方法・	••毎年4	4月(1	2~3,	月分)、	8月(	4~7}	月分)、	11月	(8~1	1月分	)に分f	ナて、
児	容				皆の預貯										
童															
++		給付が	制限され	れる方											
扶		〇本人	又は扶着	<b>養義務者</b>											
養	件			を支給事		る年金を	受給し	ているフ	<u> </u>						
		○ 他設	に八げし	している	Л										
手															
当	申。☆			<b>§</b> 手当認				(作成征	後概ね2	ヶ月以口	内のもの	))			
	1 .17.								~ 100 100 —	/ / 3 - / 1					
	中 請 要							保健福祉		持ってし	ハる場合	1)			
	-請手 続要な	○保護	者の預則	宁金通帳		C	)印鑑	保健福祉			ハる場合	(1			
	-請手続き必要なもの	<ul><li>○保護</li><li>○戸籍</li></ul>	者の預則 謄本(		: 内のもの	C		保健福祉			ハる場合	1)			
	請手続い要なま	<ul><li>○保護</li><li>○戸籍</li><li>○マイ</li></ul>	者の預則 謄本( ナンバ-	宁金通帳 1 か月以	内のもの るもの	の) C	)印鑑 )同意書		上手帳(	持ってい		7)			
	-請手続きに必要なもの	<ul><li>○保護</li><li>○戸籍</li><li>○マイ</li></ul>	者の預則 謄本( ナンバ-	宁金通帳 1 か月以 −がわか	内のもの るもの	の) C	)印鑑 )同意書		上手帳(	持ってい		(1)			

# ≪①手 当≫

● · · · 必ず手帳が必要なサービスです。
- · · · · 必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

<b>★</b> +	ナービスの	)内容等	が変更に	こなる場	·合があ	ります。						なサー 「必要で			です。
		, , , , ,	7,7,7,		手帳	, , ,				手帳	5 7 12.11		精神手帕		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	区分														
	分					l		l				I			
					〔手帳	を持つ	ていない	方でも	対象にな	よる事が	ありまっ	す。〕			
			1	1											
	ţ	在空の	2 ∩ 告=	未満の重	帝陪 が!	/旧で口	1	において	一一一	特別のイ	∿罐 た心	、声レオ	スちにさ	∞ 終   ≠	<del>d</del>
障	ビ			••月額 ੰ						1寸 /01 (27 )	一段で火	女こり	ر ۱۰ اد <i>ا</i> ر له	くるしょ	9 0
書	ス	_ +	4A <del></del> >	<i>= - - -</i>	(0	4 🗆	/\\		7 0 /	\\ 1	1 🗆 /	0 1 0	п // \		
	内	2 支	稻力法•	••毎年5					~ / 月ケ 、本人の					`	
児	容				-/1 ( .		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- /3 // -		, 12(V.) <u>m</u>	,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0,0		
福															
祉															
手	√z		制限され		の配御。	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	5 + ±71 =	テハフト							
1	条 件			§義務者 ハを支給											
当	''			している		<i>,</i> 0 + 30			0 73						
	#														
	申請手続 必要な #			手当認定					現ね2ヶ				承諾書		
	手をな	〇所得							神障害						/大布書
	土 ひ			頁貯金通 が必要な		○同意書 あります			○マイ tお尋ね			るもの	OL	1 坐振込	· 伙积 <del>香</del>
	にの	// ( 0)		<i></i> × · o	· » ப » (	~, , G, )	-> = (	H 1 0 ( 10	7 00 <del>1</del> 10	,,	. 0				
			· 4	Π <del>ά</del> 18ι · ·	<del></del>										
	問(	ハ合わせ	无	障がい	偣祉課										

# ≪②年 金 等≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	内容等	が変更に			ります。		_		必ずし	も手帳カ	必要で	はないも	ナービス	です。
			- /-		手帳	T = /-				手帳			精神手帕		難病等
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	分														
					' 〔	' を持っ'	・ ていなし	' \方でも	' 対象 <i>にた</i>	' ∵る重が	' ありす <sup>-</sup>	ቴ ነ	ı		
					( ) 112			73 C 0	ハ <sub>1</sub> 外 1 C · で	× Ø → //	0,76	70 7			
												いて、			
	-11							られた随	掌害の状	態にある	る間、障	害基礎	年金が支	を給され	ます。
	サー		和り年4 基礎年st	↓月分か ≩1級				年4月2	P日以降	生まれ)	の方	年:1	039	62	5円
	ビ				69歳」	<b>以上</b> (昭	3 1 3 1	年4月1	日以前	生まれ)	の方	年:1,	036	6, 62	5円
障	ス 内	障害	基礎年金	≥2級	68歳」	以下 (昭 ソト(昭	昭和31	年4月2	2日以降	生まれ)	の方の士	年: 年:	831	, 70 ), 30	
害	容				ひろ成り	久工 (旧	1作り I	牛牛力	口以削	土よれり	0771	+ •	0 2 3	, 50	ΟП
				F度の末	日まで	こある子	- (障が	い者は2	20歳未	満)がし	ハる場合	は、子	の人数に	こよって	加算が
基		行われ	ます。												
礎															
年		o =+ -+		–				v			18.1		ш.		
<del>  'T</del>				きを受け が必要		こは、初	]診日の	前日にお	らいて、	次のいる	ずれかσ	要件を	満たして	こいるこ	と(保
金	条	(1)初	診日の	ある月の	の前々月					国民年金	、厚生	年金、共	済年金	) の2/3	以上の
	件	期間に								5 F + 7	の1左眼	ョルタペ	ところ十名	h <i>48 +</i> > 1 \	- L
												引に保険: : きは障:			
				章がいの											
					A / LL		5A -L/\ .		15 1 14						
								又は20				金係 入する国	足年全 <del> </del>	だけのカル	1
	問し	ハ合わせ	·先	\(\pi\)			日白木	:'日、于.	工、 無明	K ( ) / ) ' A	C 13.1111	八岁心座	以十亚)	_ ( ) ( ) ()	1/1
												新(3)			3 <del>-1</del> /
						帐有 ••	・サフリ	ー マ <i>フ・</i>			と弟∠フ	号被保険			有
		1級	2級	身 厚 3 級	手帳 4級	5級	6級	A1	療育 ■ A2	手帳 B1	B2	1級	精神手帕 2級	3級	難病等
	区	I /IJX	Z 11)X	O /IJX	T 1/9X	J /JyX	0 193	ΛI	NL.	DI	DZ	1 //9X	Z 11)X	O IJJX	
	分						]								
					〔手帳	を持って	ていなし	\方でも	対象にな	なる事が	ありま	す。〕			
	サ	   恒	소/- hn 7	(   アハ	ス問にな	π診口 <i>σ</i>	ある病	気ねたま	ずで陪宝	<b></b>	<b>全</b> 去終 <i>に</i>	該当す	ス階がし	の仕能	にある
障		とき、「	障害基礎	を年金に	上乗せ	して障害	厚生年	金が支約	合されま	す。					
_	ビっ			O状態が (3級) <i>t</i>				当しない	\軽い程	度の障が	がいのと	きは、	一定の要	<b>提件を満</b>	たせば
害	ス 内							り、障害	厚生年金	金を受け	るより	も軽い障	重がいが.	残ったと	こきに
厚	容							金)がま				,		,,,,	
生															
年															
金				ぇ・障害 食料納付				は、初記	多日の前	日におり	ハて、次	てのいず	れかの要	<b>提件を満</b>	たして
	条	(1)初	一診日の	ある月の	り前々月	までの	公的年金			国民年金	、厚生:	年金、共	済年金	) の2/3	以上の
	件	期間に								5 D + ~	の1左目		N A + 4	h <i>1</i>	- I.
		(2) 1/2.	一部日に	めいてり	り成木満	じめり、	、拟衫上	コいめる	ガの削り	く月まじ	の1年間	引に保険:	竹の木剤	Jかんい,	ے ے
				1											
	問し	ハ合わせ	先	日本年	金機構体	生世保年	金事務	听(09	56-	34-1	189	)			

### ≪②年 金 等≫

問い合わせ先

障がい福祉課

・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精油手帳 難病等 2級 6級 A2 B1 B2 3級 1級 3級 4級 5級 Α1 1級 2級 区 分 特 [手帳を持っていない方でも対象になる事があります。] 別 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がいのある方につい 嫜 て、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、福祉的措置として創設された制度です。 一内 ※令和7年度の支給額 ビ容 害 56,850円(障害基礎年金1級相当に該当する方) ス 45. 480円 (障害基礎年金2級相当に該当する方) 給 ①平成3年3月以前に国民年金仟意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入して 付 いなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。ただ し、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された方に限る。 金 件 なお、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりませ 給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。 医療保険課年金係 問い合わせ先 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 3級 4級 Α2 В1 1級 2級 5級 6級 A1 **B2** 1級 2級 3級 区 分 [手帳を持っていない方でも対象になる事があります。] 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に 万一(死亡・重度障がい)のことがあった場合、障がいのある方に一定額の終身年金を支給する任意加入 の制度です。 加入口数の限度は、障がいのある方1人につき2口です。 ○掛金月額 加入者の加入時の年齢により、1口当たり9、300円~23、300円(R7、4、1現在) 心 です。 (掛金は加入時の掛金で固定) サ ○給付 身 加入者が死亡、又は重度障がいと認められた場合、その月の分から終身にわたり、障がいのある方に ビ 年金が支給されます。 嫜 ス ○支給額・・・月額20,00円(1口加入の方) 内 月額40.00円(2口加入の方) 害 ○弔慰金の支給 「弔 慰 金」・・・1 年以上加入した後に、加入者の生存中に障がいのある方が死亡したときは、 者 一時金として加入期間に応じて支給されます。(5万円~25万円) 「脱退一時金」・・・5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、 扶 一時金として加入期間に応じて支給されます。(7万5千円~25万円) ○掛金の援助 養 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯には、掛金の援助制度があります。 共 ○加入できる保護者の要件 済 県内に居住し、特別の疾病又は障がいを持っていない65歳未満の方 ○障がいのある方の範囲 制 次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。 (年齢は問いません。) 度 (1) 知的障害 (2)身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する障がい (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある方(統合失調症、、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、 自閉症、血友病など)で、その障がいの程度が(1)又は(2)と同程度と認められる方 曲 必 請 要 丰 な 詳しいことは、お尋ねください。 続 ŧ き  $\mathcal{O}$ 1=

#### ≪③医 療 費 の 助 成≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

**・・・**必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

Ì		, , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		手帳	, . , ,				手帳	J   JA   1		精神手帕	Ē.	
		4 //17	O 47	•		<b>□</b> /#	O 47	A 4		D1	DO				難病等
	_	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ΑI	A2	RI	B2	1級	2級	3級	
	区								_						
	分														
				•					•				•	•	

重、中度の障がい者が各医療機関に支払った保険診療に該当する医療費の一部を助成するものです。

#### 1 支払いについて

「自己負担」として、ひと月ごと・病院ごとに1日800円として、かかった日数分(上限1.600円) <u>を差し引いた金額</u>をお支払いします(薬局については、「自己負担額」はありません)。

ひと月の診療・入院日数	1日	2日以上
自己負担額	800円	1,600円

※他の法令等による給付が優先します。

※身障手帳3級・療育手帳B1の方には「自己負担額」を差し引いた残り2分の1の金額を支給します。 ※精神手帳1級の方は、通院にかかる医療費が対象となります。

#### 2 支給日について

(1) 70歳以上の方及び後期高齢者医療保険加入者の方 診療月から3か月後の25日(※)に支給します。

(2)(1)以外の方

+

ビ

ス 内

福

祉

医

療

毎月末日までの受付分は、翌月の25日(※)に支給します。

※25日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に支給します。

#### 3 支給申請について

ひと月の精算を終わらせてから、「福祉医療費支給申請書」に、領収書又は受診した医療機関から証明を 受けた「医療機関証明書」を添付して、障がい福祉課(郵送可)又は各支所等に提出してください。

- (1) 保険診療点数・日数・氏名・診療月が明記してある領収書原本があれば医療機関等証明書は不要で
- (2) 一旦提出された領収書は、返送しません。高額療養費等の申請がある方はご注意ください。 (3) 領収書原本が必要なときはコピーでの受付ができます。

事前にコピーを準備して、原本と一緒にご持参ください。

原本は申請確認のゴム印を押してお返しします。(郵送の際には、原本・コピー・返信用封筒を同封の 上、送付ください。確認後、返送します。)

- (4) 同じ病院の同じ月分を2回に分けて申請することはできません。
- ※領収書の提出もれが無いかどうかを提出前に確認してください。
- (5) 障がい福祉課・各支所等に支給申請書と領収書等をご提出の際には、受給者証と保険証(コピー可)又 は資格確認書を一緒にご提示ください。
- 4 保険証等の変更について

健康保険証の内容に変更があった場合は、必ず「異動届」を提出してください。

- 障がい福祉課(郵送可)・各支所・行政センター
- (2)必要なもの 受給者証・新しい保険証・手帳

#### ○本人及び扶養義務者等の所得制限があります。

○小学校就学前の方は、乳幼児福祉医療の対象となります。

〇小中学生及び高校生等の方は、原則として、小中学生又は高校生等福祉医療の対象となります。 (詳しくはお尋ねください。)

#### 【資格認定申請時】

○福祉医療費受給資格認定申請書兼台帳

○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

○健康保険証又は資格確認書 要

○預金通帳(本人名義)

な 続 ○所得・課税証明書(詳しくは窓口でお尋ねください。)

○マイナンバーがわかるもの

の ○同意書

丰

き

- ※代理人の方による申請の場合、代理人の方の身分証明書が必要になります。
- ※障がい福祉課で受け付けます。

問い合わせ先

障がい福祉課

# ≪③医療費の助成≫

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サ	ービスの	内容等	が変更に	こなる場	合があり	ります。				必ず手幅 必ずしも			ヒスです はないサ		です。
					手帳					手帳			精神手帳		難病等
	_	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難 小寺
	区 分														
自	73														
立															
	サ		- <del>-</del>	L_L _ \/.	<del></del>		\ <b>n</b> 44 .	_		<b>&gt;</b> 7			t 100 t	. /- > 10	
支			病院で特 の助成を			上透析、	心臓へ	ー人メー	-カー稙	込術、ノ	(上関)	直換術	など)を	:行り場	合に、
援	ビ ス	〇自己:	負担額に	は原則1	割となり			及び同一	医療保	険の加え	人者の所	得、市民	町村民稅	額等に	応じて
	内	1 か月	あたり自	1己負担	の上限が	がありま	す。								
医	容														
療		0 + 11 -				- 4 0 15									
	条		障害者引 は対象と												
$\overline{}$	件		は対象とめの相談					C 9 .							
更															
		_ <u> </u>	+₩œ.d	= # / ==	<b>⊬</b> 压 : 生 \	<b>+</b> 4∧ =+	ì⇔⊹÷∙	<b>⇒</b>							
生	申心		支援医療 医療機関					<b></b>							
医	請要	○身体	障害者手	€帳											
	F請手続き 必要なもの	〇健康					<i>t</i> > Li \								
療		〇同意	疾病療養 書	文旗业	(人上选	MT OJ ノコノ	u ⊂ )								
$\overline{}$	この	○障害:	年金、遺			の方は年	金振込	通知書等	年金の	額がわた	いるもの	)			
		○マイ:	ナンバー	-がわか	るもの										
	問(	ハ合わせ	·先	障がいる								ı .			1
		1 477	0.47		手帳	E 47	C 47	A 1		手帳	DO		情神手帳		難病等
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	分														
								「手帳	を持つて	ていない	方でも	対象にた	いる事が	ありまる	<b>t</b> . )
自											/5 - 0.	/·. ] >/\·   - C	~ ~ ~ ~	~ / C	
立								( ) 110	610 2						
								( ) 110	- 10 2						
	₩	精神障	がいの道	<b>「</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	療を受け	ナる場合	. その			用を医療	を保険と	公費で	負担する	制度で	
支	<del>サ</del> 	保険の	種類に関	関係なく	、自己負	負担は原	[則1割 <sup>·</sup>	<b>医療に必</b> ですが、	を要な費 本人及				負担する 者の所得		す。
支	 ビ	保険の		関係なく	、自己負	負担は原	[則1割 <sup>·</sup>	<b>医療に必</b> ですが、	を要な費 本人及						す。
支援	         	保険の親等に	種類に関応じて 1	関係なく か月あ	、自己負 たり自己	負担は原 己負担の	〔則1割 〕上限が。	医療に必 ですが、 あります	を要な費 本人及 - 。	び同一日	医療保険	の加入		,市町	す。 村民税
支	ービス	保険の 額等に ※有効:	種類に関応じて 1	関係なく か月あ 年間で	、自己負 たり自己 す。 1 名	負担は原 己負担の	〔則1割 〕上限が。	医療に必 ですが、 あります	を要な費 本人及 - 。	び同一日	医療保険	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援	ービス内	保険の 額等に ※有効:	種類に関 応じて 1 期間は 1	関係なく か月あ 年間で	、自己負 たり自己 す。 1 名	負担は原 己負担の	〔則1割 〕上限が。	医療に必 ですが、 あります	を要な費 本人及 - 。	び同一日	医療保険	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援医療	ービス内	保険の 額等に ※有効:	種類に関 応じて 1 期間は 1	関係なく か月あ 年間で	、自己負 たり自己 す。 1 名	負担は原 己負担の	〔則1割 〕上限が。	医療に必 ですが、 あります	を要な費 本人及 - 。	び同一日	医療保険	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援医	ビス内容	保険の額等に ※有効: 更新・	種類に関1 期間は 1 の申請か	関係な月 か 年で でま	、自己負 たり自己 す。 1 st す。	負担は原 已負担の 手を経過	[則1割] )上限が うしても	医療に必 ですが、 あります なお通防	多要な費本人及 -。 記が必要	び同一日な方は、	有効期	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援医療	ービス内	保険の 額等に ※有効:	種類に関1 期間は 1 の申請か	関係な月 か 年で でま	、自己負 たり自己 す。 1 st す。	負担は原 已負担の 手を経過	[則1割] )上限が うしても	医療に必 ですが、 あります なお通防	多要な費本人及 -。 記が必要	び同一日な方は、	有効期	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援 医療 (精	ビス内容	保険の額等に ※有効: 更新・	種類に関1 期間は 1 の申請か	関係な月 か 年で でま	、自己負 たり自己 す。 1 st す。	負担は原 已負担の 手を経過	[則1割] )上限が うしても	医療に必 ですが、 あります なお通防	多要な費本人及 -。 記が必要	び同一日な方は、	有効期	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援医療(	ビス内容	保険の額等に ※有効: 更新・	種類に関1 期間は 1 の申請か	関係な月 か 年で でま	、自己負 たり自己 す。 1 st す。	負担は原 已負担の 手を経過	[則1割] )上限が うしても	医療に必 ですが、 あります なお通防	多要な費本人及 -。 記が必要	び同一日な方は、	有効期	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援 医療 (精	ビス内容   条件	保険の ※有効: 精神疾	種類に関1 期間は 1 の申請か	関係か 年で 日 十 年で 日 十 日 十 日 十 日 十 日 十 日 日 日 日 日 日 日 日 日	、自己負 たり自己 す。 1 名 す。 活に支降	負担は原 己負担の 手を経過 章があり	[則1割] D上限が しても 、医療 <sup>2</sup>	医療に必な お 通際 機関に長	多要な費本人及 -。 記が必要	び同一日な方は、	有効期	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援 医療 (精神通	ビス内容   条件   b	保額 ※ 精神 自診 疾	種応 期の 患 支書にて 間申 の 援(医精)	関か 年で 日 費通 な月 間き 常 (院 くあ でま 生 精医	、た すす 話 神療 目り 1 <sup>4</sup>	負担は担 担負 を が あ 給 に が を 経 が を 経 が の に た に た る た る た る た る た る た る た る た る た	[則1割] D上限が しても 、医療 <sup>2</sup>	医療に必な お 通際 機関に長	多要な費本人及 -。 記が必要	び同一日な方は、	有効期	の加入	者の所得	,市町	す。 村民税
支援 医療 (精神通院	ビス内容 条件 申請	保額 ※ 精 ○○○ 精神 自診健康	種応 期の 患 支書保制の 勝() 大き保証の 一度(険にて)は請う。 たり 医精証 医精証 リーク・バース はいい はい かんしょ しょう かんしょ しょう しょう かんしょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	関かボウ要通はなりなり間き常(院資くあでま生精医格	、た すす 活 神療確 目り 。 に 通用認 院)書	負担は担 担負を経ががして支 ををしまりした。 を変える。	[則 1 割が り上しても 、 、 と に 定申請	医療に必、すいであります。	要な費を表が必要	び同一日 な方は、	医療保険 有効期 して	の加入常間終期の加入でいる方	者の所得の 3 カ月	計前から	す。 村民税
支援 医療 (精神通	ービス内容 条件 申請手続き	保額 ※ 精 OOOOO	種応 期の 思 支書保年書類じ 間申 の 援(険金にて は請 た 医精証、医精証、	関かボウ寮軸な貨係か年の年の年の年のでま生特医格金	、た すす   活   神療確受 自り 。。   に   通用認給 で	負担は担 担負 を が 支 を 数 り	[則 1 割が り上しても 、 、 と に 定申請	医療に必、すいであります。	要な費を表が必要	び同一日 な方は、	医療保険 有効期 して	の加入常間終期の加入でいる方	者の所得	計前から	す。 村民税
支援 医療 (精神通院	上ビス内容 条件 申請手続き 必要なもの	保額 ※ 精 OOOOOO	種応 期の ―― 患 ―― 支書保年書ナ類じ 間申 ―― の ―― 援(険金 ンにて は請 ―― た ―― 医精証、 バ関1 1か ―― & ―― 娯祁ス選 ――	関かで日要角は族がな月間き常 (院資年からあでま 生 精医格金が	、た すす	負己 手 章	[則1割が D上し 、	医であな 機 にがま 通 関 に 書 も も も り ま	要な人。が必要にわるの	び同一日 な	<ul><li>医療保険</li><li>有効期</li><li>して</li><li>ののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	の加入に関いている方のののでは、	者の所得の分の方の	計前から	す。 村民税
支援 医療 (精神通院	ービス内容 条件 申請手続き	保額 ※ 精 OOOOOO	種応 期の ―― 患 ―― 支書保年書ナ類じ 間申 ―― の ―― 援(険金 ンにて は請 ―― た ―― 医精証、 バ関1 1か ―― & ―― 娯祁ス選 ――	関かで日要角は族がな月間き常 (院資年からあでま 生 精医格金が	、た すす	負己 手 章	[則1割が D上し 、	医であな 機 にがま 通 関 に 書 も も も り ま	要な人。が必要にわるの	び同一日 な	<ul><li>医療保険</li><li>有効期</li><li>して</li><li>ののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	の加入に関いている方のののでは、	者の所得の 3 カ月	計前から	す。 村民税
支援 医療 (精神通院	上ビス内容 条件 申請手続き 必要なもの	保額 ※ 精 OOOOOO	種応 期の ―― 患 ―― 支書保年書ナ類じ 間申 ―― の ―― 援(険金 ンにて は請 ―― た ―― 医精証、 バ関1 1か ―― & ―― 娯祁ス選 ――	関かで日要角は族がな月間き常 (院資年からあでま 生 精医格金が	、た すす	負己 手 章	[則1割が D上し 、	医であな 機 にがま 通 関 に 書 も も も り ま	要な人。が必要にわるの	び同一日 な	<ul><li>医療保険</li><li>有効期</li><li>して</li><li>ののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	の加入に関いている方のののでは、	者の所得の分の方の	計前から	す。 村民税
支援医療(精神通院	ービス内容 条件 申請手続きに 必要なもの	保額 ※ 精 OOOOOO	種応 期の と ・・ 支書保年書ナ障類じ 間申 の ・・ 援(険金・ン害にて は請 ・・ た ・・ 医精証、 バ者関1・1か ・・ ダー・ 火 ・・ 残补又遺 ・ 仔	関かで日要角は族がな月間き常 (院資年からあでま生 精医格金が	、た すす 活 神療確受 る手自り 。 に 通用認給 も帳己自 1 支 院)書者 のと	負己 手 章	[則1割が D上し 、	医であな 機 にがま 通 関 に 書 も も も り ま	要な人。が必要にわるの	び同一日 な	<ul><li>医療保険</li><li>有効期</li><li>して</li><li>ののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>	の加入に関いている方のののでは、	者の所得の分の方の	計前から	す。 村民税

### ≪③医療費の助成≫

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ■・・・必ずしま手帳が必要ではないサービスです。

											<u>も手帳カ</u>	心必要で	はない	ナーヒィ	くじり。
				身障	手帳				療育	手帳			精神手帆	Z Z	難病等
	_	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無例守
	区 分	,,,,,,,	1/23	- 1/2		122	- 1/23					- 1/23		- 122	
	分														
								〔壬帅	を持っ	ていか	! いちで #	: 対象に	」 なる事z	! があり=	‡ <del>d</del> ]
		-	J.				J.	(J-li	(614)	C 0 1/4	0.77 C (	J / J 多 I C	かる <del>す</del> /	3.00.7	N 9 J
	サ														
	リー	₹ <del></del> ^	11 40 7. 1	200 S 1.		1 1/2	<del></del>		4	. دا <i>د ⊾د</i> .	<del></del>		\/ =+ .+ .	<del>-</del> , - , , ,	. 7 – 1
				が明らか											
	ビ		長期にネ	ったって	療養を集	必要とさ	れる指	定難病患	者の医	療費の	負担軽洞	なを図る	ことをは	目的とし	<b>ンた制度</b>
	ス	です。													
ш.,,	内	難病の	治療に係	系る医療	費につい	ハて、長	崎県が	国の補助	ӯを受け	て助成	します。				
難	容														
病															
医												_			
_		長崎県	に住所を	を有し、	指定難網	対に罹患	してい	ると認め	られる	方で、	次の①又	ては②の	いずれた	かに該き	当する方
療		が対象	となりま	きす。											
255	条	①その <b>?</b>	症状の科	星度が、	国で定と	りられた	:程度で	ある方							
	件	2(1)(=	該当せる	げ、特定	医療費の	り支給認	定の要	牛である	「重症	度分類:	等」を清	またさな	いものの	ひ、申言	青を行っ
		た月以	前の 1 2	月以内	に「指え	字難病に	係る医	春費の終	雑」が	33.	330 🖺	お招え	る月数が	が3月レ	以上ある
		方		- / 3 - / 1 3	147	CXE/11.	,,, o <u> </u>	25.54	, 1,7,1	,			<b>U</b> / J // /	, , , ,	,, <u> </u>
		73													
	甲心														
	請要														
	申請手続きに必要なもの	長崎県	のホーム	ゝページ	でご確認	忍くださ	い。								
	続な	詳しく	は下記の	問い合	わせ先に	こお尋ね	くださ	١,							
	続も							-							
	らの														
	. –														
	問し	ハ合わせ	·先	長崎県	国保・仮	康増進	課(09	95-8	95-	2 4 9 6	3)				

# 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病一覧

番号	<b>有名</b>
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	<u>脊髄性筋萎縮症</u>
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
<u>6</u> 7	パーキンソン病   大照中質其序技術性症
8	│大脳皮質基底核変性症 │ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎   20点,溶液疾候群
16 17	クロウ・深瀬症候群   多系統萎縮症
18	シボル安帽症   脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24 25	┃亜急性硬化性全脳炎 ┃進行性多巣性白質脳症
26	進打任多果任白貝脳症   HTLV-1関連脊髄症
27	
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32 33	┃自己貪食空胞性ミオパチー ┃シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39 40	<u>│中毒性表皮壊死症</u> │高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47 48	バージャー病   原発性抗リン脂質抗体症候群
49	原光はガラン加真が体症候析   全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎/多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	┃シェーグレン症候群 ┃成人発症スチル病
54 55	成入光症ペナル病   再発性多発軟骨炎
56	円元に夕元秋 目炎   ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
60	再生不良性貧血   中国各族性效力性分類
61	<u>  自己免疫性溶血性貧血</u>   発作性夜間へモグロビン尿症
62 63	<u>  発作性夜間へモグロビン尿症</u>   免疫性血小板減少症
64	免疫性血小板減少症   血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症   cc
70	広範脊柱管狭窄症

番号	病名
71	特発性大腿骨頭壊死症
72 73	下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
<u>76</u> 77	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81 82	先天性副腎皮質酵素欠損症 先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85 86	特発性間質性肺炎 肺動脈性肺高血圧症
87	<u>加勒派住机员业生业</u> 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90 91	網膜色素変性症 バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95 96	自己免疫性肝炎 クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99 100	<u>慢性特発性偽性腸閉塞症</u> 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	B管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC症候群
104 105	コステロ症候群 チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群 非典型溶血性尿毒症症候群
109 110	<u>非典生冷皿性冰毒症症候群</u> ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113 114	筋ジストロフィー 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症 脊髄髄膜瘤
118 119	育腿腿展猫 アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122 123	脳表へモジデリン沈着症 HTRA1関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病 前頭側頭葉変性症
127 128	前頭側頭条変性症 ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131 132	アレキサンダー病 先天性核上性球麻痺
133	光大性核工性球麻痺 メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136 137	片側巨脳症 限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群

番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎 
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 - スパーカーコー - 佐保野
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群   スタージ・ウェーバー症候群
157	大ダーグ・グェーバー症候群
158	
159	色素性乾皮症   生玉性名無癖
160 161	│先天性魚鱗癬 │家族性良性慢性天疱瘡
162	<u>黎族住民住</u> 役住入旭滬   類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	<u>  類大池源(後大性衣及水池症を含む。)</u>   特発性後天性全身性無汗症
164	特先は後久は主身は無力症   眼皮膚白皮症
165	吸及滑口及症   肥厚性皮膚骨膜症
166	
167	学住稼稚住以住異色歴   マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無牌症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194 195	<u>  ソトス症候群</u>   ヌーナン症候群
195	メーナン症候群   ヤング・シンプソン症候群
196	ヤング・シンプラン症候群
198	1930欠失症候群   4p欠失症候群
198	<del>400人是低符                                      </del>
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
200	第14番米色体文税性メイプミー症候群
202	アンシェルマン症候群   スミス・マギニス症候群
203	22g11.2欠失症候群
203	エマヌエル症候群
205	エミスエル症候群   脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修動脈質過度症   修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	<del>上心里湿 </del>   左心低形成症候群

番号	病名
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α1ーアンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235 236	副甲状腺機能低下症 偽性副甲状腺機能低下症
236	<u>偽性副甲状腺機能低下症</u>   副腎皮質刺激ホルモン不応症
237	副育及貝別放小ルモンイル症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256 257	<u>筋型糖原病</u> 肝型糖原病
258	
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腱黄色腫症
264	無βリポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條•西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症 クナレック 異野 氏症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症 いんち
277 278	リンパ管腫症/ゴーハム病 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)
278	巨人リンハ官可形(銀部関助所変) 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	大天性赤血球形成異常性貧血 ・ 大大性赤血球形成異常性貧血
۷۷۷	7077正沙··································

番号	病名
283	
284	な人にかオル房   ダイアモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膵炎
299	囊胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症

番号	病名
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β ―ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2重複症候群
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
341	TRPV4異常症
342	LMNB1 関連大脳白質脳症
343	PURA 関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
345	乳児発症 STING 関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	ロウ症候群

# ≪④後期高齢者医療制度への移行≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。

▶・・・必ずしも手帳か	<u> i必要ではないサービス</u>	です。
・中女イド	小キャナ・エート	

				身障	手帳				療育		0 丁収ル		精神手帳	<u> </u>	##.# #
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	分 ———														
後期高		現在のなる場で	健康保険 合があり 定の申請	4 歳で一 食からす。 すま任祭 きも将 でも将来	期高齢 <sup>2</sup> です。	当医療制 75歳に	度へ移行なるま	行するこ ではいつ	とによ)でも申	り、窓口	口での負	担割合	や保険料	斗などか	変更に
齢															
者医療制度への移	条 件	(1) 身体(2) 身体(2) 身音:	は 障下下下 下下下 下下下 でで でで でで でで でで でで で	青手手言さ、後関・保に 以も4能指著以2 を紹ける福け を紹うる福け	及なにをし上さる ・を著欠いでお帳でないでお帳1	・3級 ・3のが ・50での ・50が	をお持ち で、 を有す するもり 級をお持	の方 )いずれ; るもの の	かに該当	当される	方				
行	申請手続きに必要なもの	(各種) ・現在 ・対象:	障害者引加入中の お及び履	き(等様、 手帳、 り健者 日当付き	育手帳、 険証(対 マイナ)	障害年 対象者) ンバーか	金証書								
	問し	へ合わせ	·先	医療保	険課給付	· 付係(O	956-	-24-	111	1 内糸	泉213	5、2	136)		

### ≪⑤補 装 具≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 3級 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 1級 2級 区 分 障がい者(児)に対し、職業、その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として補装具の購入・借 受・修理にかかる費用のうち原則9割を支給します。世帯の収入に応じて、月額負担上限額が設定されて います。(P19を参照) 交付数は、原則として1種目につき1個です。 再支給は耐用年数を基準とし、実情に沿って行います。 補装具給付一覧表 障害 別 補装具名 補 視覚障がい者用 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 装 聴覚障がい者用 補聴器、人工内耳音声信号処理装置(修理のみ) 具 肢体不自由及び ビ 重度障害者用意思伝達装置 ス 音声・言語機能障がい者用 費 内 義手、義足、上肢装具、下肢装具、 容 体幹装具、歩行器、車椅子、電動車椅子、 歩行補助つえ(T字杖は除く)、 購 肢体不自由者用 座位保持装置 入 【障がい児のみ】 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助 借 ※障がいの内容や県の判定によって交付されるものに制限があります。 詳しくはお尋ねください。 受 修 ○申請は購入等の前に行うことが必要です。 ○原則として手帳交付後の申請となります。 ○本人又は配偶者の市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は、制度の対象外となります。 理 (令和6年4月1日より障害児(18歳未満)の補装具に対する所得制限は撤廃されました。) ○耐用年数以内の破損及び故障については、原則として修理で行います。 ○それぞれの品物には給付基準額が定められています。好みのデザイン、素材を選択することにより മ その額を超える金額については自己負担になります。 ○以下の品目については、介護保険対象者であれば介護保険による貸与となります。 ・既製の車椅子、電動車椅子 支 ·歩行器 ・歩行補助つえのうち、松葉杖、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ 給 プラットホームクラッチ、多脚杖 ○補装具費(購入・借受・修理)支給申請書 申 必 ○指定医師の意見書 要 ○補装具業者の見積書 手 な 身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証 続 ŧ ○マイナンバーがわかるもの き の に ※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。 問い合わせ先 障がい福祉課

# ≪⑤補 装 具≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ■ ・・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	内容等	が変更に	こなる場	合があ	ります。							ころじゅ はないサ		です。
					手帳					手帳		;	精神手帳		難病等
	-	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	スエルソマナ
权	区分														
軽度・中等度難	サービス内容	身体障:	害者手帧	長の交付	の対象の	とならな	 い軽度	 · 中等度	要難聴の	 児童の衤	甫聴器購	入費用(	の一部を	・助成し	ます。
中等度難聴児補聴器購入費	条 件	(1) はあり (2)	両耳の駆 ません。 聴覚障書 補聴器 <i>0</i>	<ul><li>競力レベ</li><li>≧による</li><li>○装用に</li></ul>	ルが各々 身体障害 より、言	々30 d B 害者手帳 言語の習	以上の の交付:   得等一:	方(たた 対象以タ 定の効男	ぎし、医 トの方 艮が期待	師が装月できる &	用の必要 と医師が	を認め 判断し	とが必要 た場合は ている方 。	t、この	限りで
費助成	申請手続きに必要なもの	○医師:				<b></b>	]成金交	付申請書	<del>-</del>						
	問(	ハ合わせ	·先	障がいる	福祉課										

問い合わせ先

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 **B**2 3級 1級 3級 4級 5級 6級 A1 1級 2級 区 分 住宅に困窮している方のため、募集及び入居の取り扱いを優遇して行います。 <市営住宅> ①特定目的住宅への入居 市営住宅入居資格者のうち、常時車いすを使用している方の世帯にのみ入居資格がある 住宅です。 泉福寺住宅 桜木住宅 1号館(3戸) 6号館(3戸) 3番館(7戸) 7号館(3戸) 8号館(2戸) ○泉福寺住宅のうち6号館、7号館、8号館には、上記車いすを含め、シルバーハウジングを設置 しています。 公 ビ ○シルバーハウジングとは 営 ス 高齢者や障がい者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、住まいをバリアフリー 内 にし、生活補助員(LSA)を派遣して、入居者の相談に応じるなどのサービスを行う市営住宅です。 ②一般住宅入居のための抽選の優遇措置 容 住 当選の確率を高める優遇措置を行っています。 宅 <県営住宅> の ①一般住宅入居のための抽選の優遇措置 当選の確率を高める優遇措置を行っています。 優 ※公募の際に、特別枠(特定目的住宅など)を設けて募集し、まず特別枠での抽選を行います。 落選者は一般向け住宅抽選時に再度抽選対象者とします。 遇 ②車いす対応住宅への入居 県営住宅入居資格者のうち、常時車いすを使用している方の世帯にのみ入居資格がある住宅です。 措 場所•••花高団地、新田団地 置 <市営住宅> 身体障害者手帳の4級以上の方、療育手帳A1、A2、B1の方、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 条 件 <県営住宅> 身体障害者手帳の4級以上の方、療育手帳A1、A2、B1、B2の方、精神障害者保健福祉手帳1、 2、3級の方 申 請 要 丰 な 詳しくは下記の問い合わせ先にお尋ねください。 続 ŧ き  $\mathcal{O}$ に 市営住宅:佐世保市営住宅管理センター(0956-25-9625)

県営住宅:長崎県住宅供給公社佐世保事務所(0956-22-9612)

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

	ービスの	内容等	が変更し	こなる場	合があり	ります。				必ずし:	も手帳が				. じ 9 。
					手帳	_				手帳			精神手帕		難病等
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	大正かりて
	分														
-															
	サー	障がい:	者(児)	の放課	後等の日	日中にお	ける活	動の場る	を確保し	、社会(	こ適応す	る訓練	を行うと	ともに	、障が
	内 ビ 容			こ対する											
	こな	時的な	保護を目	目的とし	て行いる	ます。									
I _															
日															
中															
_			/> <b></b> /-	<i>.</i>				(1)	- 18 1	=1.					
				有し、自 上で介護					ついすれ	かに該	当する方	Ī			
時	条	2特	○ 戚以_ 別支援5	上でが設 学校の小	:和り負い	ル利用系 高等部に	豕こな	つた刀 る障がし	<b>、</b> 炉						
支	件			上伏の「) 中学校、					76						
^		4 2	30に該	当しない	ハ未就学	の障がい									
援		※月の	利用回数	数は10	回までで	です。									
	-														
	単 必														
	· 同 — —														
	王 安			手帳、療				保健福祉	上手帳						
	甲請手続必要なも	〇地域:	生活支护	爰事業利	用申請			保健福祉	上手帳						
	きもの	〇地域:	生活支护		用申請			保健福祉	上手帳						
	手続きに要なもの	〇地域:	生活支护	爰事業利	用申請			保健福祉	上手帳						
	きの	〇地域:	生活支抗 ナンバ-	援事業利 −がわか 障がい	用申請			保健福祉							
	きの	○地域: ○マイ·	生活支抗 ナンバ-	援事業利 −がわか 障がい 身障	用申請			保健福祉		手帳			精神手帕		<b>一</b>
	き に 問い	○地域: ○マイ·	生活支抗 ナンバ-	援事業利 −がわか 障がい	用申請			保健福社 		手帳 B1	B2	1 級	精神手帕 2級	3級	難病等
	き に 問い 区	〇地域: 〇マイ・ ハ合わせ	生活支持 ナンバ- 	援事業利 −がわか 障がい 身障	用申請 るもの 福祉課 i手帳	書・同意	書		療育		B2				-難病等
	き に 問い	〇地域: 〇マイ・ ハ合わせ	生活支持 ナンバ- 	援事業利 −がわか 障がい 身障	用申請 るもの 福祉課 i手帳	書・同意	書		療育		B2				難病等
	き に 問い 区	〇地域: 〇マイ・ ハ合わせ	生活支持 ナンバ- 	援事業利 −がわか 障がい 身障	用申請 るもの 福祉課 i手帳	書・同意	書		療育		B2				難病等
計	き に 問い 区	〇地域: 〇マイ・ ハ合わせ	生活支持 ナンバ- 	援事業利 −がわか 障がい 身障	用申請 るもの 福祉課 i手帳	書・同意	書		療育		B2				難病等
訪	きに 区分 サー	○地域: ○マイ・ ハ合わせ 1級	生活支持 ナンバー - 先 2級	援事業利 - がわか 障がい 身障 3 級	用申請額をおります。	書・同意	6級	A1	療育 A2	B1		1級	2級	3級	-難病等
訪問	きに 区分 サービ Pの 問	○地域: ○マイ・ ハ合わせ 1級	生活支持 ナンバー - 先 2級	援事業利 −がわか 障がい 身障	用申請額をおります。	書・同意	6級	A1	療育 A2	B1		1級	2級	3級	難病等
問	きに 区分 サー	○地域: ○マイ・ ハ合わせ 1級	生活支持 ナンバー - 先 2級	援事業利 - がわか 障がい 身障 3 級	用申請額をおります。	書・同意	6級	A1	療育 A2	B1		1級	2級	3級	·難病等
	きに 区分 サービ Pの 問	○地域イント 合わせ 1級 家庭に 次の要	生活支抗 ・ 先 2 級 件すべ	援事業利か 障 す す す う る う る が に 該 が が に う が り が り が り う る う る う る う る う る う る う る う る う る う	用申請請 福祉課 手 4級 本 3 本 3 本 3 本 3 本 3 本 3 本 3 本 4 本 3 本 3	書・同意	i書 6級 い者に	A1 対して、	療育 A2 移動入	B1 浴車に。		1級	2級	3級	難病等
問入	きに 区分 サービ Pの 問	○地域: ○○ へ ○○ へ ○○ へ ○○ へ ○○ へ ○○ へ ○○ へ ○○	生 ナ ・ 先 2 が ・ 女 が ・ 女 が ・ で が ・ で が ・ で が で が に で が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に に が に に が に に に に に に に に に に に に に	援事が 障 す す り が り る が にで き り が り が り が り が り が り り り り り り り り り	用申も 福祉帳 私 女 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	書・同意	i書 6級 い者に 級が肢	A1 対して、	療育 A2 移動入	B1 浴車に。		1級	2級	3級	業病等
問	きに 区分 サービス 内容	○ は ○ か合わせ 1 級 家庭 の ① ② 2 次 ② 1 自	生ナ 先 2 い す歳の では では では では では では では では では では では では では	援事が 障 す す す す す す う か り が 身 級 が が 身 が が り が が が が の が が の が の が の が の が の が の が の が が の の の の の の の の の の の の の	用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	書・同意 5 級 体 で のい 等た 手来な	i書 6級 い者に 級が肢	A1 対して、	療育 A2 移動入	B1 浴車に。		1級	2級	3級	難病等
問入	きに 区分 サービス 内容	○ は ○ か合わせ 1 級 家庭 の ① ② 2 次 ② 1 自	生ナ 先 2 い す歳の では では では では では では では では では では では では では	援事が 障 す す り が り る が にで き り が り が り が り が り が り り り り り り り り り	用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	書・同意 5 級 体 で のい 等た 手来な	i書 6級 い者に 級が肢	A1 対して、	療育 A2 移動入	B1 浴車に。		1級	2級	3級	難病等
問入浴サ	きに 区分 サービ Pの 問	○○ x 合わせ 1 級 家庭 医 次 ① ② ③ 家 次 ① ② ③	生ナ 先 2 い す歳のが 支バ 級 て べ以浴入	暖力でで<	用る 福 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	書 ・ 同 ・ 同 ・ 級 ・ 体 ・ 帳な か ・ 等た	i書 6級 い者に 級が肢	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴	きに 区分 サービス 内容	○○ x c c c c c c c c c c c c c c c c c c	生ナ 先 2 い す歳のが 険 技 へ で 以浴入 対 ・ で 、 で 、 で 、 が す が で が で が で が で が で が か が で か が か が か か か か	援事が 障 す す す す す す う か り が 身 級 が が 身 が が り が が が が の が が の が の が の が の が の が の が の が が の の の の の の の の の の の の の	用る 福手 4 エー・・ 本 で 本 で 本 で は で で は で で で は で で で で は で で で で	書 ・	i書 6級 い者に 級が肢	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サー	きに 区分 サービス 内容	○○ A A A A A A A A A A A A A A A A A A	生ナ 先 2 い す歳のが 険浴支バ 級 て べ以浴入 対の 技 3 で 4 で 4 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が	暖力でで<	用る 福手 4 エー・・ 本 で す で で で で で で いっぱい で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	書 ・ 同 あ が 様な 、 に のい 特 た た た た た た た た た た た た た	i書 6級 い者に 級が肢	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サ	きに 区分 サービス 条件 Pの 問	○○ A A A A A A A A A A A A A A A A A A	生ナ 先 2 い す歳のが 険浴支バ 級 て べ以浴入 対の 技 3 で 4 で 4 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が	爰一	用る 福手 4 エー・・ 本 で す で で で で で で いっぱい で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	書 ・ 同 あ が 様な 、 に のい 特 た た た た た た た た た た た た た	i書 6級 い者に 級が肢	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サービ	きに 区分 サービス 条件 Pの 問	○○	生ナ	第一でと書谷 象刊数事がでで可 者用は業わ が 身級浴 該身の能 (と2)利か い障が 当体入と 6な回	用る 福手 A T T T T T T T T T T T T T T T T T T	書 ・ 5 体 帳な のい 特 だ を を を を を を を を を を を を を	i書 6級 い者に 数が肢 疾病に	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サー	きに 区分 サービス 条件 Pの 問	○○	生ナ	<ul><li>爰一</li><li>摩</li><li>す</li><li>す</li><li>方</li><li>にでで可</li><li>でで可</li><li>者用は</li><li>事</li><li>が</li><li>当体入と</li><li>6な回</li><li>利</li></ul>	用る 福手 A T T T T T T T T T T T T T T T T T T	書 ・ 5 体 帳な のい 特 だ を を を を を を を を を を を を を	i書 6級 い者に 数が肢 疾病に	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サービ	きに 区分 サービス 条件 Pの 問	○○	生ナ 先 2 い す歳のが 険浴用 生の活ン	<ul><li>爰一</li><li>章</li><li>事が</li><li>章</li><li>3</li><li>入</li><li>にでで可 者用は 事業わかが 身級</li><li>浴</li><li>該身の能 (と2 業利かい)</li><li>づ</li><li>当体入と 6な回 利</li></ul>	用る 福手 A T T T T T T T T T T T T T T T T T T	書 ・ 5 体 帳な のい 特 だ を を を を を を を を を を を を を	i書 6級 い者に 数が肢 疾病に	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サービ	きに 区分 サービス 条件 申請手続き Pの 問 区分 内容 条件 必要なも	○○	生ナ 先 2 い す歳のが 険浴用 生の障活ン	<ul><li>爰一</li><li>章</li><li>事が</li><li>章</li><li>3</li><li>入</li><li>にでで可 者用は 事業わかが 身級</li><li>浴</li><li>該身の能 (と2 業利かい)</li><li>づ</li><li>当体入と 6な回 利</li></ul>	用る 福手 A エー・ T 本 で T を T を T を T を T を T を T を T を T を T	書 ・ 5 体 帳な のい 特 だ を を を を を を を を を を を を を	i書 6級 い者に 数が肢 疾病に	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サービ	きに 区分 サービス 条件 Pの 問 O 内容	○○	生ナ 先 2 い す歳のが 険浴用 生の障活ン	爰一	用る 福手 A エー・ T 本 で T を T を T を T を T を T を T を T を T を T	書 ・ 5 体 帳な のい 特 だ を を を を を を を を を を を を を	i書 6級 い者に 数が肢 疾病に	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	
問入浴サービ	きに 区分 サービス 条件 申請手続きにPの 問 内容 必要なもの	○○	生ナ 先 2 い す歳のが 険浴用 生の障ナ活ン	爰一	用る 福手 A エー・ TA 本のでは、 TA を TA	書 ・ 5 体 帳な のい 特 だ を を を を を を を を を を を を を	i書 6級 い者に 数が肢 疾病に	A1 対して、 体不自E	療育 A2 移動入 Tで1級	B1 浴車に。 の方	よる入浴	1級	2級 スを行い	3級)	

に

問い合わせ先

・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精油手帳 難病等 2級 A2 B1 **B**2 2級 3級 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 1級 区 分 ++ 屋外での移動が単身では困難な障がい者(児)に対して、外出のための支援を行います。 内 ビ容 ただし、通勤・通学の長期にわたる外出や通院等は、サービス利用の対象となりません。 ス 次の①から③のいずれかに該当する方で、なおかつ下記の(1)から(4)のいずれかに該当する方 ①肢体不自由に係る等級が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 移 ②療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 動 (1) 居宅介護の支給決定を受けている方。ただし、「同行援護」「行動援護」「重度訪問介護」 支 条 「重度障害者等包括支援」のいずれの支給も受けていない方 援 (2) 共同生活援助の支給を受けている方 (3) 身体・知的障がい者入所施設(旧法施設)入所者及び「施設入所支援」受給者のうち車いす常用の方 (施設の管理者を経由しての申請) (4) 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている方であって、介護保険の給付が あっても、本事業と同等のサービスを受けることができないと認められる方 ※月の利用時間は40時間までです。 由 必 請 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 要 ○地域生活支援事業利用申請書·同意書 な 続 ○マイナンバーがわかるもの ŧ き の 1= 障がい福祉課 問い合わせ先 身障手帳 精神手帳 療育手帳 難病等 B1 1級 2級 3級 4級 5級 6級 Α1 Α2 **B**2 1級 2級 3級 区 分 地 + 域 内 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 ビ容 活 ス 動 支 条 障がい者及び障がい児 援 件 セ ン タ 請 要 手 な 続 ŧ き の

障がい福祉課

分

日

常

生

活

用

具

の

給

付

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ----必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 B2 3級 1級 2級 3級 4級 5級 6級 Α1 A2 B1 1級 2級 区

在宅の重度障がい者(児)に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。

脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ て取り扱います。

#### 給付内容

	714	区分	種目	対象者
			入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害4級以上で、入浴に介助を必要とする
				3歳以上の者
				入浴に介助を要する難病患者
			便器(ポータブルトイレ)	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者
				常時介護を要する難病患者
			洗浄機能付便座	上肢障害2級以上又は療育手帳がA(A1・A2)であり訓
				練を行っても自ら排便後の処理が困難な学齢児以上の者
				上肢機能に障害のある難病患者
			歩行補助つえ(T字杖)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者であって、歩行
				不安定な者
			移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害4級以上で、家庭内
				の移動等において介助を必要とする3歳以上の者
サ				下肢が不自由な難病患者
		自	頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害2級以上で、立位や歩行が不安定でよ
ビュ		立		く転倒する者又は療育手帳がA(A1・A2)、若しくは精
ス 内		生		神保健福祉手帳1級で、てんかん発作等により頻繁に転倒す
容		活		るもの。(障害者支援施設等入所者も対象)オーダーメイド
		支		は医師の意見書を要する
		援	火災警報器	障害等級2級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な
		用		者又は療育手帳がA(A1・A2)若しくは精神保健福祉手
		具		帳1級である者(当該者の世帯が障がい者のみの世帯及びこ
				れに準ずる世帯である場合に限る)
			自動消火器	障害等級2級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な
				者又は療育手帳がA(A1・A2)若しくは精神保健福祉手
				帳1級である者(当該者の世帯が障がい者のみの世帯及びこ
				れに準ずる世帯である場合に限る)
				火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世
				帯及びこれに準ずる世帯
			電磁調理器	視覚障害2級以上又は療育手帳がA(A1・A2)若しくは
				精神保健福祉手帳1級の者で18歳以上の者(当該者の世帯が
				障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限
				3)
			歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で学齢児以上の者
			聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上で18歳以上の者(聴覚障がい者のみの世帯
				及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)

問い合わせ先

障がい福祉課

•••必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ○自己負担は原則として購入費用の1割ですが、世帯の収入に応じた月額負担上限額が設定されています。 ○それぞれの品目には給付基準がありますので、希望の品物が給付できない場合があります。 また、給付基準額が定められていますので、それを超える金額については自己負担となります。 ○申請は購入前に行うことが必要です。 ○原則として、手帳交付後の申請となります。 ※以下の品目について、介護保険対象者であれば介護保険による貸与又は購入費の支給となります。 ○特殊寝台 ○特殊マット 貸 ○床ずれ防止用具 ○特殊尿器 ○体位変換機 与 ○移動・移乗支援用具 ○移動用リフト 購 入 日 ○便器 費 〇入浴補助用具 常  $\mathcal{O}$ ○簡易浴槽 支 牛 給 活 用 [申請時] 具 ·日常生活用具給付申請書 [準備するもの] 「受取時」 障害者手帳など •見積書(佐世保市福祉 の [決定後] 見積書を作成した ・見積書(佐世保市福祉事務所長あて) 事務所長あて) ・給付券が発送 業者に給付券と印鑑 ・品物のカタログのコピー(メーカーや ・品物のカタログのコ されます。 を持参して、品物を 型番がわかるもの) 給 ピー(メーカーや型番が 引き換えてください。 マイナンバーがわかるもの わかるもの) 付 由 請 ○日常生活用具給付申請書 手 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病) 続 受給者証 き ○見積書(佐世保市福祉事務所長あて) に ○カタログ (メーカーや型番のわかるもの) 必 ○マイナンバーがわかるもの 要 な ※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。 ŧ  $\mathcal{O}$ 

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

-ビス <i>0</i>	)内容等: 	が変更し			ります。		1			も手帳カ		はないた		<u>くです。</u>
	1 %环	2 年			<b>万 ≴</b> Љ	ら 紅 り	Δ1			R2				難病
区 分			3 形文	4 拟	<u> </u>			AZ	DI	DZ	1 形文	2 取义	3 7放	
区	内     1       本     区       介護・訓練支援用具	2級       特殊       事業       本       本       本	3級	i手帳 4級 種目 動ベッド	5級	6級	A1 下 下 3 肢又寝 3 若者※寝 下者自 下人 下族寝 下下肢 以は療き 以く又ずき 又 で 又介 にした しなり は しんり は は が しんり は は が しんり は は が しんり は は が しんり は は かんり は は かんり は は かんり は は は かんり は は は かんり は は は かんり は かんり は かんり は かんり は かんり は かんり は かんり は かんり は は かんり は かんり は は ないり は ないり は かんり は は かんり は ないり は ないり は ないり は ないり は は ないり は な	療A2	手	B2	1者で難害介)能時A医時でで以でるおで以下上のおなをおととおととおととおととおととおととおととおととおととおととおととおととと<	精 2以 要2 を の 意を で で 以 要中 4以 要と の る以 す 書す た 等 の で は 者	表 3     者     童歳     の18     要     学     て     あ       し上     童以る     児       家     つ	大変 は 大変 と

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ○自己負担は原則として購入費用の1割ですが、世帯の収入に応じた月額負担上限額が設定されています。 ○それぞれの品目には給付基準がありますので、希望の品物が給付できない場合があります。 また、給付基準額が定められていますので、それを超える金額については自己負担となります。 ○申請は購入前に行うことが必要です。 ○原則として、手帳交付後の申請となります。 ※以下の品目について、介護保険対象者であれば介護保険による貸与又は購入費の支給となります。 ○特殊寝台 ○特殊マット 貸 ○床ずれ防止用具 ○特殊尿器 ○体位変換機 与 ○移動・移乗支援用具 ○移動用リフト 購 入 日 ○便器 条 費 常 〇入浴補助用具  $\mathcal{O}$ ○簡易浴槽 生 支 給 活 用 申請時] ·日常生活用具給付申請書 具 [準備するもの] [受取時] ・障害者手帳など ·見積書(佐世保市福祉 [決定後] ・見積書を作成した ・見積書(佐世保市福祉事務所長あて) 事務所長あて) 給付券が発送 業者に給付券と印鑑 の ・品物のカタログのコピー(メーカーや 品物のカタログのコ されます。 を持参して、品物を 型番がわかるもの) ピー(メーカーや型番が 引き換えてください。 ・マイナンバーがわかるもの わかるもの) 紿 付 由 請 ○日常生活用具給付申請書 手 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病) 続 受給者証 き ○見積書(佐世保市福祉事務所長あて) 1= ○カタログ (メーカーや型番のわかるもの) 必 ○マイナンバーがわかるもの 要 な ※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。 ŧ ഗ 問い合わせ先 障がい福祉課

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

	)内容等力	が変更に		<u>合があ</u>	ります。		•				「必要で	はないた		<u>、です。</u>
	1 47	0.47		手帳	<b>Γ</b> √π	C 47	A 1		手帳	DO		精神手帕		難病等
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
日常生活用具の給付 		情 点 点 視 視 視 視 視 視 視 視 視 網 網	章書者用用 言言 言言 言言 言言 言言 言言 言言 言言 言言 言言 言言 言言 言	援 レ イ ポ 活 レ ボ ラ コ 大 声 計 に に に に に に に に に に に に に	言読み上 (一含む) 言器	げ装置	て ※ 上 視る 視見 視 視 視 視能 視要 聴な音 発体機 障 歳 障 ま 障 障 障 な 障 者 障 者 に 着 に 着 に 着 に か に は は は は は は は は は は は は は は は は は	・が障 2上2るい 2 2 い学 2つい 機具発い害 級の級者者 級 級 者齢 級い者 能は語者2 以者 以 で 以 以 で児 以てで 障、	にが級 上 上 必 上 上 あ以 上はあ が常も マ の で 要 で で っ上 で、っ い時し請は 身 就 と 学 学 ての 18 て 者埋し 16 で 18 歯 歯 、者 18 6 歳 、 てど	でする 覚 障 若 め 児 児 本 以未 本 、型害場 障 が し ら 以 以 装 上満 装 喉人を合 害 い く れ 上 置 ので置 頭エ	い有、2 者 は る の の に 者もに を喉者す医級 で 就 者 者 よ 。給よ 摘頭又る師以 あ 労 した付り 出を	文字 だ象 レビ 者 る	上を 要 か 読 校る 視 者の要 と 又 む で で ず で で ず で で で で で で で で で で で で で	3 められ

● ・・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 **!・・**必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ○自己負担は原則として購入費用の1割ですが、世帯の収入に応じた月額負担上限額が設定されています。 ○それぞれの品目には給付基準がありますので、希望の品物が給付できない場合があります。 また、給付基準額が定められていますので、それを超える金額については自己負担となります。 ○申請は購入前に行うことが必要です。 ○原則として、手帳交付後の申請となります。 申請時1 •日常生活用具給付申請書 [準備するもの] 条 「母取時」 ・障害者手帳など ·見積書(佐世保市福祉 件 [決定後] 見積書を作成した ・見積書(佐世保市福祉事務所長あて) 日 事務所長あて) ・給付券が発送 業者に給付券と印鑑 ・品物のカタログのコピー(メーカーや 品物のカタログのコ されます。 を持参して、品物を 型番がわかるもの) ピー(メーカーや型番が 常 引き換えてください。 ・マイナンバーがわかるもの わかるもの) 生 活 用 具 の 由 〇日常生活用具給付申請書 紿 請 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病) 丰 受給者証 付 続 ○見積書(佐世保市福祉事務所長あて) き ○カタログ(メーカーや型番のわかるもの) 12 ○マイナンバーがわかるもの 必 要 ※人工喉頭の項目中、人工鼻器具については1度の申請で最大6か月分までを申請することができます。 な (ただし年度をまたがる申請はできません) ŧ ※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。

障がい福祉課

問い合わせ先

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<u>★</u> サ	<u>ービ</u> ス(	の内容等	<u>が変</u> 更	<u>になる</u> 場	<u> </u>	<u>りま</u> す。							ビスです はないち		<u>くです</u> 。
				身障	手帳					手帳		1	精神手帕		┪難病等
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	XE PY T
	区 分														
ŀ		区分			<b>重</b> 目					-	 付象者		<u> </u>		1
			透析:				图	蔵継能[	<b>音宝</b> 3線			 直続携行	式腹膜	灌流法	_
			231/17		iH.		1						ノンバッグ 人上の者		`
								., <del>.</del> ,	, - 0, 0,	C 1/1////		7 7 7370 7	<u>, — - H</u>		
		ネブライザー(吸入器)							能障害:	3 級以」		ては喉頭	摘出に	よるに	<u> </u>
							よ	る音声	言語障害	害若しく	くは肢体	▶障害2	級以上	であっ	
							て	必要と	認められ	ιる者					
							<b>%</b> [	乎吸器	障害以外	外の者だ	が申請す	↑る場合	な、医	師の意	
							見	書を要	する						
日							  HA	<b>火器機</b> 育	能に障害	害のある	5 難病患	忌者			
常			雷気	 式たん!	及引機		11年1	及吳繼6	。 能 暗 生	3 級以		7.1+啶頭	<u></u> 摘出に	上ろに	
生				16707									級以上		
舌		在							認められ		( 10/15/11		11/2/ 2/		
'-   用		宅									が申請す	↑る場合	は、医	師の意	
	<del>サ</del>	療					見	書を要	する						
具	ビ	養													
の	ス 内	等					呼呼	及器機(	能に障害	害のある	5難病患	是者			
給	容	支	T4 -	18. 23			-	÷ /□ ₽^		2 <i>4</i>	4 + + 1	1 + /= >	<b>-</b>		
付		援用用	酸素	ボンベ	重搬車		医 	寮保険(	こおける	る在宅配	<b>愛素療</b> 法	ほを行う	者		
		月月月	担当		日休 油目	十 (立言	<b>月</b>	<b>当陪宝</b>	2 年に	トで学品		- の老 (	 (視覚障	がい老	<u> </u>
			式)	华百省/	7 件 / 川口	ГСБР				こくテ <sub>国</sub> これに達			(元兄)子	./J V '-'E	
								, , _		_ , , , , ,	, , ,	_ 113 /			
			視覚	障害者原	用体重言	+	視	 覚障害	2 級以_	上で18	3 歳以上	の者(	(視覚障	がい者	<u>-</u>
							のる	みの世	帯及びる	これに準	≛ずる世	世帯)			
				血中酸素				蔵機能	障害3組	及以上ス	ては呼吸	及器機能	障害3	級以上	-
			(パ.	ルスオ	キシメー	-ター)	, ,		-	ける在宅	己酸素療	景法を行	う者又	は人工	-
								及器装装		(K AF / 1 '	· ·	L 1 ^	<del></del>	o + -	
										幾能付る	を申請す	「る場合	、医師	の意見	,
						青 <sup> </sup>	を要する	්							
						-	丁呼吸:	器の生気	善等が必	必要 か勤	推病串耂	<u>′</u>			
								— J /X1	чн <del>-</del> / 4X/1	= \F/J X	ン <u> </u>	r \L i \rov. ⊨	I		
		L	1												

<u>●</u>・・・必ず手帳が必要なサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ○自己負担は原則として購入費用の1割ですが、世帯の収入に応じた月額負担上限額が設定されています。 ○それぞれの品目には給付基準がありますので、希望の品物が給付できない場合があります。 また、給付基準額が定められていますので、それを超える金額については自己負担となります。 ○申請は購入前に行うことが必要です。 ○原則として、手帳交付後の申請となります。 [申請時] •日常生活用具給付申請書 [準備するもの] [受取時] ・障害者手帳など •見積書(佐世保市福祉 [決定後] 見積書を作成した 条 ・見積書(佐世保市福祉事務所長あて) 事務所長あて) ・給付券が発送 業者に給付券と印鑑 ・品物のカタログのコピー(メーカーや ・品物のカタログのコ されます。 を持参して、品物を 型番がわかるもの) ピー(メーカーや型番が 引き換えてください。 ・マイナンバーがわかるもの 日 わかるもの) 常 生 活 用 具 の 申 給 請 手 〇日常生活用具給付申請書 付 続 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病) 受給者証 き ○見積書(佐世保市福祉事務所長あて) に 必 ○カタログ (メーカーや型番のわかるもの) ○マイナンバーがわかるもの 要 ※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。 な ŧ 問い合わせ先 障がい福祉課

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。□ ・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

			, ,,,,,,,,,		手帳	りより。				<u> </u>	も手帳が		精神手帕		1
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	7京 FI A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	区 分								7.2		<u> </u>	1 100		3 100	
日常生活用具の給付	サービス内容	区 排泄管理支援用具 住宅改修	蓄ス新収人表ななよななよなな	用装具等	種目			直尿(①た害つ②の形③(機 ④起上※腸が障 脳非にを 直なの 直先能 直因 記初・あ害 性進よ必 腸いた 腸天障 腸す①回	、支 胱、支 痺性便と 膀ト、 膀鎖又 機高 ④申支 体 障害へ採援 の採援 等の意す 胱マス 胱肛は 能度 は請援 幹 害(の便施 機尿施 に脳又る の周ト のを高 障の 、時施 機 又移取	の設善能の設善よ病は者 機辺マー機除度 が排 いに設 能 は動替袋等 障袋等 る変尿 能の用 能くの い便 ずは等 障 乳機をを入 がを入 肢に意 障皮装 障)排 者機 れ、入 が 幼能する所 しႸ所 体よの 一か膚具 かに尿 て能 も医所し 児障る	長者 者着者 障っ意 いのを い起機 、障 3師者 者 期害場すも ですも 害て思 者著装 者因能 先害 歳のもで 以に合く対 ある対 2も表 でし着 です障 天の 以意対 あ 前限は	つ必象 つ必象 級た示 、いで 、る害 性あ 上見象 っ のる上て要) て要) 以らが 治びき 二神の 鎖る 書) て 非)肢、が 、が 上さ困 療らな 分経あ 肛者 を 、 進3障人を 人を てれ難 にんし 幸障る に 要 厉 行級書	5	で 以性常 軽マ 先る 肛 あ 病者腹 前運的 快の 天高 門 る 変(を動に の著 性度 形 者 にた	ら 現能お 込い 患排 に る る

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 **】・・・**必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ○自己負担は原則として購入費用の1割ですが、世帯の収入に応じた月額負担上限額が設定されていま ○それぞれの品目には給付基準がありますので、希望の品物が給付できない場合があります。 また、給付基準額が定められていますので、それを超える金額については自己負担となります。 件 ○申請は購入前に行うことが必要です。 ○原則として、手帳交付後の申請となります。 ※住宅改修について、介護保険対象者であれば介護保険による改修費の支給となります。 ○日常生活用具給付申請書 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難 病)受給者証 ○見積書(佐世保市福祉事務所長あて) ○マイナンバーがわかるもの 日 ※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。 常 ストマ用装具・おむつの申請について 生 活 見積書準備 申 用 請 業者に依頼し、見積書をご用意ください。 手 ※最大で6カ月分までまとめて申請できます。 具 続 申 請 き の に ○手続きに必要なもの 必 紿 ・身体障害者手帳など 要 な ·見積書 付 ŧ ・マイナンバーがわかるもの  $\mathcal{O}$ ・ (代理申請の場合)代理人の身分が確認できるもの 決 定 自宅に給付券と申請書(次回申請用)が届きます。 給付券は記入・捺印して業者へ渡します。 申請書は次回申請時にご利用ください。

商品受取

障がい福祉課

問い合わせ先

業者から商品を受け取ります。(給付券と印鑑が必要です。)

### ≪⑧その他の在宅支援≫

● \*\*\*必ず手帳が必要なサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B2 1級 3級 4級 5級 6級 A1 B1 1級 2級 3級 区 分 〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕 主治医の指示により、訪問看護ステーションの看護師などが障がい者の家庭を訪問し、看護サービスを 行います。 ○サービス内容 症状の観察・体位変換・食事、排泄の介助・清拭・入浴介助・カテーテル等の管理・家族の介護指導・ リハビリテーション等 ※介護保険適用又は医療保険適用で利用料が異なります。 【実施施設】 施設名 住所 電話番号 訪問看護ステーションくりや 指方町2217-1 58-7897 白十字会訪問看護ステーション 大和町30 33-3200 しげるビル1階 訪問看護ステーションデューン佐世保 福石町8-1 32-6661 59-8140 4 あいず訪問看護ステーション元町 元町2-10-103 5 千住訪問看護ステーション 宮地町5-5 23-9273 訪問看護ホームナース 6 相生町2-26 2階 37-9099 訪問看護リハビリステーションエール 皆瀬町679 37-8733 ビ 日野町856-9 訪問看護ステーションかしまえ 28-0381 8 ス 9 北松中央病院訪問看護ステーションたんぽぽ 江迎町赤坂299 65-3303 内 10 訪問看護ステーションこころ佐世保 黒髪町3-28 80-4930 容 訪 訪問看護ステーション 11 松山町1-17 37-9385 江迎町長坂179-1 12 あいず訪問看護ステーション江迎 65-2177 問 訪問看護ステーションここわ 13 浜田町1-6 37-8963 14 訪問看護マタミノル 吉井町吉元664-2 80-4992 看 15 セントケア訪問看護ステーション佐世保 広田3丁目14-51 杢尾ビル2号室 27-5566 護 16 あいず訪問看護ステーション早岐 権常寺1丁目4-12-103 76-9640 17 訪問看護ステーションきずな 早岐2-8-17 56-3545 訪問看護ステーションクローバー 18 鹿町町上歌ヶ浦446-1 77-5566 訪問看護ステーションりぶら 19 田の浦町43-16 80-3615 20 訪問看護ステーションココペリ 木風町1454-4 37-6909 21 ロッティ訪問看護ステーション 新園町5-4 37-1200 22 訪問看護ステーションぱんだ佐世保 白岳町1002-4 59-5029 訪問看護ステーションひかり 石坂町3-4藤下アパート || 4号室 23 050-8888-4090 長崎県訪問看護サポートセンター ステーション一覧より引用 条 主治医の指示により、家庭での療養・看護を必要とされる方 件 曲 必 請 要 丰 訪問看護ステーションに直接申し込むか、主治医に相談してください。 な 続 ŧ き の に 問い合わせ先 訪問看護ステーション、医療機関

### ≪⑧その他の在宅支援≫

•••必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 A2 B1 **B**2 3級 3級 4級 5級 6級 A1 1級 2級 区 分 [手帳を持っていない方でも対象になる事があります。] ++ ビ 冠婚葬祭や行事などの参加のために車いすを必要とされる方、又はケガなどで歩行が困難な方に対し、原 ス 則1カ月を限度として貸し出します。 重 内 容 L す 原則、次の要件すべてに該当する方 ○佐世保市に居住している方 貸 条 ○身体障害者手帳の制度で車いすを給付されていない方 件 ○在宅の方(入院中や福祉施設に入所中の場合は不可) 与 ○介護保険で「要支援」や「要介護」に認定されていない方 ※上記に該当しない場合でも冠婚葬祭や行事の参加等の理由で一時的に車いすを必要とされる場合 申 必 請 要 な ○車いす貸与申請書(兼借用書) 続 ŧ き の 1= 問い合わせ先 障がい福祉課 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A1 Α2 В1 **B2** 1級 3級 1級 3級 4級 5級 6級 2級 区 分 市内にお住いの日常的に在宅で人工呼吸器を使用される方の非常用電源装置の購入費を給付します。 エ ビ ※給付対象の非常用電源装置は、人工呼吸器を動作させることができる非常用バッテリーで、事前の動作 呼 ス テスト等により動作確認が行われたものであり、新規に購入するもの、又は自費で購入した電源装置の買 吸 内 い替えにかかるものです。(本制度による再支給はありません) 器 容 の 非 以下のすべてを満たす方が対象となります。 常 〇佐世保市内に住民票がある方 用 ○医師の指示により在宅で日常的に人工呼吸器を使用する方 電 〇以下の障がい要件のいずれかを満たす方 源 (1) 呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた方 装 (2) 重度の肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けた方で、慢性的な呼吸障害を伴う方 置 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象難病に罹患し、慢性的な呼吸 |購入費 障害を伴う方 〇佐世保市在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針における「災害時個別支援計画」を策定した方 の ※詳しくはお尋ねください。 紿 付 申 必 請 〇非常用電源装置購入費給付申請書 要 丰 〇人工呼吸器の処方指示書(写し) な 続 ○非常用電源装置購入費の見積書 ŧ ○身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証 き の

障がい福祉課

問い合わせ先

# ≪⑧その他の在宅支援≫

●・・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ■・・・・必ずしも手帳が必要でけないサービスです。

<u> </u>	L / V.	内谷寺が多	友史に			クム9。					も于帳刀				<u> </u>
				身障						手帳			精神手帕		· 難病等
	_	1級 2	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	大型的
	区 分														
	分						1	l	I	I	I	I	I		
					〔手帳	を持つ	ていない	方でも	対象にな	なる事が	゙ありま <sup>-</sup>	す。〕			
														<u> </u>	<u> </u>
	サ														
	l Ľ	<b>左向出江</b>	<b>-</b> '¥ -	テハフ	医毒品	48.0	/	よぎょ ハロ	7 <del>*</del>	<b>せ</b> のご	白白山州	<del>                              </del>	+>+>=	⊦⊞ <i>≢</i> ;#	<b>-</b> -
	ス	在宅生活を												的问有護	ステー
訪	内	7 7 7 7 5	3 PX P-1	- 1, 70 <u>par</u> .	/// KHJ / /		, , , ,		71	12 1 17	- , , , ,	1 6 2	, 0, , ,		
問	容														
型															
レス															
パ	<i>₩</i>	医療的ケブ					がい者	で、以コ	の全て	に該当っ	する方				
1	条 件	(1)佐世 (2)在年					ト誰 を <b></b> 四	けて生き	モー アハ	るち					
۲	ıŦ	(3) 現在									管切開等	の医療	的ケアを	受けて	いる方
			~~ !~~				•						_ , , _		- / 3
	申 、														
	申請手続必要な+	○佐世保礻	有計理	刑して	パイトョ	直坐利田	1 登録 (	変重) □	自語畫						
	請手続き	〇訪問看證													
	続も	○訪問看讀													
	きの														
		<u> </u>													
Ш	問し	\合わせ先		障がいれ				1		1 -		•		_	
		1 /77 (	2.47	身障		E 47	0.47	A 4		手帳	T D0		精神手帕		難病等
	区	1級 2	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	分														
				•	ſ∓₩Ĕ	' た <del>は</del> っ'	・ ていない	・	· 计争 /- 7	・ かる車が	・ ぶなり士-	ታ ነ	•		
					しナ収	を担う	( ( ) 4 (	יט כיט	対象に	ょる事が	· 00 9 &	9 。 」			
	サ														
<b> </b>															
在宅	ビ	在宅で人口													トを図
重症	ス	るため、打	旨定事	業所(	佐世保井	+済病院	記) にお	いて宿泊	白を伴う	一時預	かり(短	期入所	)を行し	います。	
症	内 容														
心身	Ĺ														
障															
害															
児	条	障害福祉力	ナービ	え(介	護給付費	動)にま	ける短	期入所の	決定を	受けては	いる重症	E心身障	害児者の	方のう	ち、人
害児等短	件	工呼吸器・なお、判別								か必要な	力。				
期		·ひい、十1人	こハー	. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<b>灬◇</b> ┸ ∪	ノフコマノ个	いいい(後)	ノレ C 'ひ '	, o y o						
入															
所															
	申訓	〇在宅重症	定心身	∤障害児:	等短期力	八所支援	優事業利.	用申請書	E						
	請手なる	〇在宅重症	定心身	障害児	等短期人	八所支援	妥事業利.	用申込書							
	手続き	〇在宅重症		障害児	等短期力	八所支援	養事業利.	用の同意	書意						
	きっ	〇事前調查 〇利用証明		(担当医	師の押日	①必要)									
	(= 0)	- 13713HTC	—	·		, ~ ~ /									
	問し	<u></u> \合わせ先		障がいれ	福祉課										
	ΙΙ	ロックピノし		r <del>+</del> /0 0 m											

≪⑨専 門 相 談≫ ● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 -----必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 療育手帳 身障手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級 区 分 〔手帳を持っていない方でも対象になります。〕 関係機関との連携をもとに、保健師、作業療法士等が対象者の家庭を訪問し、必要な指導を行い、 健康の保持増進と社会復帰を図ることを目的としています。 サ 支援の内容は次のとおりです。 ビ ○家庭における療養、看護、福祉用具等に関すること ○障がい者の虐待に関すること ス 訪 内 ○社会復帰に関すること ○疾病の予防に関すること 容 問 ○諸制度の活用方法などに関すること ○その他(家族への支援・助言、関係機関への連絡等) 指 導 条 件 申 必 請 要 手 詳しくはお尋ねください。 な 続 ŧ き の に  $\geq$ 難 E ス 病 内 容 医 療 件 相

問し	\合わせ	先	障がい												
				手帳					手帳			精神手帳		難病等	
_	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
<del>区</del> 分															
/ )				(ナモ	 		 	 	  -   <del>     </del>	1 1 + 11 + -	l				
		〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕													
サー ビス内容	保健師・作業療法士等が療養生活について相談に応じます。														
条 件	指定難病患者及びその家族など														
必要なもの	詳しくはお尋ねください。														
問し	へ合わせ	先	障がい	福祉課											
						ļ	59								

談

申 請 手 続 き 1

# ≪⑩精 神 保 健≫

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

	-			身 厚						于帳			<b>有</b> 伊于恆		難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	大正 // 1 寸
	区 分														
	分														
				-	٢	工帳 + +	± 1	7 + 1+ -	4471	+	ш. / У		-		
					Ļ	于帳を打	守つ(い	る方は	付家では	よめりよ	ぜん。)				
															I.
精															
神	サ														
		ᄬᆂᆉᆔᄼᄆᄸ	由人 fill 1−	- 関士 ァ・	+ロ=火 1 一 业	ᆂᇪᆉ	ᆄᄯ	I + +							
科	_	精神保修 〇相談 B	ほ王放し	-           9	他談Ⅰ〜⊼ ≒	月仲仆区	ことでいって	しまり。							
	ス	〇申し	╗╸╸┼ ス╶┻╻╻╸	り凹性尽 系約割	Ž.										
医	内	O + 0 %	<u> </u>	נינוי כיוף יב											
4	容														
師															
に															
ょ															
6	冬	特油的+	つ悩みか	ンジを切	ラアハス	スキツ店	される	カご宏歩	Ξ						
る	■ 条 精神的な悩みなどを抱えている未治療者やそのご家族 る 件 ※精神科受診の方、一度診断名がついた方は除きます。														
<b>3</b>	ıŦ	/1 个月 个甲 个	7又砂0	///\	及砂倒1	_ /3・ / (・	1-1114	がこみり	0						
相															
'															
談	申 、														
	H請手続き必要なも														
	手发	詳しくは	+ +> 型 +>	1 + +											
	続せ	許しくに	よの守ん	くにさ	ر ۱ <sub>۰</sub>										
	申請手続きに必要なもの														
	1= 0)														
		A 1	1												
		合わせ先 障がい福祉課													
	問し	^合わせ:	先						<del></del>	ナル			は ユー イ エ	=	ı
	問し			身障	手帳					手帳	T		精神手帳		難病等
		\合わせ: 1級	先 2級			5級	6級	A1	療育 A2	手帳 B1	B2	1級	精神手帳	3級	難病等
	区			身障	手帳	5級	6級	A1			B2				難病等
				身障	手帳	5級	6級	<b>A</b> 1			B2				難病等
	区			身障	手帳 4級			A1 か方でも;	A2	B1		1級			難病等
	区			身障	手帳 4級				A2	B1		1級			難病等
<u></u>	区 分			身障	手帳 4級				A2	B1		1級			難病等
障	区			身障	手帳 4級				A2	B1		1級			難病等
	区分 サード	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
障が	区分 サービス		2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
	区分 サービス	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい	区分 サービ	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
が	区分 サービス	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者	区分 サービス	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい	区分 サービス内容	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐	区分 サービス内容	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者	区分 サービス	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐	区分 サービス内容	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待相	区分 サービス内容 条件	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待	区分 サービス内容 条件	1 級	2級	身障 3級	手帳 4級 〔手帳	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待相	区分 サービス内容 条件	1 級 障がいる	2級	身障3級	手帳 4級 〔手帳 者虐待『	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待相	区分 サービス内容 条件	1 級	2級	身障3級	手帳 4級 〔手帳 者虐待『	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待相	区分 サービス内容 条件	1 級 障がいる	2級	身障3級	手帳 4級 〔手帳 者虐待『	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待相	区分 サービス内容 条件	1 級 障がいる	2級	身障3級	手帳 4級 〔手帳 者虐待『	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待相	区分 サービス内容 条件 必要なも	1 級 障がいる	2級	身障3級	手帳 4級 〔手帳 者虐待『	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等
がい者虐待相	区分 サービス内容 条件 申請手続きに	1 級 障がいる	2級	身障3級	手帳 4級 〔手帳 者虐待『	を持つっ	ていない	方でもま	A2 対象に <i>た</i>	B1		1級			難病等

### ≪⑩精 神 保 健≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 1級 2級 3級 5級 6級 A2 B1 B2 1級 3級 4級 Α1 区 分 [手帳を持っていない方でも対象になる事があります。] サー 保 精神障がい及び発達障がいがある方の社会生活への適応援助の場として、自立と社会参加を目的に地域で ビ 活動を行っています。 ス 健 ○実施場所:中央保健福祉センター(発達障がい) 内 宇久保健福祉センター(精神障がい等) 容 所 デ 1 ヶ 条 ○精神科通院療養中で、症状が安定している在宅の精神障がい等がある方 件 ○発達障がいと診断され、主治医がデイケア参加を有効と認める方 ァ 申 請 要 手 な 詳しくはお尋ねください。 続 ŧ き の 問い合わせ先 障がい福祉課 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 3級 4級 5級 6級 Α1 В1 B2 1級 2級 3級 区 ル 分 7 [手帳を持っていない方でも対象になります。] ル サ ギヤ Ì ビ ンブル アルコール・ギャンブル等依存症がある当事者及び家族の方の相談を受けています。 ス 内 容 等依存症者及び家族 アルコール・ギャンブル等依存症にお悩みの方や、その家族 申 必 請 要 手 な 詳しくはお尋ねください。 続 の ŧ き 相 の に 談

障がい福祉課

問い合わせ先

# ≪⑩精 神 保 健≫

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	<u>)内容等</u>	<u>が変更に</u>	こなる場	合があり	ります。				必ずしも	<u>も手帳が</u>	必要で	はないサ	トービス	です。	
		身障手帳							療育	手帳		精神手帳			難病等	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無仍守	
	区 分															
	77											]				
〔手帳を持っていない方でも対象になる事											「あります。〕					
		精神科治療の一つとして、医療機関等で行われています。														
		例えば「対人関係を改善したい」「日常生活の習慣を立て直したい」といった目標をもった人達が、楽し														
			ら治療訓 付き合い				ᆔᅙᆂ	ʹϗʹϼʹͳϲ	1 <i>ドラ 1</i> .	が進借さ	さわてい	・キオ				
		7 2 0)	NGDV	りで主	カワソノ	ヘムを切	(9天9)	何リノト	17 7 4	ハ、牛油(	21000	٠ ۵ ۶ ۰				
精	サ															
神																
	ビス															
科	ス 内 容															
デ	容															
1																
ケ																
ァ																
	久															
条  本人が希望し、主治医が精神科デイケア利用を必要と認めた方																
1																
	申心															
	請要															
	申請手続きに必要なもの	主治医	と相談の	)うえ、	精神科	デイケア	実施医	療機関へ	お申し	込みくた	<b>ごさい</b> 。					
	きっ															
	1= 0)															
	問(	ハ合わせ	· <del>先</del>	障がい	福祉課											

### ≪⑪交通費の割引・助成≫

•••必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 3級 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 1級 2級 区 分 JR各社の協力によって、鉄道運賃が割引かれます。(5割引) 1身体障がい児者 割引を受けられるもの 普通乗車券、急行券(特別急行券を除く)、 介護付きで乗車する場合 定期乗車券、回数乗車券 第1種 障がい児者 単独で乗車する場合 普通乗車券(片道100kmを超える利用の場合に限る。) 第2種障がい児者 普通乗車券(片道100kmを超える利用の場合に限る。) 12歳未満の第2種障がい児が介護付で 定期乗車券(介護者) 乗車する場合 2知的障がい児者 旅 区分 割引を受けられるもの 客 普通乗車券、急行券(特別急行券を除く)、 介護付きで乗車する場合 第1種 定期乗車券、回数乗車券 鉄 ビ 障がい児者  $(A1 \cdot A2)$ ス 普通乗車券(片道100kmを超える利用の場合に限る。) 単独で乗車する場合 内 道 第2種障がい児者(B1·B2) 普通乗車券(片道100kmを超える利用の場合に限る。) 割 12歳未満の第2種障がい児が介護付で 引 定期乗車券(介護者) 乗車する場合 3精神障がい児者 J 区 分 割引を受けられるもの R 普通乗車券、急行券(特別急行券を除く)、 介護付きで乗車する場合 第1種 定期乗車券、回数乗車券 障がい児者 (1級) 単独で乗車する場合 普通乗車券(片道100kmを超える利用の場合に限る。) 第2種障がい児者(2級・3級) 普通乗車券(片道100kmを超える利用の場合に限る。) 12歳未満の第2種障がい児が介護付で 定期乗車券(介護者) 乗車する場合 ○介護者が割引を受けるには、購入する乗車券の種類、乗車区間、期間が身体障がい者、 条 知的障がい者、精神障がい者と同一で同時購入でなければなりません。 件 ○介護者に対して、発売する定期乗車券は通勤乗車券に限られます。 申 必 請 要 手 な 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示 続 ŧ き の に JR各社 問い合わせ先

### ≪⑪交通費の割引・助成≫

問い合わせ先

障がい福祉課

•••必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 3級 1級 3級 4級 5級 6級 A1 1級 2級 区 分 福 Ì 心身障がい者(児)や精神障がい者(児)の社会活動への積極的参加及び更生のため、西肥バス・させぼ 祉 ビ バス共通の無料乗車証を交付します。 ス 特 内 ※有効期限は発行日から1年後となり、有効期限の1か月前から更新手続きが可能です。 別 ○身体障害者手帳1~3級及び4級で下肢切断の方(6歳以上) 乗 ○療育手帳所持者(6歳以上) 条 ○精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級所持者(6歳以上) 車 件 ※施設入所、入院中の方には交付できません。 証 新規・再交付等(手続先:障がい福祉課、各支所、宇久行政センター) 福 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 〇印鑑 祉 ○マイナンバーがわかるもの 申 ※申請は代理の方でも行うことができます(代理の方の身分を証明するものをお持ちください)。 パ ※新規交付の場合は、西肥バス窓口にて福祉パス発行の際に預り金500円が必要です。 請 ※紛失の場合は、西肥バス窓口にて預り金500円と手数料520円を負担していただく必要がありま 手 な ろ 続 ŧ き  $\mathcal{O}$ 更新 (手続先:西肥バスの営業所) ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ○パス券 ※必ずご本人が(もしくはご本人同行のうえ)手続きを行ってください。 問い合わせ先 障がい福祉課 療育手帳 身障手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 3級 4級 5級 6級 Α1 A2 **B1** B2 1級 2級 3級 区 分 サ 心身障がい者(児)や精神障がい者(児)の社会活動への積極的参加及び更生のため、福祉パスが利用で きない地域で運行されているバス回数券等を年に1回、交付します。 ビ 福 ス ○黒島町・高島町にお住まいの方は交付金を交付します。 内 ○宇久町にお住まいの方は宇久バスの回数券又は無料乗車証を交付します。 祉 容 ○身体障害者手帳1~3級及び4級で下肢切断の方(6歳以上) 数 ○療育手帳所持者(6歳以上) 条 ○精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級所持者(6歳以上) 件 券 ※施設入所、入院中の方には交付できません。申請は代理の方でも行うことができます。 等 必 請 要 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 丰 な ○印鑑 続 ŧ ○本人名義の預金通帳(黒島・高島在住の方のみ) き の に

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 A2 B1 **B**2 1級 2級 3級 3級 4級 5級 6級 A1 区 分 鉄道会社の協力により、電車の運賃が割引かれます。(5割引) 第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者(A1·A2)の本人及び介護者(大人のみ) ビ 第2種の身体障がい者又は知的障がい者 (B1·B2)本人 ス 精神障害者保健福祉手帳(顔写真あり)の提示にて適用。精神障がい者(1~3級。1級は本人及び 内 介護者、2級・3級は本人) 電 ※定期券の割引はありません。 車 上記、手帳所持されている方 申 必 請 要 丰 な 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示 続 ŧ き の 1= 問い合わせ先 鉄道会社 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 3級 4級 5級 6級 Α1 A2 В1 **B2** 1級 2級 3級 区 分 バス会社の協力により、バス運賃が割引かれます。(5割引) 第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者(A1·A2)の場合は、本人及び介護者について サ 割引かれます。 第2種身体障がい者又は第2種知的障がい者(B1·B2)の場合は、本人のみ割引かれます。 ビ 精神障害者保健福祉手帳1級の場合は本人及び介護者について割引かれます。 ス 2級・3級の場合は本人のみ割引かれます。 内 定期乗車証は3割引になります。 容 ※バス会社によって割引の対象者が異なる場合や割引とならない路線があります。 バ 詳しくは、利用されるバス会社にお問い合わせください。 ス 条 上記、手帳所持されている方 申 必 請 要 丰 な 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示 続 ŧ き の ī バス会社 問い合わせ先

問い合わせ先

障がい福祉課

・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 2級 3級 1級 3級 4級 5級 6級 A1 1級 区 分 ビ タクシー会社の協力により、タクシーの運賃が割引かれます。(1割引) ス タ 内 容 ク シ 条 上記、手帳所持されている方 件 申 必 請 要 丰 な 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示 続 ŧ き の に 問い合わせ先 タクシー会社 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 A2 B2 2級 3級 4級 6級 В1 2級 3級 1級 5級 Α1 1級 区 分 サ 市内に在住で、かつ居宅の重度障がい者で、下記の要件に該当する方にタクシー料金の一部を助成しま ビ ①初乗運賃の9割を補助する利用券を48枚(年間)交付します。 ス ②車いす利用者はリフト付タクシーも利用できます。 福 内 ※紛失等については再交付はいたしかねますので、お取り扱いにはご注意ください。 祉 タ 下記のいずれかに該当する人 ○身体障害者手帳の視覚障害の1級の方 ク ○身体障害者手帳の肢体不自由(下肢・体幹機能障がいを含む)の1・2級で、かつ車いす常用の方 条 ○療育手帳所持者 シ ※いずれも市内在住かつ在宅であることが要件です。施設入所者、入院されている方は対象となりませ ん。 必 ①身体障害者手帳又は療育手帳 請 要 ②印鑑 手 な ③(下肢・体幹機能障がい者の方)車椅子を利用していることが確認できる証明書または領収書 続 ŧ ④(代理人の場合)①~③をお持ちのうえ、代理人の印鑑と身分を証明するもの(運転免許証、マイナン き バーカード、健康保険証等)が必要です。  $\mathcal{O}$ 

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。■ ・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サ-	ービスの	内容等	が変更に	こなる場	合があり	ります。							ビスです はないち		です。
					手帳					手帳			精神手帳	Ē,	難病等
	₩.	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	光小小
	区 分														
				カによっ で割引適					)						
			障	がい区グ	分			適月	月範囲お	よび割る	引率				
	<del>サ</del> 		身份	体障がい	\者			_							
	ビ ス			的障がい			会社によ ください		なります	すので、	各航空	会社にま	3問い		
	内 容		精	神障がい	\者										
航															
空															
	米			↑護者に ⋾無や詳									を要しま	ぎす。	
		· 기기기	<b>四</b> 用 ♥プチ	## C ## F		71年16 J	/ U · C I & .	, 1 <u>1</u> 7/JJL3	三五社に	巨1女03号	于14 \ /〜	. С V 10			
	申請手続きに必要なもの	身体障	書者手帕	長、療育	手帳又は	よ精神障	 宣害者保	建福祉司		<b></b> -					
	さのに														

問い合わせ先

障がい福祉課

•••必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 **B**2 3級 1級 3級 4級 5級 6級 A1 1級 2級 区 分 # 船舶会社の協力によって、船賃が割引かれます。(5割引) ①第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者(A1·A2)、精神障がい者(1級)の本人及び介護者 ビ ②第2種の身体障がい者又は知的障がい者(B1・B2)又は精神障がい者(2級・3級)の本人 ス (ただし、②の場合は片道101km以上利用の場合に限る。) 内 ③特定医療(指定難病)·特定疾患医療受給者 船 舶 条 上記、手帳所持されている方 曲 請 要 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証の提示 丰 な 続 ŧ ※船舶会社によっては適用できない場合がございますので、詳細は船舶会社にお問い合わせください。 き の 問い合わせ先 船舶会社 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 В1 B2 1級 2級 3級 区 黒 分 島 旅 心身障がい者(児)が容易に社会参加できるようにするため、旅客船運賃の一部を助成します。 客 ビ ○利用券(一人につき年間36回分の半額補助券)を交付します。 ※ただし、週に2日以上離島以外の医療機関への通院が3カ月以上継続する方については、 ス 船 内 3カ月ごとに36回分を追加し、年間144回分を限度とします。 利 用 ○黒島町及び高島町に居住する第2種障がい者 条 運 ○離島以外に居住する第2種障がい者であり、離島に居住する障がい者と交流を図ることを目的とする 障がい者団体行事に参加するためフェリーくろしまを利用する方 賃 申 必 請 部 要 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 丰 な 続 助 ○印鑑 ŧ き の に 成

<u></u> ★サ	- <b>ー</b> ビスの	)内容等7	が変更に	:なる場合	合があり	lます。							ゴスです まないサ		です。
				身障	手帳				療育	手帳			精神手帳	Ž	難病等
	_	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	知分寸
就	分														
労系サー ビス	サービス内容	軽減する	ることで	、自立	支援及び	が社会参	加の促進	香(児) 進を図る 当額に、	D .						〕負担を
利用者通所費助成	条 件	(1)	) 佐世保	市に住	所があり 就労系ち	し、かつ トービス	(就労利	方に生活 多行支援 している	、就労糾		A型·[	3型)の	支給決別	定を受け	ている
成制度	申請手続きに必要なもの	・請求	保市就党書 は障がい					申請書							
	問(	ハ合わせ	·先	障がいれ	<b>冨祉課</b>										

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

				身障	手帳				療育	手帳		<del>)</del>	精神手帕	Ī.	難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無例寸
	区 分														
ı	#	十小小子	マシミク	にってる	仁小 人 ナ	++1 =	ロ土 / 一 二	다 바트 1 ㅡ =ㄱ	±1 + =	T00 /+4	4セス・	セフビル	$\prime \pm = \prime$	t +B 二 -1	- 7 <b>-</b>

|有料道路の料金所で通行料金を支払う時に、手帳に記載した証明(対象者である旨の表示)を提示することにより、通行料金の割引が受けられます。 (5割引)

ただし、事前に障がい福祉課での登録手続きが必要になります。

ス 内 内 窓 可能になります。

#### <対象となる手帳>

〇手帳所持者本人が運転 : 身体障害者手帳

○本人乗車し介護者が運転:身体障害者手帳(第1種)、療育手帳(A1・A2)

#### <割引対象となる重面>

- ○車検証に「自家用」と記載がある自動車(事業用及び下記事前登録の要件に該当しない車両は対象外)
- 〇レンタカー、車検・修理時の代車等
- 〇介護・福祉タクシー、一般タクシー(身体障害者手帳(第1種)、療育手帳(A1·A2)のみが対象)

※申請される際に自動車を事前登録するか否かを選択できます。(ETC利用される場合は必ず自動車の事前 登録が必要です。)

<自動車を事前登録する場合>

登録できる自動車は次の要件に該当している自動車

(車両・車種要件)

車検証に「自家用」と記載されている自動車で、

【乗用自動車】→「用途」欄に「乗用」と記載されているもので乗車定員が10人以下のもの

【貨物自動車】→「用途」欄に「貨物」と記載されているもので後部座席が設置され乗用定員が4~10人以下のうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られており最大積載量が500kg以下のもの。

【その他の車種】→事前にお問い合わせください。

## 件

条

有

料

道

路

ビ

(車両の所有要件)

対象となる車の所有者が本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、並びに同居の親族(身体障害者手帳(第1種)、療育手帳(A1・A2)の方は日常的に介護している方の自動車でも登録できます。)

#### ※登録できない車両

- ○軽トラック、乗合タクシー、デマンドタクシー等の自動車。
- ○貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの。
- 〇外見上営業のために使用していることが明らかであるもの。
- ○割賦購入又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、車検証の「所有者」又は「使 用者」の名義が法人名義になっている自動車。

#### <割引有効期間>

割引有効期間は、新規及び変更の申請時においては、申請した日からその後2回目の誕生日までとなります。(更新申請手続きは、割引有効期限の2ヶ月前から行うことができます。)

#### 【申請に必要なもの】

※割腑契約(ローン)や長期リースにより自動車を利用している場合は契約書等をお持ちください。

※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショット又は印刷も可)を提示してください。

#### ETCを利用しない場合

# 申請手続きに必要なもの

- ○身体障害者手帳または療育手帳
- ○車検証(※自動車を事前登録しない場合は必要ありません。)
- ○運転免許証またはマイナ免許証(本人運転の場合のみ)

#### ETCを利用する場合

- ○身体障害者手帳または療育手帳
- ○車検証 ○運転免許証またはマイナ免許証(本人運転の場合のみ)
- ○ETCカード(障がい者本人名義のもの)※未成年(18歳未満の方)の場合は保護者名義のもの
- ○ETC車載器のセットアップ申込書・証明書
- ※ETC車載器付きの中古車を購入された場合はETC車載器を再セットアップしてください。
- ※障がい福祉課で発行された「ETC利用対象者証明書」を同時にお渡しする封筒に入れ、切手を貼って 郵送してください。

問い合わせ先

有料道路ETC割引登録係 045-477-1233 (受付時間:平日9時~17時)

## ≪12自 動 車≫

<u>●</u>・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	内容等	が変更に	こなる場	合があ	ります。							ヒスじゅ はないち		です。		
				身障	手帳				療育	手帳			精神手帕	Ž	##\=		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等		
	区 分																
自動車改	サービス内容	改造する 1 対 操 2 助 上	る際に、 象と装置 成額 取107	章がい者 障障がい る で で で で で で で で で で で で で で で で で で	に応じが 位 ル)、馬	を改造に	要する	費用を助せれいた	がレーキ	す。					動車を		
造費の	条 件	①満 ②現I ③所	18歳り に運転す 得制限り	全てに該以上でで、 を許証を こかかの要	身体障害 取得され ない方	書者手帳 れている	方				幹機能障	賃害)の	方				
助				人名義に		す。											
成	請手続き要なも	○改造: ○同意	工事の別書 証の写し 免許証	∠(新車則			こ提出)										
	問し	ハ合わせ	·先	障がい	福祉課												
				身障	手帳				療育	手帳			精神手帕	Ž	##\=		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無物守		
自	区 分		身障手帳														
動車運転免許	ス	取得する	る場合に	が就労又 こ、その 人当り1	費用の-	一部を助			か上の必	要性から	う普通自	動車第	一種運転	気免許 を			
取得	条 件	〇当年』 〇免許]	度中(( 取得前 <i>(</i>	手帳1〜 3月31 の事前申 ることが	日まで) 請が必要	に免許 要(毎年	を取得 5月に	できるこ 募集して	こいます	。) お問い <sub>1</sub>	合わせく	ださい。	)				
費助成	申請手続きに必要なもの	○身体	障害者語	色許取得 手帳 会発行の			课票(	内部障 <i>た</i>	いのみ	の場合に	は除く。	)					
	問!	い合わせ	· 朱	障がい	福祉理												
	lii) C	ロイノビ	ノレ	17 7 · C 17	曲皿环												

## ≪⑫自 動 車≫

<u>* サ</u>	ービスの	)内容等;	が変更に			ります。				必ずし		<b>が必要で</b>	ビスです はないサ	ナービス	です。
		4 /77	0 /17		手帳	F /77	0 47	A 4		手帳	I DO		精神手帕		難病等
	区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	サービス内容	止場所 1 所 2 駐	および 瞎の警察 車時には	時間制限 累署で駐 は許可証	駐車区 車禁止 を運転	間の場所 余外の相 年の前で	注車禁止降 所に駐車で 票章の交付 面に置くこ の頂上付え	すること すを受け こと	ができけること	ます。		公安委	員会が排	I f定する	駐車禁
		◎駐車	車禁止隊	余外措置		者 (身(	章がいの和				障がい	- 。 ・の等級			
		視覚隊							から3糸		級の1				
		聴覚障							及び3約	及					
駐			幾能障害	Ē				3級		5 1 F7 -	N O 477 -	0			
車		上肢~	下自由						•		*2級の		目人 14 個	DII 1 - + >	مه =
		下肢を	不自由						かり4fi さい)	收 (寺和	なに談当	しない	易合は個	別にお	容ね
禁		休かっ	 下自由						<u>さい</u> から3約	<del></del>					
止		PART	Г' 🖽 🖽								- 肢のみ	に運動材	幾能障害	がある	場合
_		   乳幼り	見期以前	りの非進	行性の胴	滋病 -	上肢機能		ス O Z /li く。)	<i>X</i> (	-/JX 07 07·	VC (£=3/1)	双形件 口	75 47 5	~ <i>,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
の				力機能障		_				及(一下	・肢のみ	に運動権	幾能障害	がある	場合
除	条					1	多動機能		<。)						
外	件	心臓	幾能障害	=				1級	及び3約	及					
		じん肌	蔵機能障	宇				1級	及び3約	及					
措		呼吸器	<b></b>	害				1級	及び3約	及					
置		l		は直腸	の機能隊	章害			及び3約						
		<u>                                   </u>	幾能障害	-				-	及び3約						
			幾能障害	-		<del></del> -		_	から3糸						
							幾能障害		から3糸						
		色素性草	吃皮症に	こより「	小児慢性	生特定组	等につい⁻ 実患児手幛 閉(日の出	長」、ス	ては「医	療受給		)交付を	受けてい	いる者。	ただ
	申請手続きに必要なもの	住所地(			駐車禁」	上除外(	の標章の3	交付申言	青を行っ	てくだ	さい。				
J		I													

#### ≪(12)自 動 車≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 **・・・**必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 療育手帳 身障手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 1級 3級 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 2級 区 分 サ 身体障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の障害者等用駐車場利用証を掲示す ることで利用できる制度です。 ビ 身体に障がいのある方、高齢者、妊産婦、けが人、難病者などの方も利用できます。 ス 内 ※令和4年10月1日より名称及び交付基準が変更になりました。 障害者等用利用証交付基準 ◎身体障害者 身 体 障 害 者 区 身体障害者区分 分 視覚障害者 1級から4級 長 聴覚または平衡機能障害 聴覚障害 2級、3級 崎 平衡機能障害 3級、5級 音声言語機能障害 該当かし 県 肢体不自由 上肢 1級から2級 お 下肢 1級から6級 ŧ 体幹 1級から5級 脳原性の運動機能障害 上肢機能 1級から2級 い 移動機能 1級から6級 ゃ 心臓機能障害 1級、3級、4級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、 条 小腸、肝臓の障害 腎臓機能障害 1級、3級、4級 IJ 件 1級、3級、4級 呼吸器機能障害 駐 膀胱または直腸機能障害 1級、3級、4級 小腸機能障害 1級、3級、4級 車 1級から4級 肝臓機能隨害 場 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級から4級 制 障害の程度が重度の方(精神障害者保健福祉手帳1級) 〇 精 度 障 害 者 〇 知 的 障害の程度が重度の方(瘠育手帳の障害の程度欄「A1·A2」) 〇 難 病 老 特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証 O 1 が 人 車いす、杖等使用期間 产 婦 母子手帳取得時~産後1年 〇 妊 ○ 高 齢 者 要介護度1以上 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 要 手 ○精神障害者保健福祉手帳 な 〇特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証 続 ŧ き  $\mathcal{O}$ に ※支所でも手続きができます。 ケガ人、難病者…保健福祉政策課(総務企画係)、妊産婦…すこやか子どもセンター 問い合わせ先 高齢者…長寿社会課(高齢支援係)、その他…障がい福祉課

区 分

ビ

ス

内

宓

軽

自

動

重

税

മ

減

免

条 件 ● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。

\*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 療育手帳 精神手帳 難病等 B1 1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B2 1級 2級 3級

次に該当する軽白動車等については、軽白動車税が減免される場合があります。

- 身体障がい者等又はその家族(生計を一にする者)が所有し、当該身体障がい者等が 運転する車両
- 身体障がい者等又はその家族(生計を一にする者)が所有し、専らその身体障がい者 等の通院、通学、通所又は生業のためにその家族が運転する車両
- 身体障がい者等のみで構成される世帯の方が所有し、専らその身体障がい者等の通院、 通学、通所または生業のために当該身体障がい者等を常時介護する方が運転する車両
- 専ら身体障がい者等の利用に供するために構造変更された車両

※詳しくは資産税課にお尋ねください。

- ○減免対象車は普通自動車を含め身体障がい者等1人につき1台に限ります。
- ○減免対象車の運転者は、別の減免対象車(普通自動車を含む)の運転者にはなれません。
- ○事業用のものは除きます。
- ○減免申請は、4月2日~5月31日までに提出してください。(土・日・祝日を除く。)
- ○変更等がない限り、翌年以降減免申請書の提出は必要ありません。

ただし、申請内容に変更があった場合は直ちに申告が必要です。

例:障害の種別・等級、車両の買い替え、名義の変更等

- ○減免に該当しなくなったことが後日判明した時は、遡って納付していただく場合があります。
- ○対象となる税額を納付されている時は減免の対象となりません。

◎減免の対象となる障害の種別・程度

	障がいの区分		身体障害者等本人が運転の場合	同一生計者・常時介護者が運転の場合
	視覚障害		1~3級、4級の1	左と同じ
	聴覚障害		2級・3級	左と同じ
	平衡機能障害		3 級	左と同じ
	音声機能障害		3級(喉頭摘出のみ)	_
	上肢不自由		1級・2級	左と同じ
身	下肢不自由		1~6級、7級で他の障がいを複合す	1~3級、4~7級で他の障がいを複
体	17放小自由		る場合は手帳が1級・2級	合する場合は、手帳が1級・2級
障	体幹不自由		1~3級、5級	1~3級
害者	乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能	上肢機能	1級・2級	左と同じ
18	で害	移動機能	1~6級	1~3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼ 直腸、小腸の機能障害	うこう又は	1級・3級	左と同じ
	肝臓機能障害		1~3級	左と同じ
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機	能障害	1~3級	左と同じ
	療育手帳		重度(A1、A2)	左と同じ
	精神障害者保健福祉手	長	1級	左と同じ

- ○車検証(※令和6年1月以降に交付された電子車検証については、電子車検証に加えて 自動車検査証記録事項(有効期限の満了する日がわかるもの)の添付が必要)
- ○減免申請書

必 請 要

な 続 ŧ

の

手

き

- ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等
- ○運転される方の運転免許証(マイナ免許証のみを保有の方はマイナ免許証および 運転免許の条件がわかる書面が必要)
- ○納税義務者の方の個人番号カード
- ○通院・通学・通所等証明書(家族運転・常時介護者運転の場合)
- ○納税通知書
- ○上記サービス内容の3に該当する場合は誓約書
- ○上記サービス内容の4に該当する場合は車の仕様書等の書類(写真・パンフレット等)

問い合わせ先

資産税課(償却資産係)

#### ≪(13)税 の 減 免 等≫

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。

・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。

	, 1, 1,	/ _ /	0 0 2	_ ,, ,,	, . ,			33333333333333	,_ , _	0 1 12(10	~ ~ .			<b>\</b>
			身障	手帳				療育	手帳		<del>)</del>	精神手帳	Ž	難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無例寸
区 分														

次に該当するものについては、自動車税等が減免される場合があります。

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(身体障がい 者等)又はその家族(生計を一にするもの)が所有(取得)し、当該身体障がい者等が運転する 自動車
- 2 身体障がい者等又はその家族(生計を一にするもの)が所有(取得)し、専らその身体障がい者 等の通院、通学、通所又は生業のために運転する自動車
- 身体障がい者等のみの世帯の方が所有(取得)する車両で、常時介護する方が専らその身体障がい 者等の通院、通学、通所又は生業のために運転する自動車
- 身体障がい者等のために構造変更された自動車
- ※詳しくは、県北振興局税務部にお尋ねください。 また、県のホームページhttps://www.pref.nagasaki.jp/section/zeimu/でも 内容の閲覧及び申請書の入手ができます。

○減免対象車は軽自動車を含め一台です。

- ○減免対象車の運転者は、別の減免対象車(軽自動車を含む。)の運転者にはなれません。
- ○事業用のものを除きます。(「サービスの内容」1~3の場合)
- ○減免申請の期限については県北振興局税務部にお尋ねください。

◎減免の対象となる障害の種別・程度

	障がいの区分		身体障害者等本人が運転の場合	同一生計者・常時介護者が運転の場合
	視覚障害		1~3級、4級の1	左と同じ
	聴覚障害		2級・3級	左と同じ
	平衡機能障害		3級	左と同じ
	音声機能障害		3級(喉頭摘出のみ)	_
	上肢不自由		1級・2級	左と同じ
身	下肢不自由		1~6級、7級で他の障がいを複合す	1~3級、4~7級で他の障がいを複
体			る場合は手帳が1級・2級	合する場合は、手帳が1級・2級
	体幹不自由		1~3級、5級	1~3級
害者	乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能	上肢機能	1級・2級	左と同じ
		移動機能	1~6級	1~3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼ 直腸、小腸の機能障害	うこう又は	1級・3級	左と同じ
	肝臓機能障害		1~3級	左と同じ
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機	能障害	1~3級	左と同じ
	療育手帳		重度(A1、A2)	左と同じ
	精神障害者保健福祉手向	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1級	左と同じ

○減免申請書

○通院証明書等(家族運転の場合)

○住民票謄本等(家族運転の場合)

- ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ○運転免許証(マイナ免許証のみを保有の方はマイナ免許証および運転免許の条件がわかる書面が必要)
- ○車検証(新車購入の場合は必要ありません)
- ※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは県北振興局税務部にお尋ねください。

問い合わせ先 県北振興局税務部課税課第二班(0956-24-7056)

## 車 税 等 **ഗ** 減

免

自

動

件

申

請

要 手

な 続

ŧ き

 $\mathcal{O}$ 

ビ

ス

内

#### ≪(3)税 の 減 免 等≫

問い合わせ先

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 3級 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 1級 2級 区 分 所 # 納税者自身が障がい者である場合、又は納税者に障がい者である控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 得 には、その年分の各所得の合計額から、1人あたり次の額が控除されます。 ビ 税 ス 特別障害者の場合 40万円 内 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合は75万円控除(35万円加算) മ 一般障害者の場合 27万円 嫜 害 ○特別障害者は次の手帳所持者です。 者 身体障害者手帳1 · 2級、療育手帳A1 · A2、又は精神障害者保健福祉手帳1級 条 件 ○一般障害者は次の手帳所持者です。 控 身体障害者手帳3~6級、療育手帳B1·B2、又は精神障害者保健福祉手帳2・3級 除 由 必 請 要 丰 な 給与所得者は各事業所で、その他の方は毎年3月15日までに税務署で確定申告をしてください。 続 ŧ き  $\mathcal{O}$ 1= 問い合わせ先 国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901) 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 1級 2級 3級 5級 6級 Α1 A2 В1 **B2** 3級 4級 区 分 住 + 民 所得税と同じ扱いで、次の額が控除されます。 特別障害者の場合 30万円 ビ ※特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、「納税者」又は「納税者の配偶者」 税 ス もしくは「納税者と生計を一にする親族」と常に同居している場合は53万円控除(23万円加算) 内 の 一般障害者の場合 26万円 容 障 ○特別障害者は次の手帳所持者です。 害 条 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、又は精神障害者保健福祉手帳1級 件 ○一般障害者は次の手帳所持者です。 者 身体障害者手帳3~6級、療育手帳B1·B2、又は精神障害者保健福祉手帳2・3級 控 曲 必 請 要 |所得税の障害者控除申告をした方は必要ありません。その他の方は、毎年3月15日までに申告をしてく 丰 な 続 ださい。 ŧ き  $\mathcal{O}$ 1=

市民税課(内線2204~2210、2215)

## ≪⑬税 の 減 免 等≫

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	)内容等	が変更に	こなる場	合があり	<u>ります。</u>				必ずしき	も手帳が	必要で	はないち	トービス	です。
				身障	手帳				療育	手帳		3	精神手帕	Ž	難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無例守
	区 分														
相続税の	サービス内容	者であ 1 特	る場合に 別障害者	は、障が 針の場合	いの程原 :税額-	度及び年 - {(8	齢に応 5歳)	じて相紀 - (相続	Fによっ 売税が減 開始日 <i>0</i> 開始日 <i>0</i>	額になり D年齢)	)ます。 } × 2 (	0万円	、85歳	き未満の	障がい
障害者控	条 件	身体[ 〇一般[	障害者に	≒帳1・ は次の手	2級、療帳所持者	寮育手帳 皆です。			は精神障は精神障				3 級		
除	申請手続きに必要なもの	詳しく	は下記 <i>0</i>	うお問い	合わせタ	たへお尋	ねくだ	さい。							
	問し	ハ合わせ	·先	佐世保	税務署個	1人課税	第一部門	月 (09	56-	22-9	196	)			

#### ≪(14)料 金 等 の 割 引≫

問い合わせ先

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 2級 3級 1級 3級 4級 5級 6級 A1 1級 区 分 # Ì ビ NHK受信料が全額免除となります。 ス 内 容 N Н K 「身体障がい者」・「知的障がい者」・「精神障がい者」が世帯構成員におり、当該世帯の全員が市民税非 条 件 課税の世帯 放 送 受 ○放送受信料免除申請書 申 信 ○証明申請書 必 請 要 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 手 料 な ○印鑑 続 ŧ き の ※支所でも手続きができます。 の に ※転入日によっては所得・課税証明が必要な場合があります。詳しくはお尋ねください。 免 NHK 0120-151515 問い合わせ先 除 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級 日 区 |本放 分 送協 会 放送受信 Ì ビ NHK受信料が半額免除となります。 ス 内 規 容 約 ○世帯主が視覚又は聴覚の障がい者である場合(1~6級) 条 ○世帯主が身体障がい者(1·2級)、知的障がい者(A1·A2)、精神障がい者(1級) 件 ○障がい者が住民票による世帯主であり、かつその住居に受信機を設置し、NHKと放送受信契約を締結し ている者であること。 ○放送受信料免除申請書 申 必 請 ○証明申請書 要 手 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 な 続 ○印鑑 ŧ き の に ※支所でも手続きができます。

NHK 0120-151515

#### ≪(14)料 金 等 の 割 引≫

問い合わせ先

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病 2級 A2 B1 B2 等 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 1級 2級 3級 携 区 分 帯 電 サ Ì 話 携帯電話の基本使用料等の割引が受けられる場合があります。 ビ 申込みや割引の内容などは、各携帯電話会社へお尋ねください。 基 ス 例) ハーティ割引(ドコモ)、ハートフレンド割引(ソフトバンク)、スマイルハート割引(au) 内 本 容 使 条 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病) 用 件 受給者証のいずれかを所持している方 料 等 申 必 請 要 の 手 各携帯電話会社へお尋ねください。 な 続 割 ŧ き ات ات ان 引 問い合わせ先 各携帯電話会社 精神手帳 身障手帳 療育手帳 難病等 2級 A2 В1 B2 3級 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 1級 2級 電 区 分 話 番 号 サ の ビ 事前に登録をすると電話番号案内(104)が無料でご利用いただけるサービスです。 ス 無 内 容 料 案 次のいずれかに該当する方が対象になります。 ○視覚障がい者(1~6級)の方 内 ○肢体不自由(上肢・体幹)(1~2級)の方 ○聴覚障がい者(2級・3級・4級・6級)の方 ○音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい(3級・4級)の方 ○乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(1~2級)の方 ○療育手帳をお持ちの方 ふ ○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 れ ※事前の申し込みが必要です。 あ 申 必 請 い 要 手 ふれあい案内担当(フリーダイヤル0120-104-174)へ申込み、郵送にて手続をします。 な 続 案 ŧ き ات ات ان 内

NTT西日本ふれあい案内担当(0120-104-174)

9:00~17:00 (土・日・祝日・年末・年始を除く。)

#### ≪(14)料 金 等 の 割 引≫

・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ★サービスの内容等が変更になる場合があります。 \*\*\*必ずしも手帳が必要ではないサービスです。 身障手帳 療育手帳 精神手帳 難病等 2級 A2 B1 B2 2級 3級 1級 3級 4級 5級 6級 Α1 1級 区 分 [手帳を持っていない方でも利用できます。] 各 種 備考 区 分 内 容 料 余 心身障がい者団体の発行する定期刊行物 50gまで15円、50gを超え1kgまで50gごと 郵 心身障がい者用低料 (事前に郵便局の承認を受けたもの)で に5円増し。ただし、月3回以上発行の新 第三種郵便物 発行人から差し出されるもの(1kgまで) 聞紙は、50gまで8円、50gを超え1kgまで 便 50gごとに3円増し 物 点字のみを掲げたものを内容とするもの 表面左上部(横に長 第四種郵便物 無料 (3kgまで) いものは右上部)に (点字郵便物) の 「点字用郵便」と明 第四種郵便物 郵便局の指定する施設が発受する、盲人用 取 (特定録音物等郵便 の録音物または点字用紙を内容とするも 無料 扱 物) の (3kgまで) 事前に郵便局に届け出られた図書館と障 表面に「図書館用ゆ 150gまで92円、250gまで110円、500gま い 心身障がい者用ゆう がい者の間で発受される場合 うメール」と明記 で150円、1kgまで180円、2kgまで230 メール に 円、2kg超310円 聴覚障がい者と郵便局指定施設との間で 外装の見やすいとこ つ 聴覚障がい者用ゆう ビデオテープ等の貸し出しや返却のために ろに「聴覚障がい者 3辺合計が60cmまで100円、80cmまで210 LI 用ゆうパック」と明 パック 発受される場合(30kgまで) 円、100cmまで320円、120cmまで420 て 円、140cmまで520円、160cmまで630 \_\_\_ 点字のみを掲げたものを内容とするもの 外装の見やすいとこ 円、170cmまで730円 点字ゆうパック ろに「点字ゆうパッ ク」と明記 郵便局 問い合わせ先 精神手帳 身障手帳 療育手帳 難病等 1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 В1 B2 1級 2級 3級 青 区 分 い 鳥 Ì 郵 重度の身体障がい者及び知的障がい者に通常葉書(無地・インクジェット又はくぼみ入りの中からいずれ ビ か)を無料で配布します。 便 1人20枚 ス 配布枚数 内 4月1日~5月末日 申請受付期間 は 容 が 条 き 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A1・A2」 **ഗ** 無 申 必 ○身体障害者手帳又は療育手帳 請 料 要 申請書の提出後、郵便局からはがきが送付されます。 丰 な 続 配 ※郵送による申し込みの場合は、申出者の住所又は居所を受け持つ郵便事業会社支店へ ŧ き 送付してください。  $\mathcal{O}$ に 布 問い合わせ先 郵便局

## ≪⑮資 金 の 貸 付≫

\_ ・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<u>★サ</u>	ービスの	)内容等が変更し	こなる場合があ	ります。		• • •	必ずし:	も手帳が	<b>必要で</b>	はないサ	ービス	です。
			身障手帳			療育	手帳			精神手帳		難病等
		1級 2級	3級 4級	5級 6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無州守
	区											
	分											
				 F帳を持ってい≀	ー ない方で	+, 対象(	_ <u>)</u> こかる場	合があ	 เม ≢			
					す。		C & 0 %	<u>л</u> л ил	7.6			
					, 0							
		①	> ( )	・住宅入居費・	吐什怎	- 古母弗	. )					
	サ	①応ロ又抜貝ュ   の福祉各全(5	L (土心又饭复 L 举	· 住七八店賃: 得費·住宅整備	一时土ヶ	□丹廷镇 ▶田目腊	ノ え <b>書・</b> 『	音がい老	白動宙	<b>購λ費.</b>	<b>索</b> 養費	. 介罐
		等費・災害闘	こ来員 及売日 a時費・冠婚葬:	祭費・住宅移転	等費・技	比於習得	等支度	単って その	他日常	かり 一時必要	原 長 貝	活復興
生	ビ ス	支援資金)					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
活	内容		金(教育支援費									
福	台	⑤不動産担保型 ⑥臨時特例つな		保護世帯向け不	動産担係	型生活	資金					
祉												
資												
金												
貸												
付												
制												
度		次のいずれかり	-	が対象になりま	+							
				が対象になりま 世帯(生活保護		フ位	2000年1	で)				
				が必要な(要介					者がい	る世帯		
		〇身体障害者	手帳、療育手帳	、精神障害者保	健福祉手	・重のい	ずれかる	ェッ [6] <u>[</u> [7] を所持す	る人が	属する世	帯	
	冬			よるサービスを	利用して	こいる等	、障害	者手帳を	所持す	る人と同	]程度の	状態
	条 件	と認められる	る人が属する世	带。								
	11											
		※中3 老の年齢	⊱什百則18~	65歳(連帯保	証 人 / + 6	(14年)	下た百日	ヨルト・ア	1夕心	西 ただ	: 二油	タ 証 ↓
			るも借入申込可		皿八はし	) ① 成以	いてがり	41 C C C		女。 / _ / _	・し圧而	<b>休証八</b>
			1010/01/2213	,								
	由 .											
	請 必											
	手发	詳しくはお尋れ	つください									
	甲請手続き必要なも	叶しくはの母1	α \ /= C V '0									
	申請手続きに必要なもの											
	I											
	胆	<u> </u> ハ合わせ先	<b>/</b> /		956-	23-	317/	1)				
1		・ロルヒ兀	▮╙╚╓║╨┰↑	田川伽成云(し	J J U —	Z 0 <del>-</del>	01/2	r /				

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	)内容等:	が変更し	こなる場	合があ	ります。				必ずしま	5. 5.手帳が 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	必要で	はないも	<u>,</u> ナービス	です。
				身障	手帳				療育	手帳		:	精神手帕	Ē	難病等
	区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無例守
ろ う ‡	サービュ	聴覚障;員を設		(聴覚障 			       に応じ	 、必要 <i>た</i>	:指導・	助言を彳	テうため	<b> </b>         	い福祉詞	果にろう	あ相談
あ相談員	ス 内 容	貝を改り		·なり。 											
の設置	条 件	聴覚障;	がい者												
	申請手続きに必要なもの														
	問し	い合わせ	先			(FAX: (	956	<u> </u>			il:syuw				•
		4 (17	0.47		手帳	F /7	0 /7			手帳	D.O.		精神手帕		難病等
	区 分	1級	2級	(聴覚障	4級 がい者)	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
手話通訳	サービス内容	聴覚障	がい者の 話通訳者	の方が、 皆を設置	各種相記している	淡や手 <i>続</i> ます。	ものため	市役所~	×来られ	た場合、	窓口で	対応を	行うため	り、障が	い福祉
者の設	条 件	聴覚障	がい者												
置	申請手続きに必要なもの	本人又(	は担当詞	果からの	申し出り	こより対	†応しま <sup>:</sup>	す。							
	問し	<u>.</u> い合わせ	 先	障がい	 福祉課	(FAX: (	956	<del>-25</del>	-228	1. Ma	il:svuw	a@citv.	sasebo.	lg. ip)	
	11.51.5									,	,	- , .		J 31-7	

<b>★</b> サ	ービスσ	内容等	が変更に	こなる場	合があ	ります。					も手帳か も手帳か	必要で	<u>はないち</u>	<u>,</u> ナービス	です。
				身障	手帳				療育	手帳			精神手帕		難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	光が
	区 分														
	分														
				╹ (聴覚障	I がい老	) )									
				型兒哪/	- がい' 14 .										
手															
手話通訳者									舌を営む	うえで	必要な機	関にお	いて円滑	骨なコミ	ュニ
通	サー					話通訳者									
訳	- Ľ					する場合 動を目的			にせん。						
の	ス	(2)	営業活	5動、企	業行事	等の経済	的活動	に係る場	易合						
派	内					又は長期		る場合							
遣	容					とする場 である場									
地		(0)		ולונפיסי	7. 尼欧	C 07 0 -3	<i>y</i> 🖂								
域															
域生活支援事業)															
古	条	エモー		-	_ > . 48	L do 7 +	_								
援	条 件	手詰で	コミユニ	-ケーン	ョンか	とれるた	1								
事															
悪															
	申。														
	申請要	O ====	<b>▼</b> = □ ± +	- × - × - //	<del></del>	·- ·									
	F請手続き必要なも	<ul><li>○ 手詰;</li><li>○ 身体!</li></ul>			筆記者)	派遣申請	青								
			早古石 :	一位											
	らこの														
	胆	い合わせ	生	陪がい:	垣址钾	(EAY : (	1956	- 25	-228	2.1 Ma	il.evuw	a@city	caceho	la in)	
	[1]	1010	76		手帳	(17// - (	3 0 0 0			,,、 <b>m</b> a 手帳	11.5yuw		精神手帕		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	区											. 100	- 100	- 100	
	区 分														
				(=1, N/ ==											
要				(聴覚障	がい者	)									
要約								むうえて	で必要な	機関にる	おいて円	]滑なコ	ミュニケ	ーショ	ンをと
筆	サー	れるよっただし	う、要約	り筆記者 ヽずれか	の派遣	を行いま する場合	きす。 トナー 派	害でキ=	<b>+</b> + /.						
記者	- Ľ					9る場⊏ 動を目的			にせん。						
の	ス	(2)	営業活	5動、企	業行事等	等の経済	的活動	に係る場	易合						
派	内					又は長期		る場合							
遣	容					とする場 である場									
地		(0)	/ ///	الرازود في ال	7. 心灰	C 07 0 -3	<i>y</i> H								
域	久														
生	条 件	聴覚障:	がい者												
古口															
域生活支援事業)															
事	由.														
悪	申請手														
	- 請手続さ必要なも				筆記者	派遣申請	書								
	続も	○身体	草害者	F帳											
	続きに														
	問し	\合わせ	先	障がい	福祉課	(FAX: (	956	<u>-25</u>	-228	3 1 、 Ma	il:syuw	a@city.	sasebo.	lg.jp)	

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

_ ^ /	ービスの	)内容等	が変更に	こなる場	合があ	ります。					も手帳が		はないち		です。
				身障	手帳					手帳			精神手帕		難病等
盲		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	大正がり
盲ろう者向	区分		(視覚及	が聴覚障	がい者)										
け通訳者及び移動介助員	サー ビス内容	ケーシ ただし (1 (2 (3 (4	ョンが と 、次の ) ) 対 ) が ) 遊 業 学 、 、 、 、 、 、 り 、	これるよ いずれが り又は宗 動、企 通学等 スは娯楽	う、通識 かに該当 教的活動 業行事 の通年 を目的	訳者及び する場合 動を目的 等の経済		助員の》 残遣でき 場合 に係る場	i(遣を行 ません。			性確保	及び円滑	骨なコミ	<b>1</b>
の派遣(地域	条 件	視覚及	び聴覚の	り重複障	がい者										
地域生活支援事業)	申請手続きに必要なもの		う者向! 障害者号		介助員》	派遣申請	書								
	問(	ハ合わせ	· 先	障がい	福祉課	(FAX: (	956	<b>-25</b>	-228	1. Ma	il:svuw	a@citv.	sasebo.	lg. ip)	
	1.3				手帳	<u></u>		1		手帳	,		精神手帕		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	区														
	区 分		(聴	覚障がし	\者)										
聴覚障がい者用SOS	分 サービス内容		がい者が	が緊急を	要する		出先でき								
障がい者用SOSカードの	サービス内	しやす ます。	がい者だ くし、言	が緊急を手話通訳	要する	びやすく									
障がい者用SOSカード	サービス内容	します。 手話通 ○聴覚	がい者 <i>t</i> くし、 言	が緊急を 手話通訳 をする	要する対	びやすく	するこ								
障がい者用SOSカードの	サービス内容 条件 必要なもの	します。 手話通 ○聴覚	がくし、言いない。	が緊急を 手話通 を まる S F F M F M	要する <sup>対</sup> 著を呼 <sup>†</sup> を 第 第 第 第 第 7 7	びやすく	するこ	とを目的	<b>かとして</b>	、「聴覚	<b>覚障がい</b>	者用S	O S カー	-ド」を	

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<u>★サ</u>	ービスの	)内容等:	が変更に	こなる場	合があり	<u> </u>			• • •	<u>必ずし:</u>	も手帳が	必要で	はないさ	ナービス	です。
				身障	手帳				療育	手帳			精神手帕	Ž	難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無例守
造	区 分			(聴覚障	がい者)										
遠隔手話通訳サービス(地	サー ビス内	サービ ※ご利月 ※利用 ※利用 ※サー	オ通話 スでの際に 時間:無料 ビスを 乗	(LINE)で は、事前 =前8時 科(ただ 引用され	で繋ぎ、 登録がが 30分別 る場合、	専任手 必要です から午後 用者が使 予約は	話通訳者 -。 を5時1 E用する に不要で	f及びろ 5分まで スマー↓ すが、↓	うあ相談 ご(市役 トフォン	炎員によ 所開庁日 等の通付 通訳者』	って、う 目のみ) 言料は利 及びろう	遠隔で手  用者負:	=話通訳 担となり	や相談? リます。	を行う )
地域生活支援事業)	条 件	手話通言	訳を必要	長とする	聴覚障 <i>カ</i>	がい者									
事業)	申請手続きに必要なもの	○遠隔		マサービ	タブレッ ス利用に		同意書								
	問し	ハ合わせ	先	障がいる	福祉課	(FAX: (	956	<b>-25</b>	-228	1、Ma	il:syu	wa@city	ı. sasebo	o. lg. jp	)

● ・・・必ず手帳が必要なサービスです。 「■■・・・必ず」も手帳が必要でけないサービスです。

<u>★</u> サ	ービスの	内容等	が変更に			ります。				必ずし:	も手帳カ	「必要で	はないち		です。
			T .		手帳	T .				手帳			精神手帕		難病等
	区 分	1級	2級	(視覚障	4級 <b>(</b> <b>(</b> <b>(</b> <b>(</b> ) <b>(</b> <b>(</b> ) <b>(</b> ) <b>(</b> <b>(</b> ) <b>(</b> ) <b>(</b> <b>(</b> ) <b>(</b> ) <b>() (</b>	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	XEN 1
声の広報	サービス内容	視覚障	がい者の	の方を対	象に「ラ	≢の広報	みさせぼ	」ほか、	市議会	だより、	公的帽	情報など	発行して	います	
発行	条 件	視覚障	がい者												
	申請手続きに必要なもの	電話又	は窓口で	での申請	が必要し	こなりま	きす。								
	問し	い合わせ	·先	障がい	福祉課、	視覚障	害者協会	会(09	56-	24 - 9	9407	<b>※火</b> ・	金・土曜	・祝日・	休み)
					手帳		<u> </u>			手帳			精神手帕		
	区 分	1級	2級	3級 (視覚障	4級 <b>値</b> がい者)	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
公文書の	サービス内容	ていま	す。										達の手段 †文書な		に努め
点字化	条 件	視覚障	がい者の	りみの世	帯又はこ	これに準	≝ずる世	帯で、点	京字文書	の送付る	を希望す	<sup>-</sup> る方			
	申請手続きに必要なもの			登録申請 申請がで											
	問し	い合わせ	·先	障がい	福祉課										
				1											

#### ≪⑪選 挙≫

\_ ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	内容等	が変更し	こなる場	合があ	ります。							ころじゅ はないt		です。
				身障	手帳				療育	手帳		:	精神手帕	Ē	難病等
	_	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無物守
	区分														
	T				l	<u> </u>									
				(視覚障	がい者)	)									
	サー														
	 ビ														
点	ス	点字投	票を希望	望する方	は、投票	票所で申	し出る	と点字に	こより投	票ができ	きます。	(点字器	の貸出	あり)	
字	内 容														
	谷														
投															
票															
,,,	条	視覚障	がい土												
	条 件	忧見陴	かい石												
	申必														
	中請手続き必要なも														
	ー 続 #														
	申請手続きに必要なもの														
	問し	い合わせ	·先		理委員会	会事務局	(内線:	3 1 4 1							
		1 /17	0.47		手帳	E 47	0.47	A 1		手帳	D.O.		精神手帕		難病等
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	分														
郵		733 244 1	<i>h h</i>	76 A3 L L				181. <del>[</del>	\$ + 7 <del>+</del>	<u> </u>		7/= //-	1 2 7 1	_ + + + - =	: 18 — 1
野		選挙人:  ます。	名溥に会	登録され	ているこ	万で、重	[度の障:	かい等た	いめる万	につい	ては、囲	り使等に	よる个仕	Ł者投票	かでさ
便	サー	あらか			の選挙領										
等	ر ا				:「郵便等		明書」	と請求書	まに必要	事項を記	記入し提	出する	ことによ	こり、投	雲用紙
7	ス				れます。 に候補す		· 外封1	筒に投票	原日時.	場所. ほ	自分の名	前を署	名して译	₹举管理	委員会
1=	内 容		します。		י נוון אנו	1100	. ( ) [ _ ] [	10,1-10,7	V III 193 V	. 20171		11111 - 1	10 (2	27 67	
ょ	台	.v. <del>=</del> ¥ 1	/ I+ 3	32 光生田	!委員会₹	車致巴△	か思わ	ノゼナロ	,						
		水計し	<b>\   は、 ほ</b>	<b>选学目</b>	安貝云	尹伤问个	るなる	ください	<b>'</b> o						
る		自署(	点字を除った。	余く)で	きる方	で、下記	の障が	い程度等	学に単独	で該当る	する方				
不	_	(D)向 (D)心(	ト胶・位職・じる	♠軒・移 仏臓・哑	動機能の 吸器・服	ルいすれ 旁胱・禕	,か <i>の</i> 障; [腸・小	かいで 陽のいっ	赦乂は  "れかの	∠級 膧がいつ	で1級▽	は3級			
	条 件	③免:	疫・肝脈	蔵の障が	いで 1 紀	汲から3	級			,	1///				
在	IT				証の要が ちの方が					オのズ	<b>锉</b> 1 ✓	1十 2部 *** :	告班禾三	員△亩≫	三,
者			肉白ナ!! ねくだる		・つい刀か	<b>ょこで</b> か	IW (.5.	マダロス	いめりま	y 0) C,	計しく	は医学	日垤女月	マエ 争伤	1/9, \
				-											
投	申														
票	請坐														
	手続き	身体障:	害者手巾	長、介護	保険被係	呆険者証	(条件4	)の時)							
	続も	, , , , r==		, », µ,×		= ==	, -, 11 0	/							
	きの														
	問(	ハ合わせ	·先	選挙管	理委員会	事務局	(内線:	3 1 4 1	~31	45)	_	_	_	_	_

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

	. 137 A	- 古宏生	*****	- <i>+</i> ゝァ #日	ヘゼモリ	u + +					長が必要 ₺ エール⊑ チシ				<b>-</b> -+
*7	ービスの	)内谷寺。 	か変更い		<u>合かめ</u> 手帳	りより。				<u> 必 り し <sup>-</sup></u> 手帳	も手帳が		ほないす 精神手帕		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	分														
郵便等による不在者投票	サービス内容	記あきそ用送挙がの後とれ、	のじ届、投て代郵め出送票き理の、及ら用た記事を記する。	による はまい にま明きが は い に い に ま い に ま い に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	不の請「送に前を登り、	役割の 要理ま投す載し が委す票。人て し選	きま事務。 田書」 、選挙 、選挙理	。 局へ「垂 と代理記 人が指う 委員会事	で 便 載 す務局 は を くん は ままま かん は かん は かん は かん は かん は かん は かん	票証明記 署名した 補者名等	書」の交 と請求書 等を、外	:付申請 :を提出:	・代理証すること	記載人と	なるべ 、投票
(代理記載)	条 件	※戦傷		長をお持		•			上肢又				_	会事務	局へ
製)	申請手続きに必要なもの	身体障:	害者手帕	長又は障	がいの私	逞度を証	きする書	面							
	問し	ハ合わせ	·先	選挙管	理委員 <i>会</i>	事務局	(内線:	3 1 4 1	~31	45)					

### ≪18就 労≫

\_ ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	)内容等	が変更			ります。				必 す 于 № 必 ず し <del>-</del>		必要で	はないち	ナービス	です。
					手帳					手帳	T		精神手帳		難病等
	ᅜ	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	хел , ,
	区 分														
	,,,		ィナギ	 +++	 -,, <i>+</i> ,,,	1 +	1 11 == -= +:	フェロク	! !>+ 11 +	1 -+ ~ =	I =¥ ı ∠	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゚゚゚	l do / 4° d	l - , , , ,	
			し手帳	を持って	いない	力でも木	刊用でさ	る場合7	いめりょ	(a) (b) (c)	、計しく	はお等	ねくたる	٠,٠ ٦	
職	サ														
業相				された障										性・希望	瞿等の
談	ビ ス			求人の検 害者職業										たの フェ	
	内			舌白 収未 就職後に											ц—
職業	容		. ,,,,	170-190 120 1		0 190 33	-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 ~2 ** (	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , ,	, ,	C 13 2	,	O	
紀															
介															
職場		白小安	±≥±∠	(白.)+ 『辛	・キャエ	ᄩᅥᄼᄯᅶ	. C 64T	の歴まれ	\ <i>+</i> +	· 7 + TL 1	·	. 17 <del>22</del> . L.S. 1 . S. 1	<i>+</i> 0 ~ 1		·
定	条			(身体障 的障がい											
着	件			ハ者・知							± /3 0 /3	X (L U)	ום ניי כל טאנ	E. G. 1/1 /EX	0773
定着指導															
寻															
	申心	身休陪:	宝老毛	長又は指	定医の	診 紙 聿 学	=	音目聿	<b>索</b> 苔毛	.帳▽/+⅓		けた機	関の判点	主 特	抽陪宝
	申請手続き必要なも			長又は主											
	手な	は医師	の診断	書のいず	゚れか。										
	* 5	≫∕ <del>≣¥</del> I	ノゖも	尋ねくだ	:+1)										
	にの	水計し	\ I4 O =	穿ねく た	. C U '0										
	胆	<u> </u> ハ合わせ	·生	<b>/</b> ##/	八十時	業安定所	(0056-	-31-8600	) ;T	ゴルンサ展	***	if (005	6-66-31	31)	
	[1]	, , <sub>[]</sub> 1, []	儿		手帳	未女足別	(0330	J4 0000		手帳	<b>以未</b> 女足		精神手帕		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	源 FI A2	于版 B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	区	1 ///	∠ /lyX	O NX	十水	J IIX	O IIX	ΑI	\Z	Di	DΖ	1 лух	∠ /lyX	O NX	
	分						***************************************								
	サ														
		1E 4a	± />± :	w ,	.=	<del>**</del>	( <b>a</b> 4 k 1	,_ \ <del>_</del> \	. <i>11</i> — 2114. 1.—	— /	2	<b>-</b> /-		· · · · · ·	Detri I S
職	ビ			業主に委		草がい者 行い、そ									
	ス	179124 1 .			に同川小米 で ′										
+44															10 7 1
場	内灾			雇用して											10 7 1
	内 容														10 7 1
適		所に引	き続き	雇用して	もらうか	制度です	。訓練	期間中は	は訓練手	当及び迫	<b>通所手当</b>	が支給	されます	0	
	容	所に引 〇ハロ 移行	き続き - ワー 可能と	雇用して クに求職 判断され	もらうf 登録し る方	制度です た方で、	当該職	期間中に 場適応記	は訓練手	·当及び) 講によ <sup>し</sup>	<b>通所手当</b>	が支給	されます	0	16 7 1
適応	容  条	所に引 〇ハロ 移行 〇身体	き続き 一一可能い	雇用して クに求職 判断され 者につい	もらうf 登録した であるは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	制度です <u></u> た方で、 一定の要	当該職	期間中に 場適応記 えた方に	は訓練手	·当及び道 :講によ <sup>り</sup> す。	通所手当 リ、訓練	が支給	されます	三用に	
適	容	所に引 ハロ・ の身体 の精神	き続きりている。	雇用 クリング クリング おいまい おいまい おいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい	もらう 登録方 は、 精神障	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応	容  条	所に引 ハロ・ の身体 の精神	き続きりている。	雇用して クに求職 判断され 者につい	もらう 登録方 は、 精神障	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応訓	容 ————————————————————————————————————	所に引 ハロ・ の身体 の精神	き続きりている。	雇用 クリング クリング おいまい おいまい おいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい	もらう 登録方 は、 精神障	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応訓	容 ————————————————————————————————————	所に引 ハロ・ の身体 の精神	き続きりている。	雇用 クリング クリング おいまい おいまい おいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい	もらう 登録方 は、 精神障	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応訓	容 ————————————————————————————————————	所に引 ハロ・ 移行 () 特体 () そ	き続き 一可障ががいる ががいる ではいる ではいる	雇用 ク判者者び で 職れいち病	もらうだ。 登録方は神 諸を含む。	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応訓	容 ————————————————————————————————————	所に引 ハロ・ 移行 () 特体 () そ	き続き 一可障ががいる ががいる ではいる ではいる	雇用 クリング クリング おいまい おいまい おいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい	もらうだ。 登録方は神 諸を含む。	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応訓	容条件申請手続き必要なもの	所に引 ハロ・ 移行 () 特体 () そ	き続き 一可障ががいる ががいる ではいる ではいる	雇用 ク判者者び で 職れいち病	もらうだ。 登録方は神 諸を含む。	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応訓	容条件申請手続き必要なも	所に引 ハロ・ 移行 () 特体 () そ	き続き 一可障ががいる ががいる ではいる ではいる	雇用 ク判者者び で 職れいち病	もらうだ。 登録方は神 諸を含む。	制度です た 定るででの福祉	」。訓練 当該職 当該職 上手帳を	期間中に 場 適 た お 持 ち お お ち る る た ち て お ろ て お ろ て お ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ て ろ ち ろ ち	は訓練手 川練 の りい でない方	当及び 講により す。 についる	通所手当 リ、訓練 ては、統	が支給	されます	三用に	
適応訓	容条件申請手続きに必要なもの	所に引 ハロ・ 移行 () 特体 () そ	き 一可障障う ではがが病 時に に がいなで	アリード	も 登 録方は神含 す。	制度です た 定るででの福祉	・ 訓練 当該 備をした はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はん	期間中に 場 えお あ た持かかっ	t 訓練 原 の りいい 受 ま方る	当及び 講により す。 つい限り	通所手当 り、訓練 ではます。	が支給 タングラ (終了後) (おきない)	されます	<b>運用に</b> ううつ病	

## ≪⑱就 労≫

<u>●</u>・・・必ず手帳が必要なサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	内容等	が変更に	こなる場	·合があり	ります。				必す于⊩ <u>必ずし∶</u>	も手帳が も手帳が	: 必要で	<u>はない                                    </u>	,。 ナ <u>ービス</u>	です。
				身障	手帳				療育	手帳		:	精神手帕	Ē	難病等
	区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	***が守
職業訓	サー ビス内容	の障が	いに限定	<b>Eされる</b>	場合がな	あります	【 ○ )並 i等が支	びに県タ	トの障害	者能力原	開発校で				
練	条 件		ワークに 立が図れ		録したフ	方で、訓	練の受	講により	り職業に	必要な打	支能を習	得し、	就職を容	容易にし	て、職
	申請手続きに必要なもの	職業相認	談時にこ	ご案内し	ます。										
	問し	へ合わせ	先	佐世保:	公共職業	美安定所	(0956-	-34-8609	3) 、江	迎公共職	業安定	所(095	6-66-31	131)	
					手帳					手帳			精神手帕		難病等
	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	XEMY T
事業主	サービス内容	ハロー 励金等	ワーク <i>0</i> の事業主	)紹介に Eへの助	より就取 成があ <sup>し</sup>	哉した方 ります。	うについ	ては、牧	<b>,</b> 持定求職	者雇用問	<b>,</b> 開発助成	念、障	書者トラ	ライアル	雇用奨
への助	条 件		ワークに 該当する		録をされ	れた障か	い者の	方をハロ	コーワー	クの紹介	个により	雇い入	れた事業	美主で、	一定の
成	申請手続きに必要なもの	助成金	こかかる	 6各種申	請書及で	─ <b>─</b> ─	·類、関·	係帳簿等	<u> </u>						
		<u></u> \合わせ		/ <del>-</del>     /□	ᄼᆂᄥᄱ	**	(0056	21_8600	)) ;T:	(1) 八十萬	***	π <del>.</del> (00Ε	66-66-31	101)	

## ≪19シンボルマーク≫

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。 ■ ・・・必ず」も手帳が必要でけないサービスです。

体験がいるときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークを付けて運転するように努めばなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の名を構造して、 他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の名を作り、 を作り、 を作り、 を作り、 を作り、 を作り、 を作り、 を作り、	1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2ळ 3級   2ळ 3ळ   2ळ 3ळ	1級 2級 3級 4級 5級 6級 Al A2 Bl 82 1級 2級 3級 型域病等	<b>★</b> サ	ービスの	内容等	が変更に	こなる場	合があ	ります。					も手帳か も手帳か		はないち		です。
日本	放   2枚   3枚   4枚   5枚   5枚   6枚   Al   A2   Bl   52   1 数   2枚   3枚   3枚   2枚   3枚   3	放					身障	手帳				療育	手帳		3	精神手帕		難病笙
タイト   大一   大小   大小   大小   大小   大小   大小   大小	技体不自由であることを理由に義足を付けて運転するなどの免許条件を付されている方が自動車を運転するときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身煙者で一クを付けて運転するように努めなければなりません。	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	無物守
タイト   大一   大小   大小   大小   大小   大小   大小   大小	技体不自由であることを理由に義足を付けて運転するなどの免許条件を付されている方が自動車を運転するときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身煙者で一クを付けて運転するように努めなければなりません。	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本		区														
身体体	技体不自由であることを理由に義足を付けて運転するなどの免許条件を付されている方が自動車を運転するときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークをそけて運転するように努めなければなりません。 遺路交通法の規定により割けられます。   「大田	サービス内容 保保 はいません。		分						]	]							
体 だい	るときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークを付けて運転するように努めなければなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により割せられます。    ■ 身体障害者マーク	体				〔手帳を	を持って	いない	方でも利	用でき	ます。〕							
体 だい	るときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークを付けて運転するように努めなければなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により割せられます。    ■ 身体障害者マーク	体																
体 だい	るときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークを付けて運転するように努めなければなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により割せられます。    ■ 身体障害者マーク	体																
体 だい	るときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークを付けて運転するように努めなければなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により割せられます。    ■ 身体障害者マーク	体																
体 だい	るときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークを付けて運転するように努めなければなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により割せられます。    ■ 身体障害者マーク	体	直	<del>Ų</del>	世体不	白由でま	スーレ	た細山	一美兄ゟ	・什けて	電転す 2	よたどの	<b>布計タ</b> /	u せたみさ	カナハ	ス七が亡	動すた	油缸土
で	はなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により割せられます。    大学・	はなりません。	人体															
がいる標識 (車表示用) 身には (本の) を表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の (本の) を集まる。 (本の) を表示 (本の) を表示 (本の) を表示 (本の) を表示 (本の) を表示 (本の) を表しています。 (本の) を表示 (本の)	身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により割せられます。	が	嫜	ビ			<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	о > по <u>га</u> (	こ 反曲 い	/ JU/L (	) V IV E		· · · ·	/ (1)1/	( )	, 00,	, 10 93 07	.0.17.40
審	肢体不自由であることを理由に、義足を付けて運転することなどの免許条件を付されている方    ●	本	が	人	身障者	マークを		た自動	車に対し	て、他	の車は幅	富寄せや	割り込み	みをした	ときは、	、道路交	で通法の	規定に
東京	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。  ■身体障害者マーク    今のおります。  一切	東京	い	突	より罰	せられま	<b>きす。</b>											
東表示用	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。  ■身体障害者マーク    今のおります。  一切	(車表示用)	者	П														
東表示用	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。  ■身体障害者マーク    今日世先   交通安全協会所轄の警察署	(車表示用)	標															
東表	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。  ■身体障害者マーク    今日世先   交通安全協会所轄の警察署	東																
田	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。  ■身体障害者マーク    今日世先   交通安全協会所轄の警察署	田	車															
田	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。  ■身体障害者マーク    今日世先   交通安全協会所轄の警察署	田	表	々														
中 必要	● 身体障害者マーク	世 必要	示	采	肢体不	自由であ	あること	を理由に	こ、義足	とを付け	て運転す	けること	などのst	免許条件	を付さ	れている	方	
請か要素がもしての	● 身体障害者マーク	請要なもしに ■ 身体障害者マーク	問	П														
請か要素がもしての	● 身体障害者マーク	請要なもしに ■ 身体障害者マーク																
請か要素がもしての	● 身体障害者マーク	請要なもしに ■ 身体障害者マーク																
BIい合わせ先   交通安全協会所轄の警察署   身障手帳   療育手帳   精神手帳   1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2	■身体障害者マーク    交通安全協会所轄の警察署	■ 別かにより では、		申必		の交通多	安全協会	等におり	いて有料	で販売	していま	きす。管	轄の警察	察署内(	(交通安:	全協会)	にお尋	ねくだ
BIい合わせ先   交通安全協会所轄の警察署   身障手帳   療育手帳   精神手帳   1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2		■ 別かにより では、		請要	さい。													
BIい合わせ先   交通安全協会所轄の警察署   身障手帳   寮育手帳   精神手帳   1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2級 3級   2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級   2	対応ので通安全協会所轄の警察署   対応   対応   対応   対応   対応   対応   対応   対	■ 別かにより では、		手な	<b>-</b> - 4	- r <del></del>				3								
間い合わせ先   交通安全協会所轄の警察署	身障手帳   擦育手帳   擦育手帳   精神手帳   推病等   1級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   4級   5級   3級   4級   5級   4級   5級   5級   5級   5級   5	問い合わせ先 交通安全協会所轄の警察署		<b>小りじ 十</b>	■身体	百吾 即4	マーク											
身障手帳   擦育手帳   精神手帳   1級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   5級   5級   5級   5級   5級   5	身障手帳   擦育手帳   擦育手帳   精神手帳   推病等   1級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   4級   5級   3級   4級   5級   4級   5級   5級   5級   5級   5	<ul> <li>取</li></ul>		にの					U									
身障手帳   擦育手帳   精神手帳   1級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   3級   4級   5級   5級   5級   5級   5級   5級   5	身障手帳   擦育手帳   擦育手帳   精神手帳   推病等   1級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   2級   3級   4級   5級   6級   A1   A2   B1   B2   1級   2級   3級   4級   5級   3級   4級   5級   4級   5級   5級   5級   5級   5	<ul> <li>取</li></ul>		88,		4	+ 12 th	Λ I±1 Λ =	r #th 0 ##	· retta espo								
<ul> <li>取り</li> <li>でかり</li> <li>では、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければない。</li> <li>では、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければない。</li> <li>ではより罰せられます。</li> <li>本の中では幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通でにより罰せられます。</li> <li>本の中ではできるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を通さい。</li> <li>本の中ではできるようになった重度聴覚障がいの方</li> <li>本の中ではできるようになった重度聴覚障がいの方</li> <li>本の中ではできるようになった重度聴覚障がいの方</li> <li>本の方できるようになった重度聴覚障がいの方</li> </ul>	1級 2級 3級 4級 5級 6級 AI A2 BI B2 1級 2級 3級 無病等 で 2 0 年 6 月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を運転するときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。	<ul> <li>取</li></ul>		Fi) (	い合わせ	九			丌特の 普	<b>祭者</b>	1	。由大	・ナル		,	<b>はよれて</b> お	=	1
聴 ヴービス内容 保護 できるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を通りできるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を通りできるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を通りできるは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければない。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通をにより罰せられます。 本成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方	平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を運転するときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	下の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で			4 /47	0.47			E 477	0.47	۸.1			DO				難病等
フリー   マ成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を選せさればない。 ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければない。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通定により罰せられます。	ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	聴覚障がいる。		₽	)	2級	3級	4 級	り級	り級	ΑI	AZ	ВІ	B2	I 敝	2級	3 級	
フリー   マ成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を選せさればない。 ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければない。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通定により罰せられます。	ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	聴覚障がいる。		分														
で	ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	®		/3														
で	ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	®																
で	ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	®				I	ı			I.		ı				I		I.
では	ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	「党 降がい者 根 で ス 内容 ときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。   平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方   中 表 不	味	<del>ᢢ</del>	立むり	೧年6月	日から白	制市運	転色針ち	か得べ	キストニ	51-tc-	た舌座田	歯骨磨が	いのち	が 白番	由 お 渾	転する
では	ん。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをしたときは、道路交通法の規定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	である。	一心															
がいる者ではより罰せられます。	定により罰せられます。  平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方  各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	がい者標識 (車表示 「中	膧				120	по да С 1	хш •> Л	J/C ( )	• <u>                                     </u>	- 700 ) C   7	пп.	,	.,	PA 0 0.7	1010101	) or C
本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方 各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	で 本	が						自動車に	対して.	、他の耳	重は幅寄	せや割り	り込みを	したと	きは、道	路交通	法の規
者 標識 条 中成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方表表	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	者標識 (車表示用) 中必請するようになった重度聴覚障がいの方 各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねくだきい。 ■聴覚障害者マーク	い	容	定によ	り罰せら	られます	0										
議 条 中 中 本 本 本 本 本 本 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 市 本 市 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 本 市 市 本 本 市 本 本 市 本 市 本 市 本 市 本 市 本 市 本 本 市 本 本 市 本 本 市 本 本 市 本 本 市 本 本 市 本 本 本 市 本 本 本 市 本 本 市 本 本 市 本	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	<ul> <li>職 条件</li> <li>中表示用</li> <li>申 必請事業なきにおいて有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。</li> <li>■聴覚障害者マーク</li> </ul>	者	Н														
・ 本	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	条件       平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方         申か請すなきを表しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。         事職覚障害者マーク	標業															
表	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。	表示用 申 必請要な きの。  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		夂														
表	さい。	表示用 申 必請要な きの。  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	車	来 件	平成2	0年6月	引から自	動車運	転免許を	取得で	きるよう	うになっ	た重度	恵覚障が	いの方			
用	さい。	用 申 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	表	" "														
申 各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお 請	さい。	申 必請 要	示															
請	さい。	請 要 き な	也				_											
		開 要		申心		の交通タ	2全協会	等におり	いて有料	∤で販売	していま	きす。管	轄の警察	<b>緊署内</b> (	交通安:	全協会)	にお尋	ねくだ
すな	■聴覚障害者マーク	きのに		可無	らい。													
	■聴覚障害者マーク			ナ 続														
┃ │ き の │ ■ 郷見障害有マーク				きも	■聴:	覚障害者	ゴマーク		Y									
		問い合わせ先交通安全協会所轄の警察署		(C (V)														
		■ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																
	へ合わせ先 交通安全協会所轄の警察署			問し	へ合わせ	·先	交通安:	全協会所	<b>斤轄の警</b>	察署								

## ≪⑲シンボルマーク・⑳相談窓口≫

● ···必ず手帳が必要なサービスです。

「・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

<b>+</b> ++	ービスの	) 内突等	が変面に	こかる場	合があ	い ます			···	必ず手巾 必ずし:	長が必要 も毛帳ヵ	見なサー 沁英で	ビスです けかい+	ナ。 ナ— ビス	です
		/	万文文		·手帳	7670				<u>ジェレー</u> 手帳			<del>18.80 / 1</del> 精神手		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	難病等
	区 分														
	ガ			<b>!</b>											
				(聴覚障	がい者)	)									
聴覚障がい者標識	サービス内容		がい者だ ル)です		、銀行、	郵便局	引、市役 <u>.</u>	所等の系	器口で不	便をなり	くすため	)に提示	するシン	ノボルマ	ーク
(本人掲示用)	条 件	聴覚障	がい者等	宇											
	申請手続きに必要なもの	希望者	には障 <i>t</i>	がい福祉	課で配付	付してい	います。		耳の不自由な者です	ボルマーク 手招きてお阿ひ下さい					
	問し	∖合わせ	·先	障がい	福祉課				KT	EMII					
					手帳				療育	手帳			精神手帕	Ę	## ^
	区分	1級	2級	3級	4級	5級 を持っ	6級	A1 い方でも	A2 申請す	B1 ることか	B2 できま	1級 す。〕	2級	3級	·難病等
ヘルプマーク(本	サービス内容	ことがタ	外見から	らは分か		方が、周	引部障が 引囲の方								
本人掲示用)	条 件						♪体障が ○配慮を						がい、ア	内部障が	いのあ
	申請手続きに必要なもの	〇ヘル	プマーク	ク申込書	:	寿社会課	<b>果、各支</b> .	所、宇ク	八行政セ	ンター	で配付し		す。 レプマー	7	3
		\合わせ	· <del>牛</del>	障がい	福祉課										

## ≪20相談窓口≫

● ···必ず手帳が必要なサービスです。

「・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

<b>★</b> サ	ービスの	)内容等	が変更に			ります。				必ずし	<sup>長か必要</sup> も手帳が	必要で	はないち	ナービス	です。
		4 /5	0 /2		手帳	F /F	0 /17			手帳			精神手帕		難病等
	区	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	区 分														
						〔手帳を	を持って	いない	方でも利	用でき	ます。〕				
相談支援事業(地域	サービス内容	障がい:	者やその		対し、「	章がい福					<b>資源の活</b> こおける				るため
地域生活支援事業)	条 件														
	申請手続きに必要なもの	させぼ:	地域基幹	全相談 支	援セン <sup>,</sup>	ターは市	ī内5か)	所に設置	置してい	ます。訁	羊しくは	:P980	一覧をこ	ご確認く	ださ
	問し	ハ合わせ	·先	障がい	福祉課										

## 障がい者に関するマーク



#### 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない 人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもありま す。

問社団法人

合

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

わせ せ TEL: 03-3225-5600 先 FAX: 03-3354-0046



#### ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴 の啓発のためのマークです。

デパートやスーパーなどの民間施設でも補助犬が同伴できます。

問 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画 課自立支援振興室

合 わ

tel: 03-5253-1111 (代) 先 FAX: 03-3503-1237



#### 障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある方が容易に利用できる建物・施設である ことを明確に示す国際シンボルマークです。

問り対団法人の大院室

日本障害者リハビリテーション協会

TEL: 03-5273-0601 FAX: 03-5273-1523



#### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

問い

合わ

せ

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

合わせ

TEL: 03-5291-7885 FAX: 03-5291-7886

せ 先

## 障がい者に関するマーク

#### ハート・プラスマーク 身体内部の機能に障がいのある方を表すマークです。 1) 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 合 わ TFI: 080-4824-9928 せ 先 オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している方のための設備が あることを示すマークです。 問 社団法人 日本オストミー協会 1) 合 わ TEL: 03-5670-7681 FAX: 03-5670-7682 せ 先 ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方ま たは発達障がいの方等、援助や配慮を必要としている ことが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を 必要としていることを知らせることで、援助を得やす くなることを目的としたマークです。 1) 長崎県福祉保健部障害福祉課 合 TEL: 095-895-2453 わ FAX: 095-823-5082 せ 先

## 5 その他

## (1) 主な関係機関

事業所名		所 在 地	電話番号
佐世保市保健福祉部障がい福祉課	〒857-0042	佐世保市高砂町5-1 すこやかプラザ	(0956) 24-1111
長崎県福祉保健部障害福祉課	〒850-8570	長崎市尾上町3-1	(095) 895-2451
長崎こども・女性・障害者支援センター	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	(095) 844-5132
佐世保こども・女性・障害者支援センター	〒857-0034	佐世保市万徳町10-3	(0956) 24-5272
佐世保市社会福祉協議会	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1	(0956) 23-3174
佐世保市社会福祉協議会ボランティアセンター	〒857-0864	佐世保市戸尾町5-1	(0956) 23-3905
佐世休川社会価値励議会パプンティアセンダー		させぼ市民活動交流プラザ内	(0930) 23-3903
<b>上</b> 長崎県社会福祉協議会	〒852-8555	長崎市茂里町3-24	(095) 846-8600
文 响 朱 位 云 悃 位 励 硪 云		長崎県総合福祉センター2F	(093) 040-0000
	〒857-8611	佐世保市木場田町2-19	(0956) 22-2161
一位		佐世保合同庁舎	(0930) 22-2101
県 北 振 興 局 税 務 部	〒857-0041	佐世保市木場田町3-25	(0956) 24-7056
佐 世 保 年 金 事 務 所	〒857-0851	佐世保市稲荷町2-37	(0956) 34-1189
佐世保公共職業安定所	〒857-0851	佐世保市稲荷町2-30	(0956) 34-8609
長崎障害者職業センター	〒852-8104	長崎市茂里町3-26	(095) 844-3431
長崎県視覚障害者情報センター佐世保	〒857-0034	佐世保市万徳町10-3	(0956) 25-3336

	福	祉	事	務	所	名			所 在 地	電話番号
佐	世	保	市 右	福祉	事	務	所	〒857-0042	佐世保市高砂町5-1 すこやかプラザ	(0956) 24-1111
長	崎	市	福	祉	事	務	所	〒850-8685	長崎市魚の町4-1	(095) 829-1161
島	原	市	福	祉	事	務	所	〒855-8555	島原市上の町537	(0957) 63-1111
諫	早	市	福	祉	事	務	所	〒854-8601	諫早市東小路町7-1	(0957) 22-1500
大	村	市	福	祉	事	務	所	〒856-8686	大村市玖島1-25	(0957) 53-4111
平	戸	市	福	祉	事	務	所	〒859-5192	平戸市岩の上町1508-3	(0950) 22-4111
松	浦	市	福	祉	事	務	所	〒859-4598	松浦市志佐町里免365	(0956) 72-1111
対	馬	市	福	祉	事	務	所	〒817-1201	対馬市豊玉町仁位380	(0920) 58-2294
壱	岐	市	福	祉	事	務	所	〒811-5192	壱岐市郷ノ浦町本村触562	(0920) 48-1111
五	島	市	福	祉	事	務	所	〒853-8501	五島市福江町1-1	(0959) 72-6117
西	海	市	福	祉	事	務	所	〒857-2302	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2278-1	(0959) 37-0069
雲	仙	市	福	祉	事	務	所	〒854-0492	雲仙市千々石町戊582番地	(0957) 36-2500
西	彼	福	1	祉 :	事	務	所	〒852-8104	長崎市茂里町3-24	(095) 846-8955
南	島	原	市	福祉	: 事	務	所	〒859-2202	南島原市有家町山川58	(0957) 73-6651
上	五	島	福	祉	事	務	所	〒857-4511	南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1	(0959) 54-2131
小	値	賀	町	福祉	: 事	務	所	〒857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	(0959) 56-3111
東	彼	· :	: 松	福	祉 事	務	所	〒857-0043	佐世保市天満町1-27	(0956) 22-3211
果	111	ં તા	J 114	作田 "	111. 事	+ 7万	ולז		県北振興局天満庁舎5F	(0900) 22-0211

	保	健	所	名			電話番号			
佐	世(	呆 市	5	建健	所	〒857-0042	佐世保市高砂町5-1 すこやかプラザ	(0956) 24-1111		
長	崎	市	保	健	所	〒850-8685	長崎市魚の町4-1	(095) 829-1155		
西	彼	俘	Ē	健	所	〒852-8061	長崎市滑石1丁目9-5	(095) 856-0693		
県	央	俘	₹	健	所	〒854-0081	諫早市栄田町26-49	(0957) 26-3305		
県	南	俘	保健		保健		所	〒855-0043	島原市新田町347-9	(0957) 62-3288
県	北	俘	Ē	健	所	〒859-4807	平戸市田平町里免1126-1	(0950) 57-3933		
五	島	俘	₹	健	所	〒853-0007	五島市福江町7-2	(0959) 72-3125		
上	五	島	保	健	所	〒857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	(0959) 42-1121		
壱	岐	仔	₹	健	所	〒811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	(0920) 47-0260		
対	馬	俘	₹	健	所	〒817-0011	対馬市厳原町宮谷224	(0920) 52-0166		

#### (2) 障がい者・難病患者関係団体等

(令和7年4月現在)

団体名	電 話 番 号 · 受 付 時 間 等
佐世保市身体障害者団体連合会	(0956)24-6992 月~金 10:00~15:00
佐世保市肢体障害者協会	(0956)24-6992 月~金 10:00~15:00
佐世保市視覚障害者協会	(0956)24-9407 日・月・水・木 9:00~16:00
一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部	FAX(0956)22-9310 水·金 10:00~15:00
社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会	(0956)24-5199 月・水・木・金 10:00~15:00
佐世保市内部障害者協議会	090-1347-4771 月~金 10:00~15:00
ゆみはり会(佐世保地区精神障がい者家族会)	080-7892-7607
佐世保市肢体障害者協会吉井支部	090-8834-6079
佐世保市肢体障害者協会世知原支部	(0956)78-2123 月~金 10:00~17:00
佐世保市肢体障害者協会 江迎支部	(0956) 73–7557
長崎県パーキンソン病患者と家族と支援者の会	070-8450-4675
長 崎 県 精 神 障 害 者 団 体 連 合 会	(095)808-5830 火・金 10:00~16:00
全国膠原病友の会長崎県支部	(095) 846-8620
長崎県脊柱靭帯骨化症 友の会	(095) 846-8620
長 崎 県 難 病 連 絡 協 議 会  県 北 支 部	(0956)37-8414 月~金 10:00~15:00

#### (3) 障害者相談員名簿

(令和7年4月現在)

区	分	氏 名	電 話 番 号	担 当 地 区				
		前 田 敏子	090-8834-6079	北部				
	肢体	笛 田 健 治	73-7557	北部				
		上 田 崇 仁	090-8838-1536	北部				
		内 海 律 子	76-2754	北部				
		大 園 博 樹	76-2240	北部				
		小 野 順 子	80-4007	中部				
		﨑 田 春 代	38-2712	南部				
身体障害者		髙 浪 勝 己	33-0032	南部				
相談員	視覚	古 川 竜 一 郎	32-4599(事務所)	全市				
		七條定義	40-8599	全市				
		三 村 英 敏	42-9390	全市				
		後 藤 郁 子	33-4638	全市				
		村 上 美 和 子	FAX 59-9301	全市				
		岡 村 太 資	FAX 24-1784	全市				
	内部	久 保 寿 光	090-1347-4771	全市				
	יום ניין	谷本ゆみ子	090-5028-4216	全市				
		品 川 桂子	22-7328	全市				
知的障	章害者	平 本 恵 子	46-0541	北部				
相談	炎員	松川清子	28-6513	中部				
		溝 口 富 子	32-9374	南部				

<sup>※</sup>令和7年度の名簿です。最新の名簿は市のホームページにも掲載しています。

#### (4) させぼ地域基幹相談支援センター 一覧

(令和7年10月現在)

	<u> </u>	ノ / 兄				
地域	受託先法人名	住所	電話番号	開所時間等		
東部地域基幹相談支援センター	사스코샤라 나 후바쓰스	〒859-3213	(0956)76-8810	毎日 9時00分~18時00分(日・祝日電話対応)		
果が地域基料相談又抜せノメー	位云悃征法人 呂共主云	佐世保市権常寺町1108-6	(0930)70-0010	休日/指定休あり		
南部地域基幹相談支援センター	CTEDI ANI 株士会社	〒859-3241	(0956)55-4620	月~金 9時00分~17時00分		
用の地域基幹相談又抜ゼノダー	STEFEAN 你我去社	佐世保市有福町90-11 メゾン有福605	(0930)35-4020	休日/土・日・祝日(指定休あり)		
中部地域基幹相談支援センター	NPO法人	〒857-0053	(0956)56-7110	毎日 10時00分~18時30分		
中の地域奉料伯談文抜センター	チーム・フォー・バイ・フォー	佐世保市常磐町8-8 富士ビル4階	(0930)30-7110	休日/毎月第4火曜(指定休あり)		
西部地域基幹相談支援センター	社会福祉法人	〒858-0916	(0956)37-9696	月~金 8時30分~17時15分		
四印地以季軒伯畝又抜セノメー	佐世保市手をつなぐ育成会	佐世保市木宮町3-15	(0930)37-9090	休日/土・日・祝日及びお盆・年末年始		
北部地域基幹相談支援センター	株式会社 SDARKIOV	〒857-0016	(0956)24-3841	月~金 9時00分~17時00分		
北部地域委幹怕談又抜センター	株式芸社 SFARROOT	佐世保市俵町25-3 2階	(0930)24-3641	休日/土・日・祝日(指定休あり)		

<sup>※</sup>佐世保市内の相談支援事業所は全31か所あります。詳しくはお尋ねください。

<b>視力障害</b> 良い方の眼の視力が0.01以下のもの 視力が0.02以上の 0.03以下のもの 2 良い方のの眼の視力が0.04かの根力が0.04かの眼のれたが手もの 2 したが0.04かのもの 1.00以上の 1.0	視野障害  3 周辺44野標本  3 周辺44関標和表面度にが現現標を対して、1/48による)のでは、1/242をであるでは、2 は、2 は、2 は、2 は、3 は、4 は、5	<b>聴覚障害</b> 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100デンベル以上 のもの(両耳全 ろう)	平衡機能障害	又は そしゃく 機能の障害	自己の身辺の 日常生活活動	り自己の身辺 の日常生活活 動が極度に制	り自己の身辺 の日常生活活	の障害により 自己の身辺の 日常生活活動 が極度に制限	自己の身辺の 日常生活活動 が極度に制限	ヒト免疫で全 ウイルスによる 免疫機能障害 ヒトイル疫の管害 生ウイスの障害 はいのでは、 はい日常	肝臓の機能の障害により 日常生活活動がほとんどっ
が0.01以下のもの 1 良い方の0.02以 点0.03以下の もの 2 良い方が0.04か の 2 良い方が0.04か でしている。 2 良い方が0.04か でしている。 2 良い方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 2 はい方が1.04か でしている。 3 はいる。 4 はいる。 4 はいる。 5 はい。 5 はい。 5 はい。 5 はい。 5 はいる。 5 はい。 5 は、 5 は、 5 は、 5 は、 5 は、 5 は、 5 は、 5 は、	(1)4視線には (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の (1)の制度 (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の	ベルがそれぞれ 100デシベル以上 のもの(両耳全			の障害により 自己の身辺の 日常生活活動 が極度に制限	能の障害によ り自己の身辺 の日常生活活 動が極度に制	能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制	は直腸の機能 の障害により 自己の身辺の 日常生活活動 が極度に制限	の障害により 自己の身辺の 日常生活活動 が極度に制限	全ウイルスに よる免疫の機 能の障害によ	の障害によ 日常生活活! がほとんど
視力が0.02以 上0.03以下の もの 2 良い方の眼の 視力が0.04か つ他方の眼の 視力が手動弁	(1)4視線には (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の総合性の (1)の (1)の制度 (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の (1)の	ベルがそれぞれ 100デシベル以上 のもの(両耳全						されるもの	211000	動がほとんど不可能なもの	可能なもの
	視認点数が20点 以下のもの									ヒウイル変に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の障害によ 日常生活活 が極度に制
1 良い方の。04以上の。07以下の もので、07以下の もので、28級の2 を除く) 2 良い方が0.08かつ他方がの手動の 以下のものもの 以下のものもの 以下のもの	3 周(1/4 (3) 周辺(4/4 (4) のそかかり (5) のそかかり (6) のそかかり (7) のそがかり (7) のそがのり (7) のそがのり (7) のそがのり (7) のそがのり (7) のもの (7) のもの	両が90でものでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	平衡機めい で養書			り家庭内での 日常生活活動	り家庭内での 日常生活活動 が著しく制限	の障害により 家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ	家庭内での日 常生活活動が 著しく制限さ	能の野されるのでは、これでは、これでは、これでは、これでで、これでで、これでで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、	日常著れ社社生しる会活制のの動限を
1 良い方の眼の 視力が0.08以 上0.1以下のも の(3級の2を 除く)	2 周辺視野角度 (1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80 度以下のもの 3 両眼開放視認点 数が70点以下の もの	1 両ベルマン (なける) は (なりない) は (な		そしゃく機能	の障害により 社会での日常 生活活動が著	り社会での日 常生活活動が	能の障害により社会での日 常生活活動が	は直腸の機能 の障害により 社会での日常 生活活動が著	の障害により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され	全ウイルスに よる免疫の機 能の障害によ り社会での日	の障害によ 社会での日 生活活動が しく制限さ
1 良い方の眼の 視力が0.2かつ 他方の眼の視 力が0.02以下 のもの	2 両限分の (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		平衡機能の書 い障害								
良い方の眼の視力 が0.3以上0.6以下 かつ他方の眼の視 力が0.02以下のも カ	-	1 両ペルリン・カデーのン以外のでは、1 両ペルリムのでは、1 のが70上でいるのでは、1 のがりに、1 のがり									
	2 良初のの8かの の8かのの8かのの8かのの8かのの8かのの8かのの8かのの8かのの8	2 良い方の眼の	2 良い方の眼の	2 良い方の眼の では 1 / 2 (根) が 1 (根) が 1 (根) で 1 (本) が 1 (根) で 2 (根) が 1 (相) が 1 (相	良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの   良い方の眼の視力が10.02以下のもの   1 良い方の眼の視力が10.08以下のもの   1 良い方の眼の視力が0.08以下のもの   1 良い方の眼の視力が0.20かった   2 周辺視野角度   2 周辺視野角度   2 周辺視野角度   2 同域形がそれの 以耳介が長し、 1以下のもの (五ければ話声器をいもの)   1 良い方の眼の視力が0.20か   2 両眼が10.20か   2 両話語音明か   2 両話語音いのもの   3 両度(1)が10.20以下のもの   3 両度(1)が10.20以下のもの   3 両度(1)が10.20以下のもの   4 両別が170点以下のもの   4 両別が170点以下のもの   5 両眼開放視認点 かつ10点以下のもの   4 両別が170点点以下のもの   5 両眼開放視認点 かつ10点以下のもの   5 両眼開放視認点 かつ10点以下のもの   4 両別が170点点以下のもの   4 両別が170点点   4 両別が170点点点   4 両別が170点点   4 両別が170点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	2 良い方の眼の (視力が0.08かつ他方の眼の (現力が1.08以下のもの (現力が1.08以下のもの) (現立	2 良い方の眼の 視力が9.0 08か つ他方の取の 切下のもの       1 両耳の魅力レ のもの 数が70点以下のもの の (3級の2を 除く)       1 両耳の魅力レ の場所が良以下かっ の (3級の2を 除く)       1 両耳の魅力レ (3 大の (3級の2を )       音声機能、 の (3 大の (3 大の もの) を立いもの (3 大の (3 大の もの) もの       1 両耳の魅力レ へルがそれぞれる (4 大の (4 大の もの) を立いわもの (5 大の (4 大の ))       音声機能、 の (4 大の (4 大の ))       1 本の (4 大の ) (4 大の (4 大の ))       音声機能、 の (4 大の (4 大の ))       1 本の (4 大の ) (4 大の (4 大の ))       音声機能、 の (4 大の ))       1 本の (4 大の ) (4 大の	2 良い方の限の 現力が0.08かつのもの 視力が0.08以下のもの	2 良い方の眼の 現力が10 83以 である の	2 良い方の眼の (1 / 25時底に 4 ) から使成に 2 (1 / 25時底に 4 ) から使成に 2 (1 / 25時底に 4 ) から使成に 2 (1 / 25時底に 4 ) から使え 2 両型の関の 現立が中華的 以下のもの 2 (1 / 25時底に 3 ) の権和が左 2 (1 / 25時底に 4 ) の (3間の2 を 2 (1 / 25時底に 4 ) 2 (1 / 25時底に 5 ) の (3間の2 を 2 (1 / 25時底に 5 ) 2 (1 / 25時底	2 及い方の限の (2 1 7 2 場所によう) からの度か (2 1 7 2 場所によう) からの度か (3 1 7 2 場所によう) からの度か (3 1 7 2 場所によう) からの度が (4 1 7 2 場所によう) からの度が (4 1 7 2 場所によう) からの度が (4 1 7 2 場所によう) からの (5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

関係の表現によっては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 異なる等級について2以上の重複する障害が3以上重複する場合は、6級とする。 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

級	肢 体 不 自 由							
別	上 肢	下 肢	体幹	脳病変による 上肢機能	運動機能障害 移動機能			
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調 等により上肢を使用 する日常生活動作が ほとんど不可能なも の	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの			
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	又は起立位を		不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの			
3 級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの 4 両下肢の障害	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調 等により上肢を使用 する日常生活動作が 著しく制限されるも の	不随意運動・失謀 等により歩行が家 内での日常生活活通 に制限されるもの			
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は 健側の長さの10分の1以上短いもの 7 両下肢の障害		不随意運動・失調 等による上肢の機能 障害により社会での 日本活動が著し く制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく 制限されるもの			
5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健 側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の 著しい障害	不随意運動・失調 等による上肢の機能 障害により社会での 時間に表活動に支障 のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの			
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調 等による上肢の機能 の劣るもの	不随意運動・失意等により移動機能の 劣るもの			
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの			

# (6) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患(機能障害)の状態の確認、③能力障害(活動制限)の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。精神障害の判定基準は、「精神疾患(機能障害)の状態」及び「能力障害(活動制限)の状態」により構成しており、その適用に当たっては、総合判定により等級を判定することになる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示します。

(平成7年9月12日 厚生省保健医療局長通知)

	<b>障 害</b> の	(平成/年9月12日 厚生省保健医療局長通知) ) <b>状 態</b>		
障害等級				
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害の状態		
1級	1 統合失調症によるものにあっては、高度の残遺 状態又は高度の症状があるため、高度の人格変 化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験 があるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保 持ができない。		
生活の用を弁 ずることを不 能ならしめる	2 気分(感情)障害によるものにあっては、高度の 気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があ り、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰 り返したりするもの。	3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うこ		
程度のもの)	3 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態 又は病状が前記1、2に準ずるもの。	とができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。		
	4 てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。	6 身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。		
	5 中毒精神病によるものにあっては、認知症その 他の精神神経症状が高度のもの。	7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や興味·娯楽に関心がなく、文化的社		
	6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。	会的活動に参加できない。		
	7 発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの	(上記1〜8のうちいくつかに該当するもの)		
	8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記 の1~7に準ずるもの。			
2級 (精神障害で	1 統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その	  1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしには   できない。		
で、日常 ま活が著しい 制限を受ける	他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分(感情)障害によるものにあっては、気	2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保 持は援助なしにはできない。		
か、又は日常生活に著しい制限を加える	は日常 分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があ :著しい り、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰	3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。		
ことを必要と する程度のも の)	必要と	4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。		
	4 てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。	5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調   的な対人関係づくりは援助なしにはできな   い。		
	5 中毒精神病によるものにあっては、認知症その 他の精神神経症状があるもの。	6 身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応 は援助なしにはできない。		

障害等級	障害の状態					
準 青 守 敬	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害の状態				
2級	6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。 7 発達障害によるものにあっては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1~7に準ずるもの。	7 社会的手続や、一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味·娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1~8のうちいくつかに該当するもの)				
3 (あ生社限か生社限とるの 精っ活会を、活会をを程)神ても生受又も生加必度障、し活けはし活え要の	1 統は大きな では、	<ol> <li>調和のとする。</li> <li>法面、入浴、下清掃などの身辺の清潔保持必要とする。</li> <li>洗面、発的に行うできるがなお援助を必要とする。</li> <li>金銭管理や計画を必要とする。</li> <li>規則的な要とする。</li> <li>規則的な要とする。</li> <li>規則的必要とする。</li> <li>規則を必要とする。</li> <li>がなお援助を必要とする。</li> <li>規則的な要とする。</li> <li>家族な知人所不安と適切な計量とはいえず不安定の安全保持のが、なお援助を必要といかである。</li> <li>身辺なるの安全保持のが、の必要とする。</li> <li>社会の手続やが、なお援助を必要とする。</li> <li>社会が、本社会的手続やよび、文化的社会が、なお援助を必要とする。</li> <li>社会所動に要とする。</li> <li>社会所動に必要とする。</li> <li>(上記1~8のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>				

- ※ 新たに対象となる疾病 (7疾病)
- △ 表記が変更された疾病(2疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

<b>亚口</b>	○ 障害者総合文援法独目の対象疾病 (29疾病)	亚口	吃床有
番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A 腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	<b>亜急性硬化性全脳炎</b>	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎(ハンナ型)
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モワト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性膵炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)
27	ウィルソン病	77	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV – 1 関連脊髄症	83	クッシング病
34	ATR-X症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症     ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クロンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症
44	黄色靭帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症      ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎
55	10 010 AVARIMENT LE LE DI VICINE!		<b>"""のころししたロハ</b>

- ※ 新たに対象となる疾病 (7疾病)
- △ 表記が変更された疾病(2疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

	○ 障害者総合文援法独目の対象疾病 (29疾病)		
番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高 I g D症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症       ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靭帯骨化症	162	
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球癆	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120		170	進行性ミオクローヌスてんかん
121	がなられる所属シストロフィー 抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
121		172	
	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※		心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群		睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症 骨髄異形成症候群	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126 127		176	スミス・マギニス症候群
		177	スモン
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5 p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリス症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鰓耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症
	·		

- ※ 新たに対象となる疾病 (7疾病)
- △ 表記が変更された疾病(2疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

₩ 🗆	○ 障害者総合文援法独目の対象疾病(29疾病) 		,÷,÷,
番号		番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群		突発性難聴
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン癆
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳腱黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表へモジデリン沈着症
220	ダウン症候群	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	囊胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症		肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231		281	汎発性特発性骨増殖症
232	短腸症候群		P C D H 19関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	PURA関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜症
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	
237	中毒性表皮壊死症	287	
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV 4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	293	非特異性多発性小腸潰瘍症
244	特発性間質性肺炎	294	皮膚筋炎/多発性筋炎
245	特発性制度性加致 特発性基底核石灰化症	295	及
	特発性挙述核句次化症   特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	296	肥満低換気症候群
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群

- ※ 新たに対象となる疾病(7疾病)

341

342

343

344

345

346 347

348

349

無虹彩症

無脾症候群

無βリポタンパク血症 メープルシロップ尿症

メチルグルタコン酸尿症

メチルマロン酸血症

メビウス症候群

免疫性血小板減少症

メンケス病 網膜色素変性症

	<ul><li>△ 表記が変更された疾病(2疾病)</li></ul>				
	○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)				
番号	疾病名		番号	疾病名	
301	ファイファー症候群		351	もやもや病	
302	ファロー四徴症		352	モワット・ウイルソン症候群	
303	ファンコニ貧血		353	薬剤性過敏症症候群	
304	封入体筋炎		354	ヤング・シンプソン症候群	
305	フェニルケトン尿症		355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	
306	フォンタン術後症候群	0	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
307	複合カルボキシラーゼ欠損症		357	4 p欠失症候群	
308	副甲状腺機能低下症		358	ライソゾーム病	
309	副腎白質ジストロフィー		359	ラスムッセン脳炎	
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症		360	ランゲルハンス細胞組織球症	
311	ブラウ症候群		361	ランドウ・クレフナー症候群	
312	プラダー・ウィリ症候群		362	リジン尿性蛋白不耐症	
313	プリオン病		363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	
314	プロピオン酸血症		364	両大血管右室起始症	
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)		365	リンパ管腫症/ゴーハム病	
316	閉塞性細気管支炎		366	リンパ脈管筋腫症	
317	β-ケトチオラーゼ欠損症		367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	
318	ベーチェット病		368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
319	ベスレムミオパチー		369	レーベル遺伝性視神経症	
320	へパリン起因性血小板減少症	0	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
321	ヘモクロマトーシス	0	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	
322	ペリー病		372	レット症候群	
323		0	373	レノックス・ガストー症候群	
324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)		374		*
325	片側巨脳症		375	ロスムンド・トムソン症候群	
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症				
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症				
329	ホモシスチン尿症				
330	ポルフィリン症				
331	マリネスコ・シェーグレン症候群				
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群				
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー				
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症				
335	慢性再発性多発性骨髄炎				
336	慢性膵炎	0			
337	慢性特発性偽性腸閉塞症				
338	ミオクロニー欠神てんかん				
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん				
340	ミトコンドリア病				
241	<b>年</b> 此必定		Ī		

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。 各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (https://www.nanbyou.or.jp/) 等を参照ください。

Δ

# 経過的に対象となっている疾病

○下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等\*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業 (障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
肝外門脈閉塞症
肝内結石症
偽性低アルドステロン症
ギラン・バレ症候群
グルココルチコイド抵抗症
原発性アルドステロン症
硬化性萎縮性苔癬
好酸球性筋膜炎

疾病名
視神経症
神経性過食症
神経性食欲不振症
先天性QT延長症候群
TSH受容体異常症
特発性血栓症
フィッシャー症候群
メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

# さくいん

### サービス

あ

青い鳥郵便はがきの無料配布 80

アルコール・ギャンブル等依存症者及び家族の相談 61

移動支援 45

NHK放送受信料の免除 78

遠隔手話通訳サービス 85

か

各種郵便物の取扱い 80

共同生活援助 (グループホーム) 11

居宅介護 (ホームヘルプ) 8

車いす貸与 57

黒島旅客船利用運賃一部助成 68

軽自動車税の減免 74

軽度:中等度難聴児補聴器購入費助成 42

携帯雷話基本料金等の割引 79

公営住宅の優遇措置 43

後期高齢者医療制度への移行 40

航空 67

行動援護 9

公文書の点字化 86

声の広報の発行 86

さ

在宅重症心身障害児等短期入所 58

事業主への助成 90

施設入所支援 10

自動車運転免許取得費助成 71

自動車改造費の助成 71

自動車税等の減免 75

住宅改修 54

重度障害者等包括支援 10

重度訪問介護 8

住民税の障害者控除 76

就労移行支援 11

就労継続支援 11

就労定着支援 11

就労選択支援 11

就労系サービス利用者通所費助成 69

手話通訳者の設置 82

手話通訳者の派遣(地域生活支援事業) 83

障害基礎年金 32

障害厚生年金 32

障害児施設支援(通所・入所) 21

障害児福祉手当 31

障がい者虐待相談 60

職業訓練 90

職業相談·職業紹介·職場定着指導 89

職場適応訓練 89

所得税の障害者控除 76

自立訓練(機能訓練·生活訓練)11

自立支援医療(更生医療)35

自立支援医療(精神通院)35

心身障害者扶養共済制度 33

身体障がい者標識(車表示用)91

人工呼吸器の非常用電源装置購入費の給付 57

生活介護 9

生活福祉資金貸付制度 81

精神科デイケア 62

精神科医師による相談 60

船舶 68

相続税の障害者控除 77

相談支援事業(地域生活支援事業) 93

15

タクシー 66

短期入所(ショートステイ)10

地域活動支援センター 45

駐車禁止の除外措置 72

聴覚障害者標識(車表示用)91

聴覚障害者標識(本人掲示用)92

聴覚障がい者用SOSカードの配布 84

点字投票 87

電車 65

電話番号の無料案内 79

同行援護 8

特別児童扶養手当 30

特別障害給付金 33

特別障害者手当 30

な

長崎県おもいやり駐車場制度 73

難病医療 36

難病医療相談 59

日常生活用具の給付 46

日中一時支援 44

は

バス 65

福祉医療 34

福祉タクシー 66

福祉特別乗車証(福祉パス・回数券等) 64

ヘルプマーク(本人掲示用) 92

訪問型レスパイト 58

訪問看護 56

訪問指導 59

訪問入浴サービス 44

保健所デイケア 61

補装具費(購入・借受・修理)の支給 41

ま

盲ろう者向け通訳者及び移動介助員の派遣(地域生活支援事業) 84

や

郵便等による不在者投票(代理記載)88 郵便等による不在者投票 87 有料道路 70 要約筆記者の派遣(地域生活支援事業) 83

h

旅客鉄道割引(JR) 63 ろうあ相談員の設置 82

# 佐世保市障がい福祉課

〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 佐世保市中央保健福祉センター すこやかプラザ1階 代表電話 0956(24)1111